

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2151

裏面白紙

Hoshino

22-9-23

Def Doc 4

OPENING STATEMENT  
HOSHINO

冒 頭 告 述

被告 星 野 個人 陳 階

被告星野ノ爲メニ提出セラレベキ證據ハコレヲ明瞭ニスル爲メニモツノ部  
 分即チ一九三二年ヨリ一九四〇年ニ至ル滿洲時代、一九四〇年ヨリ一九四  
 一年ニ至ル企畫院時代、一九四一年十月十八日以後ノ内閣書記官長時代ノ  
 各部ニ分ケマス。星野ノ経歴ハ、茲ガ未ダ大蔵省ノ一官吏チアツタ其経歴ヲ  
 以テ當時滿洲國政府財政部ヲ援助スルコトヲ求メラシメタ時ヨリ始メテ滿洲  
 國取扱ヒマス。星野ハ其要請ヲ受諾シ、彼ノ能力ト滿洲國ニ對スル設備ナ  
 ル關心トニヨリ遂ニ同國政府ノ總務廳長トナリマシタ。彼ガ一九三六年總  
 務廳長ニ任命セラレタ後、同務廳長トシテ、總務廳長ノ權限、及ビ總  
 務廳ハ同國政府ノ命令ヲ受ケナカッタ事實ハ証人松木氏ニヨツテ説明セラレ  
 マス。

星野ガ滿洲國ヲ排斥シタト云フ檢察側ノ訴辨ニ對スル反駁ハ下記ノ事實ヲ  
 示ス證據ニヨツテ提出シマス。

(F. No. 113)

裏面白紙

一、リットン報告書が其成暴ヲ疑ツタ財政關係ノ改善、債務ノ整理、行平ナレ  
 設制ノ設立、滿洲國ノ良善其他一般經濟上ノ發展ノ如キ滿洲國ノ一般  
 ナ改善ヲ施スベキナリ星野カ設言ニ骨身ヲ惜マヌ努力ヲシタコトハ一般滿  
 洲段階ニ於テ簡略ニ述ベマシタ

二、星野カ日滿管交關係ノ維持ノ要ヲ撤廢シタ事言、茲ニ日系官吏ヲ却ケテ  
 滿人官吏ヲ要職ニ据ヘタ爲メニ日系ヨリ寧ロ親滿系デアルトノ批議ヲ  
 受ケタ程デアツタ事言

三、星野カ滿洲ノ生産物ヲ出來ル丈ニ高價ニ日本ニ賣リ日本ノ生産物ハ出來  
 ル丈ニ安價ニ滿洲國ニ購入セントシタ事言茲ニ日本ノ關稅引上ヲ止メン  
 トシタ程ノ努力

四、星野カ滿洲國ノ利益ニトリ不利トナルト考ヘテ、如キ政策ガ行ハレセ  
 たら、コトヲ阻止セント努力シタ事言、例ヘバ、日本ニ治外法權其他ノ  
 權利ノ撤廢ニヨツテ日本ガ滿洲ニ於ケル特權ヲ維持セシムル程ニ  
 當ニ努力シタ事言、而モ其結果ノ一ツハ在滿日本人ニトリ利益ヲ非常ニ  
 増加スルコトデアリマシタ

五、星野カ十年所禁政貨ヲ減シテ阿片吸飲ノ弊ヲ除去スルコトニ努力シタ

上

裏面白紙

事口故ニ然カ阿片ノ賣益金ヲ阿片斷禁政策ノ進行ニ使用  
 計ニ達ムコトニ反對シタ事  
 日本人ノ利益ノ爲メニ經濟的獨占ト差別的取扱ヒヲナシタト云フ訴追ニ對スル反駁ハ、  
 一、星野カ滿洲建設ノ爲ニ外口資本ノ輸入ニ固心ヲ持チ之ヲ支持シタ事  
 二、星野カ外口資本ヲ日本資本タルト如何トヲ固心ハズ平等ニ取扱ツタ態度  
 星野カ會入年間改善ニ努カシ來ツタ滿洲口ニ在ツタ時、彼ハ第二次近衛内  
 閣ニ企會院總裁兼任所大臣トシテ入レ候ニ求メラレマシタ。彼ハ此昇進  
 ヲ承諾シテ内閣シマシタ。檢察制ノ提出證據ニ及ヒ他ノ證據ニヨツテ星野  
 カ入口當時ニハ内閣ノ基本方針ハ四相會談ニヨツテ既ニ決定シテオツタコ  
 トガ立証セラレテオリマス。支那專賣開始後既ニ三年而モ外口ノ對日禁  
 措置ニアツテ、陸海軍ノ需要及民需ヲ充ス爲メニ企會院ガ昔百シタ困難  
 ニ將來ノ競争ニ對スル計畫ノ快期ニ關シテハ証人小畑ガ立証シマス  
 檢察制ハ被告ノ公訴棄却ノ動議ニ對スル反駁ノ中テ、企會院ハ日本産業ノ  
 官僚統制ヲ計畫シタト主張シタ。併シテ証人小畑ハ星野及他ノ關係ガ如何  
 ニ政府統制ノ原案加チ一新體制レヲ政府ニヨレヨリモ工業人ニヨレ統制ニ

シナイデ 一

一、星野カ滿洲建設ノ爲ニ外口資本ノ輸入ニ固心ヲ持チ之ヲ支持シタ事  
 二、星野カ外口資本ヲ日本資本タルト如何トヲ固心ハズ平等ニ取扱ツタ態度  
 星野カ會入年間改善ニ努カシ來ツタ滿洲口ニ在ツタ時、彼ハ第二次近衛内  
 閣ニ企會院總裁兼任所大臣トシテ入レ候ニ求メラレマシタ。彼ハ此昇進  
 ヲ承諾シテ内閣シマシタ。檢察制ノ提出證據ニ及ヒ他ノ證據ニヨツテ星野  
 カ入口當時ニハ内閣ノ基本方針ハ四相會談ニヨツテ既ニ決定シテオツタコ  
 トガ立証セラレテオリマス。支那專賣開始後既ニ三年而モ外口ノ對日禁  
 措置ニアツテ、陸海軍ノ需要及民需ヲ充ス爲メニ企會院ガ昔百シタ困難  
 ニ將來ノ競争ニ對スル計畫ノ快期ニ關シテハ証人小畑ガ立証シマス  
 檢察制ハ被告ノ公訴棄却ノ動議ニ對スル反駁ノ中テ、企會院ハ日本産業ノ  
 官僚統制ヲ計畫シタト主張シタ。併シテ証人小畑ハ星野及他ノ關係ガ如何  
 ニ政府統制ノ原案加チ一新體制レヲ政府ニヨレヨリモ工業人ニヨレ統制ニ

裏面白紙

Do f Don 子

有現ナル條ニ改訂シタカラ説明シマス。編纂院ニ於ケル説明員ノ地位  
ヲ略述シマス。星野ハ此資格ヲ以テ編纂院ニ關スル編纂院ノ會議ニ  
ニ出席シタノデアリマス

裏面白紙

星野ト總力研究所トノ關係ニ付テハ、其設立ノ當時、彼ノ全寮院ニ於ケル地位ニヨツテ名譽上ノ所長ヲ務メ取次ニ任命セラレタリ、彼ハ研究所ニ在リテ關心モ示サス其所長ヲ務メ取次ニ任命セラレタリ、彼ハ研究所ニ在リテサナカフタコトヲ試明シマヌ。

共同關係ノ問題ニ付テハ、彼等ハ星野ニ對シテハ、其設立ノ當時、彼ノ全寮院ニ於ケル地位ニヨツテ名譽上ノ所長ヲ務メ取次ニ任命セラレタリ、彼ハ研究所ニ在リテ關心モ示サス其所長ヲ務メ取次ニ任命セラレタリ、彼ハ研究所ニ在リテサナカフタコトヲ試明シマヌ。

東部大將トノ關係ニ據ツテ證明シテハ、星野ガ内閣ヨリ辭職スルニトヨリ勅告シタノハ外ナラス東部大將トシテハ、星野ガ内閣ヨリ辭職スルニトヨリ星野ガ一九四一年四月四日ノ辭職ノ當日ヨリ其十月迄於テ日本各地ノ旅行ニ時ヲ費シテオツタコトヲ証スル證據ヲ提出シマス。彼ノ東部大將トノ關係ハ唯一度ノ機密の密約ヲケテアツテ、彼ハ機密的政治家トハ何ノ近附キモアリマセンテシカ。彼ハ朝鮮旅行ニ出掛ケル心算ヲ既ニ切符迄購入シテオツタ時ニ突然内閣書記官長茂任ヲ求メラレマシタ。後ニ至ツテ星野ノ下詔ノ一人トナリ、一九三七年以來内閣書記官長茂任ヲ求メラレマシタ。後ニ至ツテ星野書記官長ノ地位ニ復モ返任テアルベキ人物ノ望ニ付テ東部カラ意見ヲ求メラレ、其意見ヲ述べテ後東部ノ口ニ上ツタ後人ノ中カラ星野ノ採用ニ賛同シタ事實ヲ立證致シマス。

戦争政策ニ關シテハ東部ハ星野ノ意見ヲ導ネタコトハ決シテナク星野モ亦

裏面白紙

何等意見ヲ東條ニ述べタコトモナク單ニ東條ノ命令ヲ書記官長トシテ実行  
 シタニスギナイ  
 内閣書記官長ノ職ハ内閣官制ニヨリ、又以前ソノ地位ニアツタ證人ニヨリ  
 且又被告ノ訊問ニヨツテ示サレルテアラウ  
 此ノ證據ハ、内閣書記官長ハ、同職ニ於テ彼ノ意見ヲ述べルコトモ又表決  
 ニ加ハルコトモ出來ズ、第一ニ行政的任務ノ任務ニ關係シタノミテアルコ  
 トヲ明ラカニ致シマス  
 星野が企畫院總裁ノ職、選任後該ニ出席シタコトハ、決シテナカツタコト  
 ヲ立證シ、後ニ内閣書記官長トシテ、星野ハ連絡會該ニ出席シタガ然シソ  
 レハ秘密的ナ地位ニ於テアツテ彼ハ計畫ニハ參画出來ナカツタコトヲ立  
 證シマス

裏面白紙

エ 3207

500 2584

F=h.No

高橋

私ノ姓名ハチャールス、ネルソン、スピックスデアリ現在ハ東京ニ於ケル  
 軍少佐ノ職ニ在リ未嘗テ略奪ヲ爲シ且テ略奪ノ論給部隊指揮官トシテ在京シマ  
 シタ私ハ日本語ヲ了解シ且テ略奪ヲ爲シ且テ略奪ノ論給部隊指揮官トシテ在京シマ  
 ハ彼等立會ヒマシタ。我々ノ目的ハ日本ノ運賃産業上ニ於ケル競争ノ影  
 響ヲ減ズルニ在リマシタ。トコロガ我々ノ會見シ  
 タ多クノ日本人ハ我々ノ目的ヲ知ラズ且我々ガ職任ヲ調査シテ居ル  
 ノデハナイカト誤解シテ我々ニ話ヲスルコトヲ厭ヒマシタノデ彼等ヲ安  
 心サセ職任ノ調査ハ我々ノ目的ヲハナク暴行調査ノ爲メニノミ情  
 ヲ求メテアルモノデアリコトヲ得心サセルコトガ必要デアリマシタ。  
 私ハ會見シタ日本人ガ訊問書ハ彼等ノ職任進ニハ使用サレナイト云フ  
 員區のナ約京又ハ得心ヲ與ヘラレタコトガアルカ何ウカ言ハ出來マヒ  
 ンガ上述ノ前口上ニヨツテソレト同様に印象ヲ與ヘラレテアルコトハ違  
 違デアリマス。調査員ノ一人ハ彼等ガ訊問中氣安ク述べルコトハ違  
 元ツ話ヲシテ安心サセ、我々ノ目的ハ如何ナルモノカチ説明スルコトハ  
 トシマシタ。我々ガ彼等ヲシテ我々ノ目的ハ如何ナルモノカチ説明スルコトハ  
 仰ヘル爲狀況上必要ナアラユル努力ヲシタコトハ

チャールス (42)  
 高橋 義久  
 (星野直樹)



高橋

私ノ姓名ハチキールス、ネルソン、スピンクスデアリ現在ハ東京ニ於ケル  
 軍少佐ノ職ニ在リ未嘗戦場ニ出テ見聞ノ事ナシトシテ在京シマ  
 シタ私ハ日本語ヲ了解シ且語ヒマシテ戦場ニ出テ見聞ノ事ナシトシテ在京シマ  
 ハ戦場立合ヒマシタ。我々ノ目的ハ日本ノ運命ニ於ケル戦争ノ影  
 響ヲニ懸念シテ調査スルコトニ在リマシタ。トコロガ我々ノ意見シ  
 タ多クノ日本人ハ我々ノ目的ヲ知ラズ且我々ガ戦場責任ヲ調査シテ  
 ノデハナイカト誤解シテ我々ニ語チスルコトヲ厭ヒマシタノデ彼等ヲ安  
 心サセ戦場責任ノ調査ハ我々ノ目的デハナク懸念ニ為ルニシテ  
 我々ノテオトルモノデアアルコトヲ得心サセヘルコトガ必要デアリマシタ。  
 私ハ會見シタ日本人ガ誠實ニ我々ガ戦場責任ニハ使用サレナイト云フ  
 責任ノナリ東京又ハ得心ヲ與ヘラレタコトガアルカ何ウカ言ハ出来マヒ  
 ンガ上述ノ前口上ニヨツテソレト同意ノ印象ヲ與ヘラレテオトルコトハ道  
 理デアリマス。調査員ノ一人ハ誠實ニ我々ガ戦場責任ニハ使用サレナイト云フ  
 先ツ語チシテ安心サセ、我々ノ目的ハ如何ナルモノカテ説明スルコトニ常  
 トシマシタ。我々ガ彼等ヲシテ我々ノ目的ハ如何ナルモノカテ説明スルコトニ常  
 テノ疑念ヲ和ゲ撫順ヲ抑ヘル爲メ状況上必要ナアラユル努力ヲシタコトハ

裏面白紙

確カデアリマス。  
 私ハ一九四五年十一月ノ星野直樹トノ會談ニハ立會ヒマシタ。星野ハ宣  
 言ノ下ニ置カレズ訊問ハ友誼的且儀式張ラナイ零口氣ノ中ニ行ハレマシ  
 タ。唯一人ノ通譯ハ牧師デアツテ非常ニ過勞デ日本語ハ上手デアリマシ  
 タガ専門語ノ翻譯ニ當ツテハ長々私ノ助力ヲ必用トシマシタ。一九四五  
 年十一月ノ爆撃調査口ト星野ノ會談記録デアル。譯士ハ私ニ法廷證人  
 として宣誓シテ第四五四號ヲ示シマシタ。私ハ此記録ハ星野ニ對シテナサレ  
 タ質問ニ對スル限り正確デアルト申シ度イ併シ之ハ會談ノ始メニ行ハレ  
 タ線傳的談話モ、又質問ニ對スル星野ノ返答ノ正確ナ即チ完全ナ記録モ  
 含マレテオリマセン。  
 星野ハ質問ヲ受ケルト屢々引續キ一分間一時ニ於テハ五分間モ一語ヲ發  
 ケ、翻譯ハソレガ濟ンデ行ハレマシタ。私ニハ彼ノ云フコトガ會得サレ  
 得ナイ場合モアリ又彼ノ長イ返答ノ内容全部ヲ記憶スルコトガ出來ナイ  
 場合モアリマシタガ此點ハ通譯者モ同様デシタ。  
 コンナ場合ニハ通譯者ハ記憶出來テオランダケチ通譯シタリ、返答ノ要旨  
 ダケヲ速記者ニ話シマシタ。或ル場合ノ如ク會談ヲ通譯シタリ、訂正シ  
 タリ、若シタ部分ヲ加添シタリスル為ヤ正確ナ言葉ヤ文章ヲ忘レタ時ニ

裏面白紙

ハ談話後更ニ返答ヲ請ヒテ實ニ必要ガアツタコトモアリマス。  
會談中皇身氏ハ敬度ニ至ツテ訂正ヲ試ミタコトヲ記憶シテオリマス。併  
シ私ガ記憶スル限り、會談終了後記録ノ編纂トテ訂正ガ行ハレテ出  
上ツタ最終記録ハ皇身ニハ見セマヒンデシタ。立會ツタ記録編纂ノ進  
ハ一人デアリ、通譯モ進記者モ宣番シマヒンデシタ。  
一九四七年九月十五日

日本東京ニ於テ

チャールズ・ネルズン・スピントス

右ハ余ノ面前ニ於テ署名セラシテ宣番セラレタルモノナルコトヲ證ス。

人尋掛員

並ニ少尉

ビー・エー・ハーガドン

裏面白紙

高橋

宣 言 書

フランシス・アール・ミラード

私、フランシス・アール・ミラード、は日本在勤のアメリカ宣教師で、  
東京都杉並區天沼一丁目一七一番地に居住して居ります。

（手紙の宛先）  
高橋 先生  
（住所）  
（〒）

五回に一回係し、以後日本に於て其通譯として勤務し  
一九四五年十一月十九日、二十二日、二十八日に  
同に行はれた會談に於いて唯一人の通譯でありまし

た。  
昔の會談の第一のものが始まるに先だつて、我々の償例に従ひ、私は、  
星野に話をし、爆撃調査の唯一の目的は戦争が日本に與へた經濟的影響  
に付き一般的な情報を得ることである旨を説明して彼を安堵させる様に  
且つ又會談は戦争犯罪起訴の目的と何等關係なく又個人責任の決定とる  
關係がないことを彼に得心させる様に、指圖を受けさつてあります。  
かゝる得心を與へることは、我々が必要とした情報を日本人から得る爲  
めに必要であることが判明してかりました。  
私は彼に上記の得心を與へました。

高橋

宣 告

フランシス・アール・ミラード

私、フランシス・アール・ミラード、は日本在勤のアメリカ宣教師で、  
東京都杉並區天沼一丁目一七一番地に居住して居ります。

私は米門限時爆撃機墜落に關係し、以後日本に於て其通譯として勤務し  
て居りました。私は、一九四五年十一月十九日、二十二日、二十八日に  
於ける星野直樹との間に行はれた會談に於いて唯一人の通譯でありまし  
た。

右の會談の第一のものが始まるに先だつて、我々の價例に従ひ、私は、  
星野に話をし、爆撃調査の唯一の目的は戦争が日本に與へる經濟的影響  
に付き一般的な情報を得ることである旨を説明して彼を安堵させる體に  
且つ又會談は戦争犯罪起訴の目的と何等關係なく又個人責任の決定とも  
關係がないことを彼に得心させる體に、指圖を受けさつてあります。  
かゝる得心を與へることは、我々が必要とした情報を日本人から得る爲  
めに必要であることが判明してかりました。  
私は彼に上記の得心を與へました。

裏面白紙

私も、速記者も宣明しませんでした。爆撃調査の目的の爲めには、廣範な全面的な画像を得る爲めに、速語的な記録よりも、寧ろ會談の要點を守き止むれば十分でありました。

私は星野氏の會談の寫である法廷證言四五四號（職別番號）を示されました。質問に因する限り速語的な記録の様に思はれますが、其返答の方は多くの場合私が使用した言葉であるか、乃至は星野の話を簡約したものです。彼は屢々質問に應じて数分間語り続けましたが、私は、これを僅けきまに通譯することは出来ませんでした。時々私は尋問語に就て援助を受け、就中會談に立會つた日本語を話せるオプザーバーの一人から援助を受けました。私は数年間日本語を種々種々習つたので、尋問的な援助が必用であることが判明しました。

此法廷證言には、正式の會談前に星野に話された事柄は書いてありませんし、其他の點に於ても回答の完全な記録ではないと回答の完全な記録ではないと記憶してあります。星野は幾分英語を習知し屢々訂正し度いと申出しました。然し、私は其總べての訂正が實際にたされたかどうかはわかりませんが、星野も私も其速記係を以て隨會を有せず、そして訂正、最近私に承されたので始めて其速記係を見かけた位です。

フランシス・アトール・ミラー

裏面白紙

右は一九四七年九月十七日描きの両面に於いて署名せられ、宣行せられ  
たるものを示す

人 尋 掛

米 田 兵 衛 少 尉

バーナム・エドワード・ハーガド

裏面白紙

E 3209  
Def. Doc. #2521

Exh No

高橋

22-9-23 (100)  
宣警供送行  
石渡莊太郎

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫 其他

宣警供送行

供送者 石 渡 莊 太 郎

自分儀我國ニ行ヘル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣警ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供送致シマス



E 3209  
Def. Doc. #2521

Exh NO

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 石 渡 莊 太郎

自分儀我國ニ行ヘル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

私、石渡莊太郎ノ經歷ハ左ノ通りデアリマス。

大正五年五月 帝國大學英法科卒業

大正五年五月 大藏省

大正七年七月 稅務署長

大正十年七月 稅務監督局事務官（大阪・東京）

大正十三年十二月 大藏事務官（主稅局勤務）

昭和六年五月 大藏主稅局副稅課長

昭和九年六月 兼任秘書課長

昭和九年十二月 大藏省主稅局長

昭和十一年三月 內閣調査官

昭和十二年二月 大藏省主稅局長

昭和十二年六月 大藏次官

昭和十四年一月 大藏大臣（平沼内閣）

昭和十四年八月 辭職

昭和十五年一月 內閣書記官長（米内内閣）

昭和十五年七月 辭職

昭和十九年一月 大藏大臣（東條内閣）引續キ小磯内閣

昭和二十年二月 國務大臣 內閣書記官長

昭和二十年四月 辭職

裏面白紙

昭和二十年六月 宮内大臣  
昭和二十一年一月 辭 職

一、星野君ハ東大ノ一年後輩デ私ハ同君ガ大蔵省ニ入ツテ後、同省ノ主  
税局及ビ大阪税務監督局ニ於テ長年同勤シ、私ハ同君ト特ニ親シク交

二、昭和七年六月滿洲國政府ヨリ財政部ノ事務ヲ補ケル爲ニ適當ナル者  
ヲ剽愛シテ賞ヒ度イト云フ希望ヲ大蔵省ニ傳ヘテ來マシタ。之ニ對シ  
時ノ高橋大蔵大臣ハ是非優秀ナル人オヲ世話シテヤラネバナラヌトノ  
考ニテ大蔵次官黒田英雄氏、秘書長大野龍太郎氏相談ノ上、星野君  
ヲ選ビマシタ。從ツテ星野君ノ指名ニ付テハ大蔵當局ノ蓋ニ出デタモ  
ノデアリマス。ソシテ大野氏ヲシテ星野君ニ交渉セシメマシタガ星野  
君ハ父上一星野光多、日本ニ於ケル著名ナル基督教牧師ノ病氣其ノ  
他家庭ノ事情ヲ訴ヘ堅ク之ヲ拒ミマシタ。然シ星野君ニ是非行ク様ニ  
シテ賞イタイトノ大野秘書長ノ依頼ヲ受ケ私ハ星野君ノ私宅ニ出カ  
ケテ家族ノ方ニモ會ツテ説キマシタ。カクテ星野君ハ遂ニ決心シテ承  
諾シ七月大蔵省ヲ辭シ滿洲ニ渡リ滿洲國ノ官吏トナツタノデアリマス。  
三、私が大蔵省ニ於テ公的ニ折衝シタ所ト又滿洲ニ出張シテ見聞シタ所  
ニ依レバ滿洲國政府ニ入ツテカラノ星野君ハ熱情ヲ以テ滿洲國ノ爲ニ  
働キマシタ。日本側ノ政策ニシテ滿洲國住民ノ利益ト相反スル様ニ彼

裏面白紙

ガ考へタ時ハ之ヲ阻止スル様ニ極力努力シタ記憶モアリマス。又日本  
 ガ從來有セシ特別ノ利益ノ如キモ滿洲國住民ノ爲ニ放棄スベキコトヲ  
 熱心ニ主張シタコトモアリマス。其ノ爲ニ大蔵省ヘモ度々來テ多クノ  
 事ヲ要求シマシタ。例ヘバ昭和十年當時問題トナツテ后滿洲國農産  
 物ニ對スル關稅ノ引上、滿洲國產林檎ノ輸入禁止等ニ付テハ痛烈ニ之ヲ  
 非難シ大蔵省ニ善處ヲ要望シマシタ。又治外法權及附屬地行政權ノ撤  
 廢ノ必要ヲ説キ其ノ場合日本ノ施設ヲ出來ル限リ低廉ニ殊ニ公共施設  
 ノ如キハ無償ニテ滿洲國ニ建設スベキコトヲ大蔵省ニ主張シマシタ  
 シタ。彼ノカ、ル態度ヲ見一部ニハ星野君ノ考ハ餘リニ滿洲國本位ニテ  
 日本側ノ利益ヲ顧ミナサ過ギルト云フ事ヲ非難スル者サヘアリマシタ  
 第二次近衛内閣ニ星野君ガ入ツタ經過ニ付テハ詳シク存ジマセヌガ  
 米内内閣總辭職ノ直後近衛公ヨリ私ニ電話ガアリマシタ。私ハ星野君ノ  
 經驗ニ鑑ミ通任ト考ヘル旨答ヘマシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十五日 於

中央區日本橋吳服橋三和ビル

供述者 石 渡 莊 太 郎

右ノ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 右 田 政 夫

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印

石  
渡  
莊  
太  
郎

18

19

裏  
面  
白  
紙

自分等...行ハレル方式ニテ...  
如ク供進致シマス

22-9-23 (774)  
...  
(宛先不明)

警書供進音  
供進者 松 木 俠

荒ノ木 貞 夫 其他

對

亞米利加合衆國 其他

經東國際軍事裁判所

19-1

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓書 供述書

供述者 松本 俠

自分宣誓書を行ハル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上ニ  
如ク供述致シマス

19-1



私、公本依ハ現在東京郡世田谷區深澤町四丁目一、七三一番地ニ住ンデ居リマス

- 一 昭和三十七年（一九三二年）六月 滿洲國法制局参事官
- 一 昭和三十八年（一九三三年）四月 總務廳秘書官
- 一 昭和三十九年（一九三四年）六月 總務廳法制局長
- 一 昭和四十一年（一九三六年）三月 參事府秘書局長
- 一 昭和四十二年（一九三七年）五月 總務廳次長
- 一 昭和四十四年（一九三九年）六月 審計局長官
- 一 昭和四十六年（一九四一年）十月 大同等院長

私ハ右經歷ガ示ス通り、總務廳秘書官、國法制局長、同次長トシテ星野直樹總務廳長ノ直接ノ部下トシテ總務廳ノ事務ヲ掌シテ居リマシタ。

(一) 滿洲國ニ於ケル總務廳長ノ地位ハ國務總理大臣ヲ補佐シ、總理大臣ノ直接管轄スル職務ノ一部ヲ統轄スルニ在リテアリマス。從テ總務廳長ハ國務總理大臣ノ決定ノ權限ヲ有シマセン。唯法令ニ依テ委任セラレタル職務ナルモノハ、國務總理大臣ノ委任官（判任官）以下ノ進退賞罰等ヲ除キテハ總務廳長ノ事務トシテ其ノ決定ハ總理大臣カ行ヒ總務廳長ヲ補任シテ之ヲ行フコトハ出來マセンデシタ。

昭和三十七年（一九三六年）暮、大連總務廳長官任シソノ後任トシテ星野

氏カ總務廳長ニ任命サレタ理由ハ第一ニ滿洲國モ帝國以來約五年ヲ経過シタノチ何時迄モ總務廳長ヲ日本内地ヨリ輸入シテ來ルト云フ時代ハ既に過ぎ去リ、滿洲國備イテキル者ノ中カラ選ブベキデアルト云フ點ト。第二ニ滿洲國モ治安第一主義ノ時代ナラズニ經濟建設ノ時代ニ入ツテキルノチ、財政經濟ニ關ルイ人カ總務廳ノ中心ニナツテ國務總理大臣ヲ補佐スルコトカ必要デアルト云フニ在ツテ、ソコデ滿洲國政府ノ官吏ノ中デ財政經濟ヲ擔當シテ居ツタ星野氏ガ前任總務廳長及國務總理大臣ノ推薦ニ依ツテ新ニ總務廳長ニ任命サレタノデアリマス。

日ソレ迄ノ歴代總務廳長モ良ク其ノ權限ヲ守ツテ來マシタガ特ニ星野廳長ハ嚴格ニ其ノ職務權限ヲ守リ嚴密ニ國務總理大臣ノ指揮ヲ仰ギ其ノ決裁ヲ待ツテ事務ヲ執ツテ居リマシタ。勿論總理大臣ノ裁決ノ代理ヲ爲スガ如キハ私ノ知ル限り一度モアリマセンデシタ。

四 星野廳長ノ下ニ日本ハ及滿人ノ次長ガ各々一人アリ、ソレノ事務ヲ分擔シテ居リマシタガ、重要ナ事項ニ付テハ常ニ兩次長即チ私ト關係次長ノ谷次重氏ヲ呼ンテ協議シテ決定シマシタ。關係次長ニ相談ナシニ重要

事項ヲ決定スルコトハアリマセンデシタ。星野廳長ハ滿人ノ意見ヲ尊重シ、且優秀ナル滿人官吏ノ登用ヲ常ニ心ガケテ居リマシタ。ソレデ總務廳長ノ秘書官ヤ、

(六) 從來薦任官（奏任官）及委任官（判任官）ノ俸給ニ付テハ日葡人ノ間ニ若干ノ差別ガアリマシタ。ソレハ生活様式ガ違ツテキル爲メ日本人ハ葡人ヨリモ經費ガ嵩ムノデ下級官吏ハ葡人並ノ給與デハ生活ガ困難ナ爲メ日本人ニハ俸給ノ四割又ハ八割ニ相當スル額ヲ手當トシテ支給シテ居ツタノデアリマスガ一九三八年星野廳長ハソノ差別ヲ徹底シテ日葡人平等ノ待遇ヲ與ヘルコトニ改メマシタ

(七) 東軍カラ總務廳ニ命令スル様ナコトハ勿論絶對ニアリマセンデシタガ只時ニヨツテ東軍カラ希望ノ意見ガ傳ヘラレタコトハアリマシタ。新ル場合星野廳長ハソレソレノ政府機關ニ協議シ總理大臣ノ意向ヲ伺ヒ、ソノ指揮ノ下ニソレソレ必要ナ處置ヲシマシタ。併シ東軍カラ示サレタ希望意見ト雖モ、適當デナイト考ヘタ場合ニハ之ヲ行ハナカツタコト勿論デアリマス。例ヘバ、昭和十二年（一九三七年）六月ノ行政機構改革ノ時ニ、從來ノ軍政部ト民政部ノ併設司トヲ併セテ治安部ヲ作ツタガ、ソノ次長トシテ關東軍カラ軍人出身ノ者ヲ充テタイトノ希望ガ出マシタガ星野廳長ハ我々ノ意見ヲ聽イテ關東軍ノ意見ヲ容レズニ文官出身ノ海田義朝氏ヲ推薦シ、結局同氏ノ任命ヲ見タノデアリマス。

(八) 星野廳長ハ常ニ滿洲國民ノ生活安定、經濟生活ノ向上ニ意ヲ用キテ居リマシタガ、廳長就任後半年ニシテ日支事變ガ起リ、繼イデ、歐州戰争トナリ、追々物資ガ缺乏シテ來タノデ、經濟統制ガ漸次強化セラレテ、國民ガ苦痛ヲ感ズルノヲ心配シテ常ニ慎重ナ態度ヲ以テ臨ミマシ

21-1

心 廳次長、同統計廳長、同官房庶務科長等總務廳ノ重要ポストガドシ  
 日系カラ係系ニ代ツテ行キマシタ。ソレデ日本人ノ一部ニハ星野廳長ハ葡  
 人ノ意向ヲ尊重シ過ギルト云フ批難ノ聲サヘ起ツタ位デアリマス。

20-2

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺ルセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣 誓 書

署名捺印 松 本 次

タ。ソレテ滿洲國カラ日本其他ニ輸出スル食料其他ノ物資ハ成ルベク  
高價ニ引取ツテ貰フヤウニ日本政府其他ニ交渉シ、ソノ代リ滿洲國ニ  
輸入スル生活必需品其他ノ物資ハ成ルベク有利ニ且出來ルニテ多ク  
ルヤウ常ニ努力ヲ續ケテ居リマシタ。又他ノ物價ハ造、高騰スルニモ  
不拘、商人大家ニトツテ最モ必要ナ監ノ如キハ寧ロ價格ヲ下ゲテ人民  
ニ配給スル、等ノ事モアリマシタ。

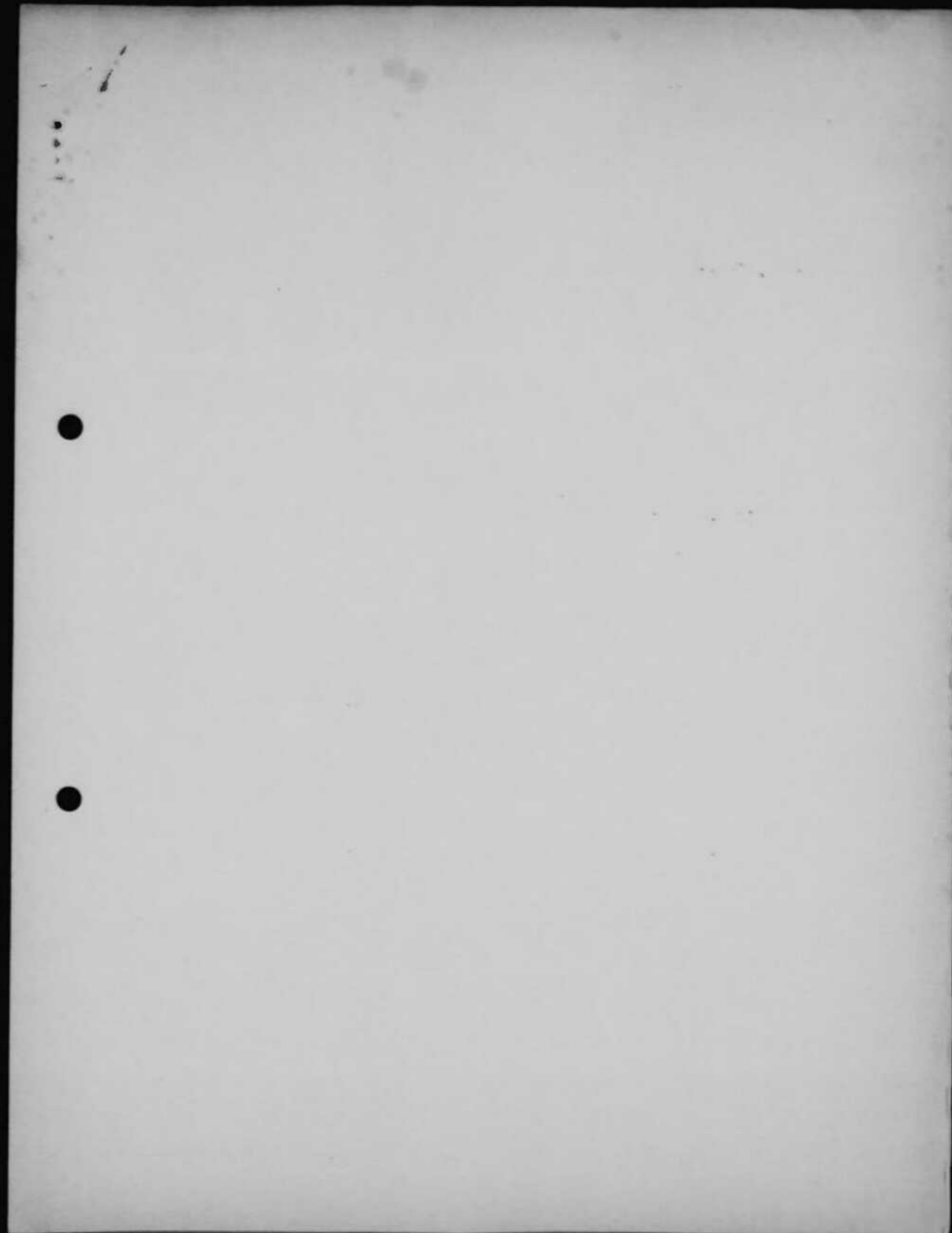
昭和二十二年（一九四七年）九月 日於東京

供 進 者 松 本 次

右ハ是立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ証明シマス

証 日 於

立 會 人 右 田 政 夫



E 3211 /  
Def Doc #2527

Ex. No.

高橋

22-9-23 (82)  
高橋貞天  
(足利道十郎)

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

福東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞天 其他

宣旨 供述 書

供述者 高倉 正

E 32-11  
Def Doc #2527

Ex. No.

高橋

阪東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 高 倉 正

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

23

24

裏面白紙

裏面白紙

私 高倉正ハ明治三十六年二月十八日ニ生レ現在東京都文京區小石川  
 大塚仲町五七番地ニ住ンデオリマス。  
 私ハ昭和三年(一九二八年)一級東部ニ採用サレ財務部理事官、專賣局  
 庶務課長及文書課事務官ヲ兼任シマシタ。ソシテ昭和八年(一九三三  
 年)一級東部ヨリ退官シ福岡縣政府ニ入り民政部經理科長トナリ昭和十  
 三(一九三五年)十一月總務廳企畫處參事官ニ轉任シマシタ。ソレヨ  
 リ昭和十四年(一九三九年)二月迄企畫處ニ在任シ同月興農部關拓總  
 局局長トナリ更ニ昭和十六年(一九四一年)十月興農部農產司長トナリマシタガ昭和十  
 八年(一九四三年)七月總務廳企畫處長トナリマシタ。ソシテ昭和二十年(一九四五年)五  
 月企畫局設立ニ伴ヒ同局長トナリ終局迄在職シマシタ。  
 一 酒洲縣政府ハ康徳四年即チ一九三七年十月十二日ニ所謂阿片專賣十  
 ケ年計畫ヲ決定シマシタ。私ハ當時企畫處參事官トシテ同計畫著  
 君ト共ニ右計畫ノ立案ノ衝ニ當ツタ者デアリマス。  
 酒洲縣政府ハ軍國勿々ヨリ阿片攷究ノ經費削減ヲ真劍ニ企圖シタノ  
 テアリマスガ其ノ方法トシテ先ヅ阿片ノ專賣制度ヲ布キ阿片ノ生産  
 配給及消費ヲ管理シ之ニ依リ確實ニ阿片消費ノ減少ヲ圖ル方針ヲ採  
 リマシタ。  
 星野氏ハ康徳三年即チ一九三六年ノ十二月ニ財政部次長ヨリ轉ジテ  
 總務廳長ニ就任シマシタガ其ノ頃ニハ阿片專賣ハ農道ニ兼リ有效ニ

實施サレル様ニナリマシタ。星野氏ハ總務廳長ニ就任スルト間モナク各部ノ代表的ナ眞面目ナ滿系青年官吏多岐ヲ集メ彼等ヲシテ阿片政策ニ關シ自由討議ヲ行ハシメマシタ。此ノ討議ハ數ヶ月ノ間熱心ニ續ケラレマシタガ其ノ結論トシテ滿洲國ハ積極的斷禁政策ヲ實行スベキ時期ニ達シタ。故ニ能フ現リ急速ニ<sup>一</sup>癉<sup>二</sup>者ノ<sup>三</sup>絶滅ヲ期シ勇敢ニ必要ナル諸種ノ方法ヲ講ズベシト謂フコトニ彼等多數ノ意見ガ一致シマシタ。

此ノ滿系青年官吏ニ依ル自由討議ハ當時滿洲ニ於テ可成リノ一センセーション<sup>一</sup>ヲ捲キ起シ世人ノ注目ヲ惹イタモノデアリマス。至實日系官吏ノ間ニハ星野氏ノ態度ヲ目シ滿系官吏ニ迎合スルモノダト批評スル聲ガ可成リアリマシタ。然シ星野氏ハ此ノ滿系青年官吏ノ結論ヲ報告サレルト之ヲ基礎トシ關係各部ト協力シ政府トシテノ計畫ヲ立案スル際ニ私共ニ指示シマシタ。

然シ津瀨當初百萬以上ト推定サレタ<sup>一</sup>者<sup>二</sup>條件ノ<sup>三</sup>惡イ<sup>四</sup>滿洲ニ於テ完全ニ無クスルト謂フコトハ容易ナ事デナイ、種々ノ條件ヲ基礎トシ有ラユル強力ノ方法ヲ講ジテモ二十年ノ歲月ヲ要スルダラウト言フノガ實務ヲ適當スル者ノ研究シテ居レド内々其ノ事ヲ不説官要人連ハ多ク表面斷禁ニ贊意ヲ表シテ居リマシタ。ソコデ私ハト稱シ急激ナ方法ニハ反對ノ意ヲ洩シテ居リマシタ。

25

裏面白紙



カ、ル状勢ヲ傳へ完全斷絶ヲ圖ルニハ二十ヶ年ヲ要スルダロウト  
 星野氏ニ傳へマシタガ星野氏ハ十ヶ年突ヨ主張シテ勲カズ、ヤツ  
 テ出來ヌコトハナイ、高イ目標ヲ掲ゲテ努力セバ結果ハ違ガラ  
 ヌ、如系青年ガ熱情ヲ以テ理想ニ向ツテ邁進セムトスル聯合日系  
 トシテハ出來ルカ出來ヌカヲ取違苦學スルヨリ斷絶ノ眞面目ヲ熱  
 情ヲ喜ビ鼓舞ヲ盡シテ斷絶ヲ助クベキダト私ニ論シマシタ。  
 尙又其ノ際星野氏ハ主計處ノ者ニ對シテ「尙ニ言ヒ聞カセマシタ  
 即チ阿片專賣益金ハ之ヲ一設設出ノ財源ニ充テルト斷絶ガ財源ノ  
 面ヨリ困難ニナル、之ヲ斷絶ノ經費ニ充テレバ斷絶スルトモ財政  
 ニ影響ハナイ、故ニ此ノ際斷絶ハ各マナイデ斷絶ニ必要ナ方法ハ  
 實施サセヨ、斷絶ニ因ル收入ノ減少ハ意トスルニ足ラヌ、阿片ニ  
 因ル收入ヲ一設設ノ富テニスル必要ハナイト。  
 新クテ如系青年官更ノ主張ヲ基礎トシテ私ト推等香君トガ甚キ上  
 ゲタ草案ガ關係各部ト協議折衝ヲ終テ終ニ斷絶決定トナツタノデ  
 アリマス。ソシテ此ノ計畫ハ康徳五年即チ一九三八年一月ヨリ實  
 行ニ移サレマシタ。此ノ間平問題ヲ推進シタ中心ハ實ニ星野氏ト  
 如系青年官更ノ一筋ニ外ナラナカッタノデアリマス。一定期間内  
 ニ數煙ノ風習ヲ斷タザル官公更特殊會社員ハ免職ニスルト謂フ一

裏面白紙

ドラスチックな項目ヲ含ム此ノ調査政策ノ決定ハ彼等ニトリ  
 高級者ハ多ク之ニ屬ス一非常ナ脅威デアリマシタガ實現シマシ  
 タ。ソシテ彼等ノ分別アル者ハ續々進ンデ休憩ヲトリ治癒ヲ受ケ  
 先ヅ指導者階級ニ於ケル改善ガ眼覺マシク進ミマシタ。  
 又政府ハ地域的ニ都市ノ調査ヲ行ニ重視シ都市ニ對シテハ登録、  
 取締、救療、宣傳等ノ努力ヲ特ニ強クシタノデ此ノ方面ニ於ケル成  
 績モ亦急速ニ向上シマシタ。  
 斯クノ如クニシテ終戦直前ニハ登録、  
 少シテ居タト記憶ンテ居マス。

痛者ノ

裏面白紙

一例ヲ申シマス。ト長春（新京）ニ於テハ一九四四年ニハ一名ノ隱者モ無クナリ救療所ガ全部勞働者ノ宿舍ニ變ツタ程デシタ。

一九三六年ヨリ滿洲國ノ建國ノ當初ニ於ケル幣制ノ統一、金融並ニ財政ノ整備並立及一九三七年ニ至ル治外法權ノ撤廢ニ付テハ星野氏ハ非常ニ努力シ又貢獻ヲ致シマシタ。建國前後ノ滿洲ノ金融制度並ニ組織ハ混亂ノ極ニ達シテ居マシタ。ガ財政部總務局長トシテ日本ヨリ來任サレタ星野氏ハ其ノ同僚部下チヨク指導督勵シテ短時日ノ間ニ之ガ改革ヲ爲シ遂ゲマシタ。特ニ幣制ノ統一ハ一渡ニ非常ニ困難視サレテ居マシタ。星野氏ノ非常ナル努力ト熱意ニ依リ建國後僅カ三年間ノ短時日チ以テ一九三五年八月ニ之チ達成シ遂ゲ且ツ之チ安定サセマシタ。此ノ事ハ滿洲經濟全盛ノ發見ノ基礎トナリ滿洲國一設住民ノ生活ノ安定向上、個人經濟ノ繁榮ニモ大キナ效果チモたらシタノデシタ。

又滿洲ノ舊來ノ財政ノ實体ハ實ニ不公明テ紊亂チ極メ其ノ制度モ極メテ原始的ナモノデアリマシテ一般民衆ハ公課負擔ノ非常ナ重壓ニ苦シンデ居マシタ。ガ之チ急速ニ革メ先ヅ稅制チ改革シ負擔ノ軽減ト公平チ圖リ其ノ他財政會計ノ制度組織ニ付テモ之チ近代のナ公明正大ナモノニ改竊シテ滿洲國ノ近代國家トシテノ体面ト實体チ整ヘタノデシタ。之モ星野氏ノ非常ナル

裏面白紙

熱意ト努力ニ貢フモノデアルト一説ニ言ハレテ居マシタ  
 治外法權ノ撤廢ニ付テハ星野氏ハ最モ積極論者デアリマシタ  
 滿洲國ノ治外法權ノ撤廢ニ付テハ其ノ時期及實行ノ方法等ニ付テ必ズシモ日  
 本側ト滿洲側トノ見解ガ一致シテ居ラズ殊ニ最モ利害關係ノ多イ在滿日本人  
 ノ多クハ時期尙早論ヲ唱ヘ之ガ日本側ニモ反映シテ要請ノ一語ニハ積極論ガ  
 アツタノデシタ。然シ當時財政部總務司長(後ニ財政部次長)デアツタ星野  
 氏ハ滿洲國ノ健全ナル發達、日滿人種ノ負擔ノ公平ト言フ立場カラ最モ熱心  
 ニ治外法權ノ急速ナル撤廢ヲ主張シ關係方面ノ説得新術ニ努メ其ノ結果一九  
 三六年(康徳三年)六月ニ先ヅ「滿洲國ニ於ケル日本國民ノ居住及滿洲國ノ  
 課税負擔ノ非常ニ増加トナル内容ノモノデアリ前ニモ述べタ如ク現地ノ日本  
 人側ニ對シテ反對意見ヤ時期尙早論モ有ツタ事ヲ示シタ之ヲヨク説得了解セシ  
 ヲテ「滑ニ實証スルコトヲ得タノハ星野氏ノ熱意ト無情ニヨル處ガ甚ダ大デ  
 アリマシタ」  
 實イテ星野氏ハ總務局長ニ就任サレマシタガ治外法權ノ全面的撤廢及請願  
 制度行政改革ノ全面的移設ニ益々積極的ナ努力ヲ續ケマシタ。之ニ付マシテモ  
 道々ナ難關ガアリマシタ殊ニ司法權ノ撤廢ニ付テハ未ダ滿洲國ノ制度及行刑  
 施設ガ充分ニ整ツテ居ナイトノ理由デ日本側ニ有力ナ時期尙早論ガアツタノ

裏面白紙

テスガ星野氏ハ之等ノ難關打開ノ爲自ラ日本へ参テ要路ノ人達ト懇談折衝ヲ  
 遂ゲ又現地ノ日本調關係者ニモ機會アル毎ニ説得了得ニ努メマシタ、又私等  
 事務當局ノ交渉ノ向ニ於テモ往々ニシテ意見一致セズ行儀ミニナルコトモ  
 アツタノデスガコンナ場合ハ星野氏ハ自ラ大局的ナ見地ニ立テ裁断ヲ下シ交  
 渉ヲ圓滑ニマトメタノデシタ。  
 斯クテ一九三七年（康德四年）十一月「滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南  
 滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル條約」ノ締結ヲ見同年十二月一日之ヲ  
 實施ヲ見タノデス。十二月一日ヨリ實施スルコトニ付テハ多小ノ問題ガアリ  
 準備其ノ他ノ更宜カラシテ寧ロ翌年ノ一月一日ヨリ實施スル方ガ適當デハナ  
 イカトノ考ヘガ滿洲國測ニアツタノデシタガ星野氏ハ「一日モ早く實施スル  
 方ガ良イ」トノ意見デ十二月一日ト決定シタト記憶シテ居マス。  
 此ノ治外法權ノ撤廢ガ滿洲國人ニ與ヘタ心算的好影響ハ固ヨリ永キニ亘ル日  
 六人トノ間ニ於ケル不平等ナ待遇ヲ改メラレ滿洲人ノ經濟發展ノ爲ニモ非常  
 ナ貢獻ヲモたらシマシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月八日 於市ヶ谷

東京府警察署議事所

供述者 高 倉 正

右ハ當立會人ノ函前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

同日於

立會人 松 田 今 福

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺祕セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

眞  
誓  
書

署名捺印

高  
倉

正

32

33

裏  
面  
白  
紙

E 32/A 4  
DezDo00606-A-1

Exh. No

高橋

星野被告訊問書 1 抜萃

昭和二十一年一月二十八日 (一二頁)

問 先程貴下が申された治外法権に就ての問題は一体どう云うことなのでですか。

答 この治外法権は一時どこの國も持つてゐたもので、日本も矢張り之を持つてゐました、日本移民が滿洲國に多く入つて來るに従つて日本移民が納税を免除されてゐることが、中國人の移民にとつては不公平であり、不公平なことになることが認められ、法權は、誰でも平等な立場に置く爲に撤廢されました。滿蒙附屬地帯に於ては日華人のでありませんが、これも同様に改められるべ

昭和二十一年一月二十八日  
星野被告訊問書  
高橋

問 國東軍司令官植田大將との交渉は貴下自身がやつたのですね。

答 私は植田大將と協議した者の一人であります。

問 他人と言ふのは？

答 外交部次長の大橋氏も植田大將と協議をした一人です。

問 それでは貴下と大橋次長とが、このことを実行する案を出したのですね。そうすると、その案はどうか言ひ内容でしたか。

答 それは、はつきり案と言へるものではありませんが、日



E 321A5  
DefDo05606-A-1

EZh. Ho

高橋

星野被告訴問答 一 抜萃

昭和二十一年一月二十八日 (一二頁)

問 先程貴下が申された治外法權に就ての問題は一体どう云うことなのですか。

答 この治外法權は一時どこの國も待つてゐたもので、日本も矢張り之を持つてゐました、日本移民が滿洲國に多く入つて來るに従つて日本移民が納税を免除されてゐることが、中國人の移民にとつては不平等であり、不公平なことにもなることが認められました。そこで、この治外法權は、誰でも平等な立場に置く爲に撤廢することが必要と考へられました。滿蒙附屬地帯に於ては日華人共に課税されなかつたのであります。これも同課税められるべきものであります。

問 關東軍司令官植田大將との交渉は貴下自身がやつたのですね。

答 私は植田大將と協談した者の一人であります。

問 他の人と言ふのは？

答 外交部次長の大橋氏も植田大將と協談をした一人です。それで、貴下と大橋次長とが、このことを実行する案を出したのですね。そうすると、その案はどうか言ひ内閣でしたか。

答 それは、はつきり案と言へるものではありませんが、日

裏面白紙

裏面白紙

本政府に對して、滿鐵附屬地帯に於ける治外法權撤廢の方法を請  
ぜられたいと言ふ一つの通告でした。

問 その通告に對してどんな手段が講ぜられたのですか。日本政府  
の方で。

答 昭和十一年末か十二年の初に、日滿協定により、希望した結果  
を得ることが出来ました。

(一三頁)

問 凡て滿洲國の國債發行に關しては國東軍司令官と話をしなくて  
はならなかつたのですか。私のいふのは昭和七年から十一年まで  
のことです。

答 そう言うことは國東軍司令官と相談するには及ばなかつたわけ  
ですが、通例軍からの支持を要請しました。

問 昭和七年から九年までの間に於て軍は國東軍司令官が支持を  
拒絶した例をなにか覚えてゐますか。

答 覚えて居りません。

問 昭和十年にソ連政府から北滿鐵道を譲受ける爲に一億四千万圓の  
國債を募つた際には、私は、この國債の發行に關しては國東軍に  
参りました。

問 その場合に、貸下は國東軍の承認を得ましたか。

5

答 私は關東車の承継を得る必要はありませんでした。承認と言うよりはむしろ前に申したように法的的の支持を得ることが必要でした。

問 昭和三十二年一月二十八日（一四頁）  
（昭和三十二年一月二十八日）  
その局では、昭和七年から十一年までの間に、滿洲國に對する

投資に人民を参加せしめるための何らかの方法を講じましたか。  
滿洲國の産業開發に對し人民に關心を持たせる方法を何かやつたかと言ふのです。

答 新設創設の諸会社の株を滿洲國人が購入するよう大いに盡力致しました。

問 昭和七年から十一年までの間に於ては、右の事項は滿洲國政府の關係する限り、貴下の居られた部（即ち財政部）が取扱つてゐたのですか。

答 私の部ではなるべく多くの者がこの株を買いように一盡の賣出運動を主としてやつたわけですが。

問 昭和二十一年一月三十一日（一七頁）  
「豫察調査書第四五三一A（一二頁）

關東車は財閥が滿洲國に投資することに反對をしたのはどう言う理由ですか。

裏面白紙

答 車一般としては財閥に反対しませんでした。東軍の將校の

問にこう言う空気がありました。

關東軍の將校は財閥が日本の産業を獨占してあるから、滿洲に於てもそんなことがあつてはならぬと考へてみました。それで陸軍

側にも反対論が出たわけですね。

問

では星野さん以下は、それについてどう考へますか。

答

私は財閥が日本の産業を獨占してあるとは考へませんでしたから誰が滿洲に行つて産業に投資してもよいとの意見でをりました

(一九頁)

問

日華事變の起つた時貴下は意外に思はれましたか。

答

意外に思ひました。

問

昭和二十一年二月四日 (三頁)  
貴下が遠征した時、本庄大將は滿洲に居たのですか。

答  
そうです。

裏面白紙

問一昭和六年九月の滿洲專使に就いて本庄大將とどんな話をしたか言つて下さう。

答一滿洲專使に就いて本庄大將と話をしたことはありませんでした。

問一板垣大將と話をした事がありますか

答一滿洲專使に就いて板垣大將と話をしたことはありません

昭和二十一年二月七日 (一八頁)

問一費下は大政翼賛会の会員になりましたか。

答一特別に入会したわけではなく関係として会員になったのです。私は翼賛会

の顧問になりました。関係は全部顧問になりましたから

問一費下は翼賛会の役員でしたか

答一いいえ

問一費下は理事會又は常置委員會の一員だつたことがありますか

答一ええ、私は常置委員會の一員でした。私が常任委員會問題研究委員會の

委員を委嘱されました。その後研究の委員でありました。

委員を委嘱された。

裏面白紙

裏面白紙

辯護側文書第六〇六號A11

昭和二十一年二月七日 (一八頁前承)

問1 それでは執費令の仕舞で貴下のやつた事はそれだけでしたか

答1 そうですそれだけです。 (一九頁)

問1 昭和十五年の春、松岡は獨乙と伊太利に行きましたか

答1 行きました

問1 そして松岡が獨乙に行つた結果はどうでした。

答1 松岡が歸朝した時は既に辭職してゐましたので私は詳しい事又は秘密事項は聞きませんでしたが之は存じません。然し全体として松岡の歐洲出張の最も重要な結果は日ソ侵略條約の締結でありました。

問1 そして不侵略條約は四月の中旬頃に調印されましたね

答1 そうです

問1 その不侵略條約は貴下が出席した開議で検討されましたか

答1 私はそう言う開議に出席したことはありません。私は既に四月に辭職してゐましたし、三月中はずつと旅行しましたからどの開議にも出席しなかつたのです。

昭和二十一年二月二十六日 (五頁)

問1 では星野さん貴下は昭和十六年四月まで企畫院議長としてゐたと言ひま

D 11.100.11 606-A -1

したが其後は何をしたのですか  
答：その数年は特別な仕事に携わりませんでした。私は内方々旅行を致して居りました

間：どんな旅行でした。仕事の関係でしたか、それとも遊びの旅行だったのですか

答：主として私的の旅行でした。唯一暇だけある貯蓄問題に關して演説をやつた事があります。私は滿洲に長い間居りましたので、日本国内情況を見る爲にこの旅行を致したわけです

問：第三次近衛内閣互解の理由はどう言う事でしたか

答：當時私は八月から十月迄方々旅行に出ておりましたからその理由は存じませんでしたが後に於て近衛内閣は内部の軋み<sup>ウツミ</sup>によつて倒れたのだと言う事を聞きました。

(六頁)

問：どうして内閣書記官長の職につく様になつたのですか

答：特に理由はありません。唯私は十七日東條から書記官長になつてくれと依頼されたのです。當時私は既に朝鮮に旅行するつもりで乗車券を買つておりました。

問：東條大將と貴下とは舊友だったのではありませんか

裏面白紙

答一 親友だつても言えませんが私の在籍時代に東條は二年間同地に居りましたので、私は東條を識るようになり、又東條の巨港時代に私は企鵝院に居りました。

裏面白紙



高橋

昭和二十一年（千九百四十六年）二月二十六日

第六頁（續き）

問 貴下ヲ企畫院總裁ニ任命シタノハ一體誰デスカ。  
答 近衛公デス。一オセ夏一

問 星野サン、貴下ハ内閣書記官長トシテ、閣議ニハ凡ベテ出席ナサ  
イマシタカ。

答 我ハ閣員ノ資格デ出席ハ致シマセンデシタ。併シ閣議ニハ臨席致  
會議ニ閣員以外デ出席シタ者ハ私ノカニ強ホ二  
局長官ト情報局總裁トデアリマス。  
局長トシテノ資格デ、閣議ニ提出サレタ問題ノ  
答 イエ、票決ニハ全然アリマセンデシタ。  
昭和二十一年（千九百四十六年）二月七日

第十六頁

問 東條内閣時代ノ閣議事項ノ控ヲ貴下ハ強シテ置カレマシタカ。  
答 イエ、私ハ強シテ置キマセンデシタ。  
問 閣員ノ中デ他ニ誰カ、控トカ、議事録トカ又ハ覺書トカラ少シデ  
モ強シテ置イタ人ハアリマシタカ。

3217  
DePDoc 606A-1

Doc 606A-1

高橋

昭和二十一年（千九百四十六年）二月二十七日

第六頁（續き）

Ezh. Ho

問 貴下ヲ企監院總裁ニ任命シタノハ一體誰デスカ。  
答 近衛公デス。一カセ取一  
問 星野サン、貴下ハ内閣書記官長トシテ、閣議ニハ凡ベテ出席ナサ  
イマシタカ。

答 私ハ閣員ノ資格デ出席ハ致シマセンデシタ。併シ閣議ニハ臨席致  
シマシタ。此ノ種ノ會議ニ閣員以外デ臨席シタ者ハ私ノカニ猶ホ二  
名アリマシタ。法制局長官ト情報局長官トデアリマス。  
問 貴下ハ、内閣書記官長トシテノ資格デ、閣議ニ提出サレタ問題ノ  
中デ貴下ガ票決ヲ有シテ居ラレタ問題ガアリマシタカ。  
答 イエ、票決ヲ有シテ居ラレタ問題ガアリマシタカ。

昭和二十一年（千九百四十六年）二月七日

第十六頁

問 東條内閣時代ノ閣議事項ノ控ヲ貴下ハ強シテ置カレマシタカ。  
答 イエ、私ハ強シテ置キマセンデシタ。  
問 閣員ノ中デ他ニ誰カ、控トカ、議事録トカ又ハ覺書トカヲ少シデ  
モ強シテ置イタ人ハアリマシタカ。

41

裏面白紙

答 イエ、アリマセンデシタ。發表スベキ報道ガアレバ凡ベテ情報局  
總務ガ新聞社ニコレヲ異ヘマシタ。

第八頁

昭和二十一年（千九百四十六年）二月二十六日

問 「敬察國體ノ尊嚴ヲ第一ノ要義トシテ、  
星野サン、貴下ハ内閣ノ中デ東條大將ト最モ緊密ナ關係ニアツタ由

答 デスガ、コレハドウイフ事ナノデスカ。

問 シタ。併シソレダカラト言ツテ彼ニ對シテ私ガ最モ緊密ナ關係ニア  
ル相談相手デアツタトハ申サレマセン。

答 貴下ハ又東條ノ腹争政策ノ熱心ナル支持者デアツタ由ヲ耳ニシテ  
居リマスガ、コレハ正確ナ事實デハナイノデスカ。

問 且ツ又私カラハ何等ノ勳賞モ授ケラレマセンデシタ、  
記官トシテ訓令通りニ實行シタニ過ギマセン。」私ハ單ニ一箇ノ書

昭和二十一年（千九百四十六年）二月七日

問 首相ハ何か申サレマシタカ。（昭和十六年十二月一日御前會議ニ  
オイテ）

裏面白紙

答 當時ノ情勢ヲ有リノ體説明サレマシタ。

問 ドウ云フ風ニ説明サレマシタカ。

答 説明通りノ言葉ハ記憶シテ居リマセン。

問 説明ノ内容ハドンナコトデシタカ。

答 大略シテ申シマス、若シ十二月初旬中ニ交渉ガ進マラヌト戦争ニナルトノ意味デアリマシタ。

昭和二十一年（千九百四十六年）二月十一日

第十四頁

問 貴下ハコノ御前會議ニ列席シマシタカ。

答 ハイ、列席致シマシタ。併シ會議ノ一員トシテ列席シタノデハアリマセン。

昭和二十一年（千九百四十六年）二月七日

第十八頁

問 貴下ハ何カ提議ヲ出シマシタカ。「昭和十六年（千九百四十一年）十二月八日樞密院會議ニオイテ」。

答 私ハ意見ヲ述べルコトヲ許サレテギマセンデシタ。

昭和二十一年（千九百四十六年）二月十一日

第十三頁

問 樞密院會議ニハ情報局總裁ガ列席シマシタカ。

裏面白紙

答 總裁ハ列席シタト私ハ思ヒマスガ、確カニ列席シタトハ斷言致シ  
 察ネマス。内閣情報局總裁モ又私モ會議ノ一員デアリマセンノデ  
 會議ガ私達ノ仕事ニ關係スル場合ヲ除キマシテハ、私達ハ列席スル  
 ニハ及ビマセン。從ツテ情報局總裁ハ多分此ノ會議ニ列席シタカモ  
 知レマセン。大臣デアレバ會議ニ列席スルコトハ半バ以上強制的ノ  
 コト、ナリマスガ、此人達ガ列席スルノハ事務ニ關係アル時ノミデ  
 會議ノ一員トシテデアリマセンカラ、此人達ガ會議ニ列シタト  
 ハ私ニハ斷言ガ出來マセン。

44

45

裏面白紙

E 32/3  
Def. Doc. 号2073  
(Revised)

Exh. no

2073-23 (10)  
2073-23 (10)  
2073-23 (10)  
(尾野道雄)

自分等諸國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノヨリ宣旨ヲ發シテ  
ル上テノ如ク供進致シマス

供進香 村上 恭一

進香

荒木貞夫 家祖

謝

亞米利加合衆國 英使

東京 醫學 亞米利加合衆國 英使

45-1

46

E 37/3

Def. Doc. 号2073  
(Revised)

Exh. no

ル 自  
上 分  
次 備  
ノ 設  
類 備  
ク 備 二  
ハ 行  
供 備 ハ  
運 備 ル  
重 シ 万  
マ ス 式  
ニ  
從  
ヒ  
先  
ツ  
別  
紙  
ノ  
ヨ  
リ  
宣  
ダ  
ラ  
旨  
シ  
タ

供 運 者 村 上 恭 一

軍 醫 供 運 者

荒 木 貞 夫 家 記

亞 米 利 加 合 衆 國 参 事 官

新 東 歐 際 軍 醫 隊 長 官

45-1

46

一、  
出身府縣  
鳥取縣

明治四十年七月、信濃に任ぜらる  
明治四十一年二月、信濃に任ぜらる  
明治四十三年七月、信濃に任ぜらる  
明治四十四年六月、信濃に任ぜらる  
同年九月、信濃に任ぜらる  
大正五年十一月、信濃に任ぜらる  
昭和二年四月、行政裁判所評定官に任ぜらる  
昭和九年六月、審判部書記官に任ぜらる  
昭和十四年八月、依りて審判部書記官に任ぜらる

45-2

一、評議院の會に出席する者は、評議院長、同院副議長及評議  
院議員に内閣總理大臣及各省大臣たる國務大臣でありました。此の  
外に、東京御在任の成年の親王は、同院の會に出席を有せられるこ  
とに勅定されて居ましたが、此の親王の御出席は、評議院の會に  
出席せられたけれども、その會が評議院より退官する迄は出席せ  
ないものとす。又、内閣總理大臣又は各省大臣でないもの、即ち評  
議院の會に出席する者は、評議院の會に出席を待たせんとした。  
評議院の會に出席する者は、内閣總理大臣及各省大臣の會に於ける  
職務を補助する為め、内閣及各省の官吏が必らずに出席することを  
命ぜられた。時としては無任  
所大臣も説明員として出席したことがありました。  
説明員の人には別に制限がなく、時としては十人以上に上つたことも  
ありました。説明員は、必らずに議長、副議長の許可を得て、主  
管大臣の  
説明を補足する為めに發言することが出来るのでありまして、實際説明  
員が發言したことは屢々ありました。  
二、評議院の審査委員は、同院議長が同院副議長及評議院議員中より  
指名した委員數人を以て構成せられ、委託された職務に付て審査を爲

46-1



右いづれの証言終記も、出席した閣僚大臣や幹事員に示して、その要  
要を求めるところはありませぬ。

三、憲密院の審議では、一切速記を用ひません。  
本會議に付ては憲密院本部及事務規程の規定に依つて証言終記が作成  
されますが、之とても、書記官が該事の要旨を記載しただけで、各員  
の証言を全部そのまま採取したものではありませぬ。  
審議委員の証言終記に付ては、何れ法規上の規定がありませぬので  
ただ事務上の必要の爲に、書記官が該事の要旨を書き取つて、自分の  
手許に留め置いただけであります。それとも、永い間、既に該事の  
名、出席委員の氏名、審議の経過の大概くらゐの事を記載するに止ま  
りましたが、凡そ大正十年頃でありましたらうか、特に勉強な書記官  
が現れまして、各員の証言の要旨をも採取した筈なくわしい証言終記  
を作成するやうになりました。併し、之は法規上の要求された公式の記  
録ではありませぬから、審議終記の別紙や審議組合の事情やに依つ  
て、密組區々でありまして、時に依り、証言の一部分しか書き取つてな  
いこともありました。

良心ニ於テ直ニ述ベ何事ヲモ欲スルセズ又何事ヲモトメテセザル  
コトヲ述フ

署名捺印 村 上 恭 一

昭和二十二年（一九四七年）七月廿八日  
於東京都千代田区丸の内

供 進 香 村 上 恭 一

右ハ本立會人ノ所願ニテ宣シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明  
シマス

即日 於

立 會 人



葛粉

Handwritten notes on a slip of paper, possibly listing names or details related to the exhibit.

自分ニ我同ニ行ハルレ方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
ノ如ク供述致シマス

供 述 者 小 畑 忠 良

供 述 者

木 貞 夫 其 他

對

亞米利加合衆國 其 他

葛粉

ノ 自  
如 分  
ク 一  
供 我  
進 國  
致 ニ  
シ 行  
マ ハ  
ス レ  
方  
式  
ニ  
依  
リ  
先  
ヅ  
別  
紙  
ノ  
頭  
リ  
宣  
言  
ヲ  
爲  
シ  
タ  
レ  
上  
次

宣	宣	宣	宣	宣	宣
言	言	言	言	言	言
者	者	者	者	者	者
小	小	小	小	小	小
良	良	良	良	良	良

裏面白紙

私ノ住所ハ大阪市天王寺區北山町四二番地デアリマス。  
 私ハ大正六年東京帝國大學ヲ卒業シ住友本社ニ入社シ、大阪ノ電氣工業  
 株式會社ノ専務取締役ニ就任シマシタ。昭和十五年八月(一九四〇年)  
 企登院次長ニ任命セラレ昭和十六年(一九四一年)四月ニ辭職、昭和二  
 十年四月愛知縣知事、同年六月東海北陸地方總監ニ任命セラレマシタ。  
 昭和七年ヨリ昭和十五年ノ間、私ハ事業關係カラ度々滿洲ニ旅行シ相當  
 期間同地ニ滞在スル機會ガアリマシタ。其ノ間私ハ最初滿洲國ノ財政部  
 ニ奉職シ後ニハ總務長官デアッタ星野直樹氏ト屢々會見シマシタ。  
 滿洲國ノ初期ニ於テハ日本其他ノ實業家ガ滿洲ニ於テ事業ヲナスコトハ  
 困難デアッタガ星野氏ガ總務長官ニ就任シテ後ハズツト容易ニナリマシ  
 満洲國ノ若イ士官ヤ官僚ハ外部ノ實業家ニ對シテハ「勸進」ヲ示シ  
 シタ。之ハ特ニ初期ニ於テ然リデアリマシタ。尤モ之ハ難事デアリマシ  
 星野氏ハ此「勸進」ヲ輕減シヤツト努力シマシタ。尤モ之ハ難事デアリマシ  
 タガ。滿洲國ニ於テハ日本人ト外國人ノ實業家ノ間ニ於テハ何等ノ區別  
 モ立テズ同一ノ規則ヲ双方ニ適用シマシタ。  
 星野氏ハ單ニ投機的利益ノヲ求メナイデ誠實ニ滿洲國ノ建設ニ關心ヲ  
 持ツタ外國ノ實業家ハ勸進シマシタ。  
 私ハ「日本」會社ト米國ノ「ヤネラル」モーター「ス」トノ合辦デ滿洲國デ自動

裏面白紙

車製造會社ヲ起ス察ヲモツテオリマシタノデ之ヲ星野氏ニ話シタ所、星  
 野氏ハ之ニ同意デシタ。私ハ滿洲區ニハ米國ノ資本ガ必要デアルト申シ  
 マシタガ星野氏ハ之ニ贊成デシタ。後ニナツテ、結川氏ガ渡滿シ滿洲重  
 工業株式會社ヲ設立シマシタ。結川氏ガ外國銀行中米國資本及其ノ技  
 術ヲ導入スルコトガ出來ルト云フコトヲ申出タノガ同氏ヲ入滿セシメタ  
 一ツノ誘引デアリマシタ。併シ滿洲國政府當局ハ入滿スル會社ハ關係知  
 何ニ拘ラズ總ベテ滿洲國ニ於テ設立セラレタ法人デアルベキコトヲ嚴格  
 ニ要求シマシタ。私モ住友ノ支店ヲ設立セントシテ、ソレガ出來ズ、止ム  
 ヲ得ズ滿洲國法人トシテ新會社ヲ設立セネバナラナカツタノデ、コレヲ  
 承知シテオリマス。

裏面白紙

51

52

星野氏ノ考ヘハ滿洲國ノ基礎ト同國民ノ安寧ヲ強固ニスル爲メニ總ベテ  
ノ産業ヲ發達シテ自給自足ノ體ヲ成スルコトニアリマシタ。彼ハ輕工業及重  
工業ノ双方ヲ自給自足ノ體ヲ成スルコトニ關心ヲ持ツテオリマシタ。  
ソレハ滿洲國ガ廣大デアツテ鐵道運輸ハ不充分デアツタカテアリマス。  
貨物自動車ハ星野氏ノ企圖シタ最良ノ爲メニ必要デアリマシタ。  
星野氏ハ滿洲國ガ一統的ニ獨立シテ成長スルコトヲ企圖シテオリマ  
シタ。支那事變ハ彼ヲ失望セシメ、彼ハ其ノ可及的速ニカナル終末ヲ期待  
シマシタ。彼ガ總務長官デアツタ時、彼ハ在滿日兵官吏ノ數ガ多過ぎル  
ト云ヒ行政ヲ經濟方面ニ當人ガヨリ大キイ役ヲ勤ムルベキダト云ヒマシ  
タ。ソシテ日本官吏ノ數ヲ減ズル様ニ努力シマシタ。又彼ハ滿洲國  
ガ技術的ナ援助ヲ求ムルナラバ日本人ハ其援助ヲナスベキデアルガソノ  
爲メニハ滿洲人トナツテ之ヲナスベキデアルト云ツテオリマシタ。  
星野氏ト關東軍トノ關係ニ付テハ、星野氏ガ關東軍トウマク行ツタノハ  
主トシテ氏ガ滿洲國ノ育成ニ誠實ナ關心ヲ有ツテオツタカラデアルト云  
フベキデアリマセウ。彼ハ大部分ノ他ノ日本人官吏ヨリハ遙カニ良心的  
ニ其職責ヲ果シマシタ。  
滿洲國ノ初期ニ於テハ關東軍ノ將校ハ大部分誠實デ日本陸軍ノ中デモ最  
モ有能ナ且理想主義的ナ將校デアリマシタ。此ノ有能サト誠實サガ續イ  
テオツタ爲メニ星野氏ノ態度ハ尊敬ヲ受ケマシタ。  
一九四〇年（昭和十五年）六月二十二日星野氏ハ第二次近衛内閣ノ企畫

52

53

裏面白紙



院總裁兼無任所大臣ニ任命セラレ、私ハ同年八月同院次長ニ任命セラレ  
マシタ。私ガ次長ニナツタ途ニ、實業家ノ見地カラ官行ハレテ  
キタ種々ノ机上計畫ノ生産數字ヲ算出スルコトニマシタ。星野氏ト  
私ハ間モナク如何ニ之等ノ計畫ガ見込ナク當ニ積大シテモナク取ル  
マシタ。當時支那等國ハ終結ノ見込ナク當ニ積大シテモナク取ル  
種ノ輸出ヲ制限シ始ムルト云フ具合デ日本ハ甚ダ困難ナリマシ  
タ。之ハ非常ニ日本ノ經濟的ノ困難ヲ加重シ、此ノ爲ニ日本ガ手続ノモノ  
ヲ其ノ第一トシテ外國爲替ノ無常ヲ行フテオクマシタ。其外同國爲替ハ急  
激ニ減少シマシタ。日本ハ新資料ヲ得ルコトガ出来ナクナツタノデ企業  
院ハ入手シ得ル資料ノミヲ以テマカシテ新方策ヲ案出スル必要ヲ生シタ  
ノデ昭和十四年ニ設定セラレテキタ生産力擴張計畫ニマシタ。總  
設士ハ私ニ法廷證人四二號ヲ見セマシタガ此ノ中ニアルノガソノ計畫デ  
ス。之モ實行不能ナリ計盤ノ一ツデ變化スル狀況ニ應ジ總ヘテ修正スル必  
要ガアリマシタ。コノ改訂ヲ計シタ主ナル理由ハ米國オラノ肩銀、油、必  
要作機械、アルミニウム、其他ノモノノ供給ガ減少シテオツタコトデ  
アリマス。從ツテ是等ノ原料資材並ニ生産品ノ新シイ出所ヲ求ムル必要  
ツタアリマシタ。ソノ爲メニハ生産力ノ擴充ト云フコトガ第一ツノ方途デア  
ズル何カノ方法ヲ講ヤネバナリマセンデシタ。

53

4

裏面白紙

54

米國及印ヨリハ多少ノ輸入ハ得ラレマシタガ之等ハ當時ノ需要ヲ充  
 スニハ不充分デシタ。米國及他ノ地獄カラノ輸入計畫ハ平和時ニ於ケル  
 通常量デアリ又想ベテノ計畫ハカ、ル輸入ガ額スルコトヲ前提トシテ  
 立テラレマシタ。計畫ヲ立テルニ當ツテ考ヒニ入レラレタ戰爭ト云フモ  
 ノハ唯支那事變デケデスガ、星野氏モ私モ陸海軍ノ支那ニ於ケル所要量  
 ト云フモノハ幾許デアルカ全然知りマセンデシタ。又陸海軍ノ要求量ハ  
 如何ナル方面ニ使用サレカ云フコトモ全然務密デアリマシタ。若シ  
 我々が計畫ヲ立テル際ニ當テ太平洋戰事ト云フ如キ戰爭ヲ考ヘテ見タト  
 スレバ是等ノ案ハ現實ノ案トハ著シク相異ツタモノデアッタデアリマセ  
 ウ。生産力充計畫ノ目的ハ外國ノ輸送措置ニヨツテ断タレタ必要ナル  
 物資ニ對スル生産資料ヲ生産シ産業ノ均衡ヲ圖ルコトニアリマシタ。  
 日本ノ重工業ハ輕工業ヨリ益カニ低位ニ在ツタノデ日本經濟ヲ均衡ノト  
 レタ關係ニ向上サセル爲メニハ重工業ノ多大ナル

5

54

55

裏面白紙

發達ヲ必要トシタ。生産力擴充計畫ノ終期ハ昭和十七年三月デアツタガ  
 我々ハ其時迄ニハ何程然タル成果ヲ得ラレナイト云フコトヲ知ツテオ  
 ツタ。其當時未ダ生産力擴充計畫ヲ擔任スル專員ノ部ガ企業院ニハナカ  
 ツタノデ從來爲替ノ配分其他ノ資金關係ヲ整理シテオツタ第五課ガ其配  
 分事業ノ減縮ニヨツテ暫定的ニ生産擴張ヲ取扱フコトニナツテ居ツタ  
 前述ノ如ク、當時陸海軍ノ要求ハ極メテ大貴デアツタ。併シ、星野氏ト  
 私ハ民需ト生産用ニ廻ス爲メニ至ヘノ制置ヲ切下ゲル爲メニ努力シタ。  
 陸海軍ハ勿論優先權ヲ有ツテオツタガ我々ハ常ニ其ノ要求量ヲ多量ニ做  
 簡スルコトガ出来タ。ソシテ實際ハ資材不足ノ爲メニ至モ制置全費ヲ行  
 ルコトハ出来ナカッタ。此ノ資材制置ニ關シテハ多大ノ困難ト認識ガア  
 ツテ、制置ハ毎年四月迄ニハ決定セラル、コトニナツテオツタノデア  
 ガ、私ガ企業院ニ入ツタ時ニモ四月カラ七月初旬迄決定ガ遅レ、其翌年  
 四月私ガ辭職シタ時ニハ未ダ當局ハ昭和十六年度ノ制置ニ關スル協定  
 ニハ達シテ居ナカッタ位デア  
 次ニ經濟新体制ノコトヲ申上ゲル。總務人ハ私ニ法廷第八六五號ヲ示シ  
 テクレマシタ。此ノ新体制ノ詳細案ハ企業院ノ苦イ官儀ニヨツテ立案セ  
 ラレ、星野氏ハ之ヲ昭和十五年ノ秋、經濟關係ニ提出シタトコロガ、彼  
 等、當中、小松商工大臣ヨリハ可成ノ反對ガアツタ。ソシテ星野氏ハ其

55

6

56

裏面白紙

ノ改訂ニ同意シタモノデアル。無謂口條ハヨリ自由主義的經濟ニ有利トナル様ニ策ノ變更ヲ望ミシタ。例ヘバ原案デハ非能率的小企業者ヲ排シテ大規模ナ經濟體ニ統合セシメ之ヲ効果的ニ經營セシムルト云フコトガ定メラレテオツタガ、小林氏ハ寧ロ政府ガ小企業者ヲ補助スルト云フコトヲ欲シ、星野氏ハ之ト同意シタ。原案ハ採用トナラナカッタノデ私ハソレヲ有タズ、今何處ニ求メタラソレガアルカ知ラナイガ、私ノ記憶ニ從ツテ、數度ノ交渉ノ結果、星野氏ト經濟團體ニヨツテ變更セラレタ點ヲ少シ述ベテ見ヨウ。

一、原案ニアツタ其目的ニ就イテ「國民生活ノ安定」ト云フ趣旨ノ言葉ガ附加セラレタ。コレハ、綜合的計畫經濟ノ過度ノ強調及急激ナ變革ニ對スル緩和劑ノ役目ヲハタス爲デアツタ。

二、原案ハ第二、(三)ニ於テ「企業ハ分業結合セシムルコトヲ行」ト云フ代リニ「分業結合セシムベシ」トナツテオツタ。私ハ原案ガ「行」ト云フレタ部分ニ横線ヲ引イタ。

三、原案第二、(四)ハ中商企業ハ整理結合セラルベシトナツテオツタ。四、第三經濟體ト稱スル第一、(二)ハ原案デハ經濟體ハ唯一人ノ指導者ノ下ニ運営ストナツテオツタ。

要スルニ、星野、小林間ニ一齟シタ案ト云フモノハ多クノ點ニ於テ原

裏面白紙

雲原則トシタモノヲ御外トシタモノヲ原則トシタ。

57

8

裏面白紙

是等ノ變更ガ犀野氏ト經濟閣僚ニヨツテナサレテ後、案ハ實質上現在ニ見ラ  
ルル如キモノトナリ、閣議ノ決定ヲ經タ。併シ此ノ案ノ實施ハ商工省ニ於テ  
之ニアリ企畫院ハ何等之ニタズサハラナカウツタ。新體制ハ政府ノ産業統制  
ノ一部ヲ統制團體ノ實業家ニ移スコトヲネライトスルモノデアリ、從ツテ此  
ノ案ニ從ヘバ從前ヨリモ政府ノ統制ハ減少スルト云フコトニナツテオツタ。  
次第ニ困難ノ度ヲ加ヘテ行ク經濟狀況ノ下ニ於ケル企畫院ノ目的ハ日滿支チ  
通ズルプロダクツク的經濟關係ヲ指シテ日本經濟ノ自給自足ヲ圖ルト云フ  
コトデアツタ。之ニヨリ日本デハ高級産業ヲ最モ進歩シテオルカラ、日本  
ハ高級産業ノ中心トナリ、滿洲及支那ハ原料地ニ進歩シテオルカラ、日本  
フコトデアツタ。北支及滿洲ノ産業ヲ計量ノ中ニ含マシメラレタ。理由ハ、  
之等ハ既ニ過去多年ノ間日本ノ經濟トハ切ツテモ切シマ同柄デアリ、日滿支  
ハ其ノ當時ノ狀況ノ下ニ於テハ原料資源及生産技術ノ關係ヲヨリスレバ相互  
依存のテ相互ノ協力ナクシテハ何レモ繁榮シ難イ狀況ニアツタカラデア  
ル。次ニ矢張り法廷證第八六五號ノ中ニ含マレテオル人口政策ノコトニ就テ申述  
ベル。當時日本ノ社會狀態ノ變更ト支那事變ノ影響ニヨツテ日本人口ノ増加  
率ハ減退ノ傾向ヲ示シテオツタ。コノ案ノ實施ハ平和狀態ノ存續ヲ前提トシ  
テ立案セラレタモノデアリ、一九六〇年（昭和三十五年）ノ目標トシタモノ  
デアツテ、其ノ實際ノ成案ハソレ迄ニハアラハレナイモノデア  
ル。更ニ其ノ

裏面白紙

直接ノ結果カラ云ヘバ、生産力ノ減少ヲ來スモノデアアル。即チ此ノ案ニヨ  
 レバ早期結婚ガ奨励サレ二十歳以上ノ女子ノ豫備ヲ制限セラルルコトニナル  
 カチ女子勞働者數ノ減少ヲ來スコトニナルコトトナル。此ノ案ハ要スルニ其  
 ダ現銀的ナ机上案デアツタ。案ヲ作成シタノハ厚生省官吏デアツタガ實地ニ  
 案ルヘキ省モ厚生省デアツタ。當時斯クノ如キ案ハ其ノ立案者ノ如何ニ拘ラ  
 ズ企發略ニ於テ説明スルノガ價例デアツタ。早野氏ハ案ニハクイシテ關心チ  
 示サズ其ノ説明ハシト信ジマスガ、私ニハ何ノ意見モ述べナカツタ。  
 早野氏ハ昭和十六年四月月初、近衛公使ニ對シテ詳談ヲ出シ、私モ其ノ五日過  
 ギ價例ニ從ツテ企發院ノ新設ニ對表ヲ出シ、私モ其ノ五日過

10

59

10

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年） 月 日 於 東京

供 送 者 小 畑 忠 良

右ハ當立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 合 人 右 田 敏 夫

60

61

裏面白紙



Def, Doc, 2592

Exh, 6

フ 良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺竊セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印

小 畑 忠 良

宣 言 書

裏面白紙

61

12

62

芳徳

日通支 經濟懇話會 報告書  
ヨリ 預奉

昭和十三年十二月三日

○日野直樹代 (滿洲帝國國務院總務廳 長官) 諸君、今次事變の最も大なる成

果と致し、東亞の諸邦、諸民族の向に和衷 協同の奇跡を齎し、深き、與に新天地理建設の ことを謀するの機運に動き、あり、ますこと、は、實

蓋し、本決事變の直捷の事、如何なるもの 下あつたにせよ、私共が冷徹なる心境に於いて、 此れを反省致し、まするべき、私共諸民族の中に善 隣協和の精神の徹底に於いて、東亞人の東亞 なる認識の把握に於いて、締遺境の點あり、缺 点あり、あり、ましたこと、が、その最も根本的な 理由である、と論断せざるを得ない、下あり ます。

懇話會の會合の如き、その點 心論議の念も、禁じ得ない、次

No. 1

若し、私ども各人各自が、その老若男女を問はず、その貧富貴賤を論せず、善隣協和の精神に燃へ上つて、東亞人の東亞なる確固不拔

高橋

日 徳 支 統 率 懇 話 会 報 告 書

日 徳 支 統 率 懇 話 会 報 告 書

日 徳 支 統 率 懇 話 会 報 告 書

昭和十三年十二月三日

○日野直樹大

(滿洲帝國國務院總務廳 長官)

諸君、今次事變の最も大いなる成

果と致し予し、東亞の諸邦、諸民族の向に和衷

協同の奇潮湧き上り、遂に新天地建設の

ことを致すもの機運に動き上り、ありますことは、實

に御同慶の至りに堪へないところであり、まして

今日の日滿又は經濟總聯合の會合の如き予の幾

番万々一例として、衷心慶祝の念も極まで停るは、

事下ありませぬ。

蓋し、本件事變の直接の事日は如何なるもの

下あつたにせよ、私達が存続するに境に於いて

これと反有致しませぬこと、私共諸民族の間に

隣誼の精神の徹底に於いて、東亞人の東亞

たる認識の把握に於いて、幅遺境の點あり、鉄

とさところありませぬこと、その最も根本的な

理由下ありと論断せざるを得ない下あり

ませぬ。

若し、私ども各人各自が、予の老若男女を同

じす、その會合、諸君を論じて、蓋し隣誼の

精神は燃へ上り、東亞人の東亞なる確固不抜

12-1

No 1

Doc D255/A

No. 2

Doc. 2551A

の信念を把握致してありましたなら、何今次の如き事態の発生を見ることは決してなかつたであらうと確信致して居る次第であります。

然しなから既往はこれと論ずるも詮なきこと下ありまゝ、然も今や正義無敵の師は進められ、既に東亞の大半あり固陋不逞の徒は一掃せられたの下あります。

私どもの今日為すべしことは私どもの手取に取戻しましたるこの東亞に、新しい理想の世界を建設すること下あります。固より事態は未だ解決の域には至つて居りませぬ。既に局部的地域に蹂躪せしめらるるに至りましたとは中で、尚ほ頑逆暴逆の徒は偏執迷妄の愚より未だ醒めずして、その抵抗を繼續し、陰險豺狼の輩亦執拗にその暴を助けつゝあるの下あります。

それ故に今や私どもの新東亞建設への覚悟には一日の怠惰、一刻の安逸も許されないのであります。事實は今や一方にあきましては彼等に對し、まする脅威の手を弛めることなく、これを進めまゐると共に、他方にあきましては建設經營の工作に致さしつゝ力を注ぎ、以て彼等の意圖して居りますところの長期消耗戦に對應すべき所謂長期建設戦の段階に入つて居るの下あります。

然し、この長期建設戦の過程にあきまゝに連戦致  
 したる凡ゆる困難を克服し、ここに新東亜經營の第一階  
 程も堅固に構築致しますることば、これこそ東亜新生の  
 貴重なる基盤と致しまして拂はれてをりますところの幾多  
 生當に始めて酬ゆることを得る所以であり、また本件事業  
 の聖戰たる意、全戦をして愈々宇内に昂揚せしむる所以であ  
 ると考へるべきであります。

惟ふに過去における我が東亜の次を顧みて見ますと、  
 世界陸地総面積の十分の一弱に相当するに過ぎぬを占め、  
 世界総人口の四分の一強に達するところの人口を擁してを  
 るにも不拘、たゞ皆迷の中を彷徨するに過ぎざらなかつたので  
 あります。

然し、ながら多年の炊雲を拂って南洋が世界文明  
 にあきまゝして當然に占むべきその正当の地位を恢復せ  
 るとする大勢は、今や澎湃として天を蔽ふてをるべから  
 ります。

惟ふに東亜覺醒の晚鐘は遠く大日本帝國の明  
 治維新に鳴らされたものであります。その大陸に具  
 現せられたる第一歩は滿洲事變であり、更に孤天進  
 展致しましたるものが今次の支那事變であつたのであ  
 ります。

これが結果と致しまして先に滿洲國の成立あり、  
 然してこの度は北支、中支、蒙疆等の地において清新  
 強力なる各政府の成立を見たとあります。

Doc. 255/A

No. 4

私どもは茲に神の啓示を見、天の啓示を聞くのであります。  
 新王東亞の建設——これこそ正しく私ども東亞諸  
 民族ニ與へられたる一大責務でありました。私ども  
 はこの悠遠なる天命と栄譽とを賭けて、敢然これ  
 に當るの概を有つてこれが遂行に邁進致さねばな  
 らぬのであります。

即ち各民族互に協心同和し、その有機的合一體  
 としての東亞人たる意識に目覚め、東亞人なりとの  
 明確なる認識を把握し、今日の世界に見る最も根  
 本的なる痛弊でありますところの巧利的自我の主  
 張を基本とする闘争隷従、搾取被搾取の思想  
 と斷乎として排撃し、東方道義の宣揚を根本と  
 する協和共榮の理想世界を自らの手によつ  
 て實現せんがために、その全身全靈を抛たなければ  
 ならぬのであります。

斯くて過去の昏迷は一掃せられ、新しき東亞  
 は世界の邪惡に對して再び逞しき息吹を吹きかけ、  
 民族協和の華々結合の上に東方道義の華は  
 燦然として千載に輝くであります。

斯の如きは決して徒なる自己陶醉的なる空想  
 ではないのであります。滿洲國が今日に及ぶ發展  
 過程にあまなして體驗致しましたるところに依り  
 ましても容易に想到し得らるゝところでありませ  
 ぬし乍らこゝに私どもが充分の留意致さなければ

19cc. 2551A

No. 5

4-1

わらぬことがあるのであります。甚だし現下の國際時局は厄難を予  
んでその前途容易に豫測を許さざるものがあるのであります。  
従つて長期建設戰能態勢は各階段毎に最も堅實な  
る基礎の上に何時如何なる變に際會しても立派たる態勢を  
と以つてこれに應じ得る準備と覺悟とを有つて進めらる。こ  
が必要であります。

即ち長期建設は各階段に於てして最も慎重綿密に  
計畫せられ然つて最も着實にその成果を擧ぐるもつてな  
ければならぬのであります。

即ちこれを現實の問題として見まするとき長期建設の  
第一段階程たる今日におきましては長期建設の諸工作は  
同時に又現下の急迫なる國際危局に備へて進捗なき對策  
たることを要求せらる。つてあります。従つて現段階にお  
きまして最も現實性ある然る効果ある建設の方策と  
致しましては東豆の各地域に現存する經濟力と動員とこ  
れと綜合組織化して以つて現下の危局と突破せんとする  
ことをなければならぬのであります。

斯く考へ致しまするときに於て長期建設の現段階  
におきまして我が滿洲國が果すべき機能は自から明か  
であります。その頗る重大なるものあることを我々は痛  
感するものであります。我が東豆新生の第一階段において  
建設いたしましたところの我が滿洲國がその本格的建設  
の開始せられんとするときに當りまして是れ其の重大なる

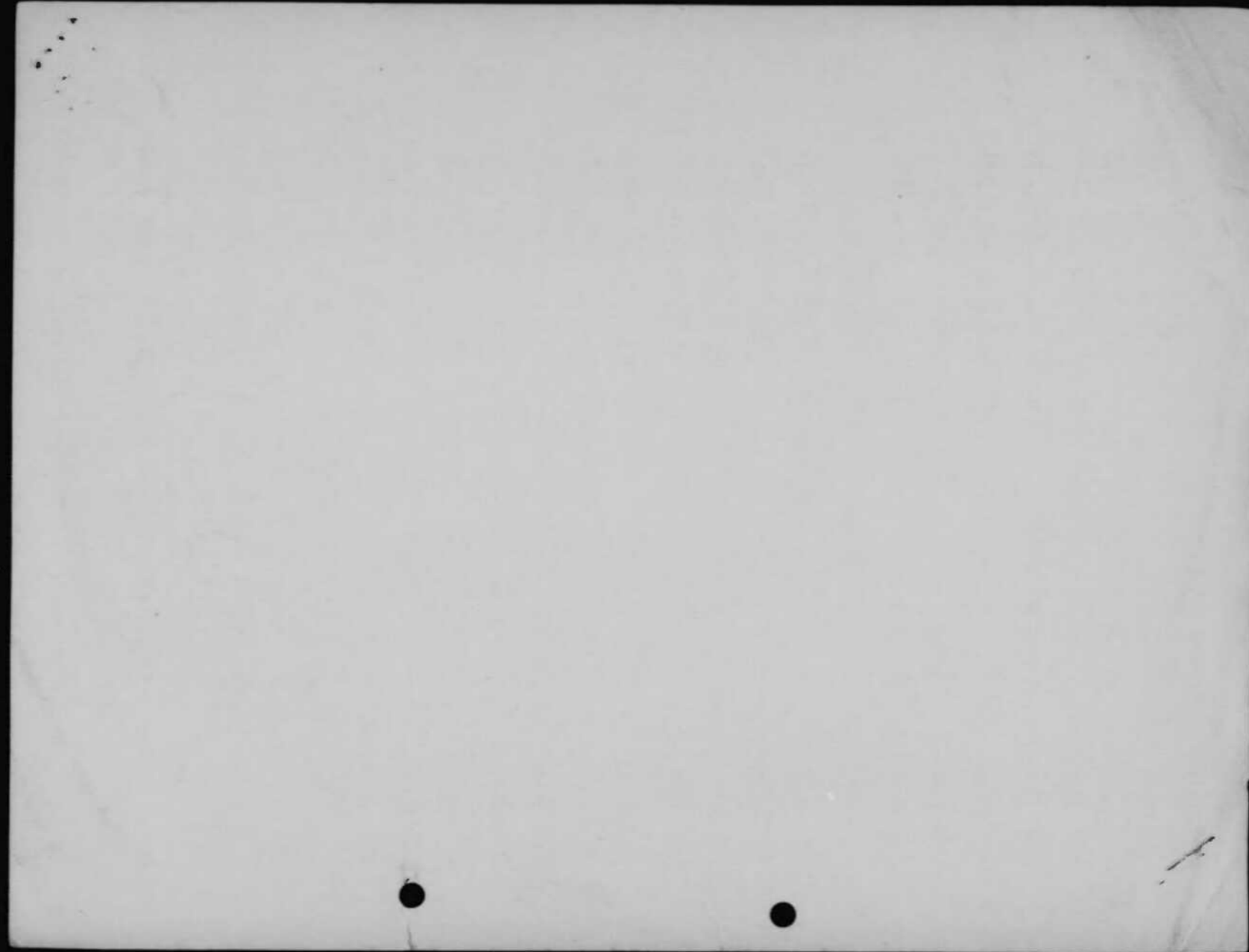




Doc. 2551A

No. 7

將來に相心を致しは學なる言の詩を以てして日表顯し其も地なる一層  
 概の胸中に湧きあがりて杯手し得ないのてあります。然し一にこの言は  
 正しく日滿一體民族協和の持たぬに全全言合なのてあります。其全言  
 建設の本格化せられしたるは第二の階級にありまして。私どもは海峽を離  
 せる東亞諸民族の手によりまして一それが一如不二なる協同に力  
 作にありまして。願て歸來するべし、全全言合の如し如何なる状況を私ども  
 の眼前に現出するにありませうか。……將に翹望して候つべし、の  
 みと今日は斷言致す他はなかりありませう。今日東亞諸島の地位  
 遠なる生命の若くしく必死にたる動も私どもの新しき、功業の  
 前に展開しつゝあるのてあります。既に數千年の昔にありまして  
 私どもの先人は吾界史上不朽の光輝ある文化的遺産を私ども  
 に遺して去つたのてあります。私どもはこゝその遺産の最も正當なる  
 承継者と致し、更に更に東亞文化の新生こそは私ども  
 の力の綜合の上には望まざるべし、そのと確信してしまふべし、此の  
 下あります。今日日滿支經濟懇話會の大事業本が計畫書に  
 られまして。殊に今日滿洲國の首都新京にありましてその最  
 後の會合が開催せられ。茲に日本を中心として東洋各地方  
 における新興政府の經濟部門を双肩に負はるゝ方を一高上  
 に會し、脈と交へ新東洋經濟建設のために論議する事の  
 出来ましたことはこの新東洋建設に於ける誠に甚重なる一つ  
 の機會であるを考へ、茲に御臨席の比自こくに向し私の  
 衷心の所懐を述べ、私どもは私どもは私どもは私どもは私どもは  
 亦愉快とするにあらざりませう。本會堂において各方面の方々は  
 充分の論議を遂げられ、以て本懇話會の有益の事大をなすに只に  
 我々の共通の理想を達成せられたり、且大なる貢獻をなすにあらざりませう  
 固く信じ、且深く願つて居ります。此の事でありませう。



22924 E2797

def doc 755

66-1

國務省

臨時調査情報部

調査振華課

R & A 才五五八一

日本軍事生産産業

十一書軍事生産統制、発展

説明

五章「エロコ」研究ハ日本、西大軍需産業、即チ航空機、自動車、造船及兵器造ヲ論ジテキル。其序章ハ軍事生産統制、全発展ノ概略ヲ示シテ、全研究ヲ通ジ協力団体組織ト政府統制ノ歴史トガ主トシテ強調シ又之等ノ産業ノ能力及技術的合野トモ論ゼレキル。

一九四五年十月二十日

才一次世界大戦中、日本ハ聯合國側ニ立ツテ戦フ。日本ノ軍事的活动ハ小規模デアツタケトモ、商家及去ハ高額ヲ一、九三三ニ於テハ六億六千八百万円カラ一九三五年ハ十五億九千百万円ニ増加シ、日本ハ先例ノナシ禁業時代ニ入リ、コノ禁業ハ西歐諸国カラ製造品輸入ノ激減、日本ノ輸出ノ上昇、聯合國ニ供給サレテ軍需品ノオヒラギニ増シ、及ビ戦争ノ終ニ起ツテ世界的ノ船舶不足ニ起因スル日本ノ商船及ビ造船事業ノ目覺マシク膨脹

E2797

def doc 755

トノ結果デラタ。西歐輸入品ノ急激ナル減少ハソレ等ニ代ル新シイ企業ヲ迅速ナル抬頭ヲ生ゼシメテ、コノ傾向ハ鉱業、機械及ニ化学ノ諸工業ノ間テ最モ著シクシタ。

三、「滿洲事変」ニ補助金ヨリ奨励及ニ最速進令

明治時代ニ於テ日本ノ主目的ハ外国ノ經濟的侵入及ニ国内ノ動乱ニ対スル防衛ヲラツル事デアッタケレドモ、ソノ国ノ制限セラレタニ主要資源ノ大部分ヲ戰略的産業ノ發展ニ充テル事ニ加フルニ、国内デ成ルハ國際市場ニ於テ外國製品ト競争スルヲメニ製衣造産業ヲ援助スル事モ亦必要デアラトイフ事ガ解ツタ。

織物業ハ之ヲ輸出産業ノ中テ最モ重要ナモノデラタ。一九二〇年ノ前半期ニ於テ織物ノ使用工場

ノ過半ト工場生産品ノ價格ノ約半分トニ當ラテ居タ。織物ノ重要性ハ一九二五年以後徐々ニ衰へ始メタ。一九二九年迄ハソノ工業ハ尙使用工場ノ半分ト工場生産品ノ價格ノ四割トニ當ラテキタ。不景氣ノ時代ニハ生産ハ急激ニ下落ハシタガ、殆ト同ノ使用率ガ一九三九年迄維持サレタ。多少ノ変動ハアルケ織物業ノ生産額前前八九三五年ニハ約三十

パーセント、一九三九年ニハ二一パーセントニ下落シ續テ、其後下落ハ尙更急デラタ。

勿論重工業ノ擴張ハ軍事用ノ要求ト密接ナ關係ガ有ラトハイ、支那事変前ニ日本ノ産業

def doc 755

組織ノ改造。即チ輕工業ニシテ重工業ヘシテ著シキ転換セキ輸出品市場ヲ擴張スルニ主唱セラルル日本ノ輸出品ハ專ラ輕工業ノ生産品カラ成ルテ下ルト言ハレシノ大部分ハ中国及他ノ後進諸国ニ占ムルモノナリ。若シモ之等ノ諸国ガ工業化サレル様ニテ先ズオ一ニ輕工業ノ樹立ヲシテアラウシテテ重工業ノ日本市場ヲ既テイクテテラズ。從テテ踏留ラセシ唯一ノ手段トシテ実行サレル事ヲ推薦セラレテラス。

支那事變(一九三一年一月七日)ノ勃發後數ヶ月ノ間日本經濟ノ實際ソノ凡ソ方面ニ於テ表面キハ平時基準テスル事ハ事實テシテ戰時統制策ハ早急ノ必要ヲ緊急ノ要求ガ起ララシメテ採用セラレタリ。之ヲ統制策及政府ノイニテ財政政策実行ノ結果トシテ日本資源ノ大部分ハ益々国内産業上輸出品トシテ顧ミテシテ着々軍需産業ニ転用サレタリ。● 輸出品産業モ亦益々増加スル生産費ト外國市場デ日本商品ニ打テ課セラレタリ制限ノ甚シキニシテ一九三一年ノ終リ迄ニ圖ハ下落ニ始メテ下落ニ下落ニシテ重工業ノ擴張ニ必要ナラズ。輸入原料及機械價ハ増加スルデアラウカラ。政府ハ一九三七年ノ不況ニ對シテ輸入制限シ日本ノ外貨準備金ヲ保護スル目的ヲ以テ及ビ存替統制策ヲ定メタリ。● (一九三九年十月特別議會ヲ通過セル臨時輸入統制法(或ハ租則)對シテ戰時統制策前ニモ日本ハソノ在政府ノ計畫シテ運リテ戰時經濟ヲ發展セシ事ヲ製造品ノ重要トシテ多量ノ輸出品トシテ明白ニ優遇戰時ニ取ラヘオラザル産業機關ヲ發展セシ。

67-1

Def. Doc. No. 755

為ニ八軍需産業ニ資金ヲ供給スル事ガ必要デアリタ  
 一九三七年九月ノ臨時資金調整法ハコノ方面ニ於ケル  
 最初ノ主要ナル段階デアリタ。不必要産業カラ軍需産業  
 へ向ッ移ルニ新資金ノ流出ニ消ヨツケル目的ヲコノ行爲  
 ハ新計畧創立ノタメ又産業ノ種々ノ部門ノ資金  
 増加及ビ債権發行ノタメニ政府ニ投資資金割多ヲ調  
 節スル權限ヲ与ヘ(タリ)アルコノ法律ノ一結果ハ一九三九年ノ  
 年末迄ニ資金ガ著シク軍需産業ニ轉換シタ事アリ  
 アタ。一九三七年九月ヨリ一九三九年十二月迄ノ期間ニ對シテ  
 許可ノ得ラレタ借款ハ八十三億三千円ニ昇リタ。コノ増額  
 ノ僅カセバ「C」級或ハ不適合企業へ向ケラレタ一九三九年  
 ニ於ケル主要産業部門へノ投資ハ次ノ表ニ簡單ナリ  
 テ現ハレテキル

第一表 一九三九年ノ臨時資金調整法ニ依ル投資額

	單位 百円	百分率
鑛業	五八七・〇	一三・九
製造	二七三四・九	六四・六
農業	一〇・三	〇・二
漁業	一三・七	〇・三
運輸	四九九・七	一一・九
商業	四二・三	一・〇
雜	三三七・〇	八・一
合計	四二四九	一〇〇・〇

Def. Doc 755

コノ轉換ハ日本ノ産業生活ニオケル至心激ナク出資點ヲ示シハシナカワタ、莫クハヨク計画ナシク増進ニ即チアツタ。一九三一年ニ於ケル「国防」産業ハ「非国防」産業ガ六五・四パーセントナリトサレテモルノニ對シテ全企業投資金ノ三四・六パーセントデアツタ。新企業ニ用ヒラレタ投資金増加及ビ債券發行ヲ含ム。一九三五年ハ既ニ重工業ニ投資サレタ資金ノ比率八三・九増加シタ、一九三七年ニハ「国防」及ビ「非国防」産業ノ地位ハ一九二二年ニ比ベテ逆ニナツタ。前者ハ全体ノ六一・七パーセントデアリ、後者ハ三三・三パーセントデアツタ。日本ノ高官連ハ一九三一年カラ三五年ノ間ニ於ケル重工業ノ生産額ノ價值ノ三倍ヲ報ヘシタノミナラス、一九四二年ニハ金屬及ビ機械工業ノ生産能力ハ一九三二年ノ水準ノソレゾレ十三倍及ビ十七倍ニ増加シタト主張シタ。

コノ傾向ガ日本ノ消費經濟及ビ産業ニ及ボシタニ違ヒナイ或ル影響ハ軍部ノ費用ト全日本政府ノ費用トノ關係ヲ研究スル事ニヨリ判ルデアラウ。一般法令及ビ支那事變特殊法令下ニ於ケル日本ノ全支出ノ比率ニ於テ全軍事豫算ハ五三・六年カラ三七年ノ戰前ノ年ニ於ケル四十七・七パーセントカラ一九三七年カラ三八年ニ於テハ殆んど七十五パーセントノ絶頂ニ達セリトナリ。一九三九年カラ四〇年及ビ一九四〇年カラ四一年ニ於テハ比率ハ少シ下ツタ(七十二・三パーセント迄)一九四二年カラ四三年ニ對シテハ再び相當ナク比率ノ上昇ガ表ハレタ。

5

68-1

Def. Doc No 755

全軍事豫算ノ比率ハ一九四二年カラ四三年及ビ一九四三年  
カラ四四年ニハ約七十五パーセントデア留ワタソシテ一九四四年カ  
ラ四五年ニハ約八十パーセントニ上ツタ。一九四一年カラ四二年ニハ  
國家收入ノ四十パーセント以上ヲ吸收シテ民間消費ハ一九四四  
年カラ四五年ニハ二十パーセント以下ニ上ツタ。

68-2

四一九三八年ノ國家總動員法①  
①最初一九三八年ニ公布サレ帝國議會ヨリ通過シタ  
法律第十九号ニヨリ一九四一年(三月)改正サレタ

(以下次頁ニ續ク)



Def. Doc. 755

國家總動員法一九三八年三月二十四日ノ第七十三帝國  
議會ヲ可決サレタ。日本ノ戰時國家機構ノ脊骨ヲ  
アルソハ國防ノ爲メ全人的物的資源ノ統制ト利用トヲ  
規定スルモノデアリ。戰時ニハソレハ勞働原料、土地設備、  
事業契約、投資及ヒ資本ノ増加、恒続及ヒ出版ノ  
政府統制ヲ規定スルモノデアリ。平時ニハ勞働徵  
用、技術家ノ養成、材料ノ貯藏及ヒ保存、生産ノ戰時  
増強ニ対スル強制的計畫、研究及ヒ實驗ヲ規定スル  
モノデアリ。更ニ政府ハ補助金ヲ與ヘ、利潤ノ一定歩合  
ヲ保證シ或ハ法ノ施行ニ基因スル損害ヲ賠償スル權  
限ヲ賦與サレタ。(更ニ適切ナル法ノ規定ノ原文ハ附録  
ヲ参照ノコト)

ソノ法律ノ更ニ深刻ナ且先例トナツタ面ハ第十六條  
及ビ第十八條ヲ夫等ノ種々ノ細別ト共ニ熟讀スル  
ラカテアル。例ヘバ工業設備ノ「轉用」ト「運用」ニ關スル  
第十六條ノ最初ノ二節ト「占取」合同委託經營轉  
用事業ノ廢止或ハ中止又ハ事業目的ノ變更或ハ會  
社ノ合併又ハ解散ニ關スル第十六條ノ最後ノ節トハ  
一九四三年六月十五日ノ工業調整法及ビ一九四三年十二  
月十七日ノ軍需會社法ニ対シテ可成リ適切ナ先例ヲ  
夫々作ツタモノデアリ。大ニ論議サレタ第十八條ハ政府ニ  
強制的統制組織ノ構成(統制會或ハ統制會社)ヲ命  
ズル法的權利ヲ與ヘル事ニヨリ「新經濟機構」及ビ一九  
四二年九月一日ノ重要産業組合法ノ先蹤トナツタモノ

7

20

69-1

Def Doc 75-5

アル。然レテ後者ハ一九三一年ノ重要産業統制法ニ於テ更ニ早ク前兆ヲ現ハシテナク。

或方面ニ於テハ國家總動員法ノ規定ハ日本人ノ生活ノ全個人産業ノ部面ノ軍事的統制ノ手初メト解釋サレタ。元來ソノ法律ハ議會ノ手續ヲ要セズニ勅令ニヨリ公布シ施行セル筈ナリ。然レテラコノ法令ノ適用カニ政策ヲ探討スル者五千人ノ會員カラナル國家總動員會議(廣ク議會ノ商院カラ選シテ)ヲ設立スルトイフ決定ハ國家産業ヲ保護スル者ハ軍部ノ武裝トシテノコノ法令ノ効力ヲ増進スル様ナ傾向ニ傾イタ。

陸海軍當局ヨリ要求セル増大ニツツアル軍本ニテ算ニヨリ間接的ニハアルガ更ニ大ナシテ勢力が振リ廻サレタ。多ク軍部指導者達ハ日本ノ産業組織ニヨリ間接的統制アリモ更ニ大キナモノヲ作ロウト欲シシ。然レテ財閥ハ彼等ノ支配ニテナル産業ニ於ケル彼等ノ所有權ト主要ナル支配權ヲ侵サレトスル凡ル手段ニ於テ頑固トシテ對テ表シタ。

一九三一年九月ニナツテマフトアル日本ノ重要經濟雜誌ハ「時期ヲ次ノ如ク概説スル事が出ヌタ。日本ノ戰時統制經濟ハコレ迄三ツノ重要ナ法律ニ基ツイテナク。即チ輸出入臨時統制法、臨時資金調整法及ビ國家總動員法ヲアリ、ソノ中ノ何レモガ計畫經濟ヲ暗示ヲ與ヘル様ナ條項ヲ含レテナシ。」  
ソレハ次ノ如ク結論スル。即チ

「全体トシテ一九四〇年カラ四一年ニ於テサヘ、日本ノ経済ハ個人企業ニヨリ經營且運営セシ、政府ノ干渉モ比較的ナクノ利益ト配ちトテ處分シテ統制ハ産業ニ対スル包括的國家政策ノ意味ニ於テハ未ダ未ダ發生ノ狀態ニアラズ。」

B. 一九四一年ヨリ一九四五年ニ至ル日本ノ戰時産業統制

一「經濟新体制」ト重要産業組合法

一九四一年九月一日ノ重要産業組合法ヨリ認可セラレタ「經濟新体制」採用ハ法令ノ原文ハ附録16ヲ見ヨ

産業ノ國家統制及個人ノ企業カルテルヲ政府官吏ニヨリ指導サセル公共機關ニ変更セシムルヲ爲シ強権的計畫ヲ実施シヤトスル軍部案ノ失敗ヲ示スモノデアル。ソノ代リニ、日本經濟聯盟及日本商工會議所

ニヨリ提案セラレタ「ウ」ノ選擇的ノ計畫ノ詳細ヲ結合スル「新体制」ヲ採用セリ。コノ計畫ハ東條内閣ガ一九四一年十月十八日成立シタ時引継ガレタ。理論的ニハ勅令ノ規定下ニ個人企業カルテルハ統制會ト呼バレル商工省

管下ノ公共機關ニナツタ。然レテ「ウ」商工省ニ賦與セラレタル権力ハ、統制會ノ理事トシテ自ら選ンガ人ヲ幹部トシテ任命スル権力ガ無イ事ニヨリ大イニ弱メラレタ。

統制會ノ會長ハ、法令ノ條文ニヨリ當該大臣ニヨツテ任命セタル工業家ノ推薦委員會ニヨリ選出セルコトニ

ナツテ平タ。順序トシテ會長ハ産業ニ經驗アル人々ノ中カラ他ノ役員ヤ幹部ヲ選出スルノチアル。

Def Doc. 755

10

コノ委員會ハ既存ノ主要ナ企業カ尔特ルノ會長ヲ各種ノ統制會ノ會長ニ任命スル傾向ガアツタ。コノ事實ハ既ニ屢々述ベテ如ク單ニ旧制度ガ、新ラジイ名稱ノ下ニ実行セラレタニスギナイトイフ事ヲ意味スルモノデハナイ。

却ツテ各種統制會ノ會長ハ公ケノ役員トシテ任命解雇材料資金及ビ協働ノ復得並ビ完成品ノ賣捌トシテ廣範圍ノ法的權限ヲ包括スル大キナ強權ヲヨリ強メラレタ。(表ヲ見ヨ)換言スルハ以前ノ任意ノ企業カ尔特ルガ今ヤ強制的ニソクシテアル。小サイ又ハ中級ノ會社ヨリコノ改革ニ対スル反對ハアツタケレドモソレハ「經濟新体制」ノ範圍内デ大キナ獨專會社ノ傘下ニ彼等ノ勢力ヲ擴張シ又保護ヲ受ケル程度ノモノデアツタ間モナク追加法令ガ統制會ヲ強化シタ。

一九四二年二月十八日ノ行政措置法ノ轉用ヨリ、彼等ハ政府ノ機關トシテノ地位ヲ與ヘラレタ。ソレニ彼等ノ命令ニ違反スル事ハ法律違反ト見做サレタ。

(本法令ノ原文ハ附録Ibヲミヨ)

ニ戰時特別行政措置法

一九四三年三月十七日公ケニサレタ戰時特別行政措置法ハ一九四二年一月カラ三月ニ至ル第八十一議會ノ期間中戰時經濟行政ニ対シテ新ラシク且ツ實際上ノ獨裁力ヲ求ムル東條首相ノ中心ノ要求ヲメケツテ止テラレタ苦闘ノ成果デアツタ。此ノ闘争ハ諸官廳、統制會及

70-2

総合計畫局ノ様々ノ相異シタ権限カラ起ツタモノデ  
 アルト一般ニ報ゼラレテナク、一九三七年ニ軍ニヨリ設立  
 タコノ総合計畫局ハ經濟本部及生産者ノ動員  
 機關トシテ働ク様ニ予定セラレタゲアル。ソノ勢力  
 ハ増減スル陸軍ノ政治的勢力ニツレテ変動シタ。  
 (綜合計畫局ノ組織ト機能ニ関スル法令ハ附録10  
 ヲミヨ)東條ハ明ラカニ彼ノ主要目的ヲ遂行シタケ  
 レドモ、彼ハソノ爲ニ七人ノ主要実業家ノ代表ヲ顧  
 問トシテ内閣ニ附屬セシメルトイフ妥協ヲ受ケ入レ  
 サセラレタ。(戦時特別措置法ノ原文ハ附録10ヲミヨ)  
 法令第一條ハ首相ニ「鉄、鋼鉄、石炭、輕金屬、船舶及  
 ビ航空機ノ如キ主要戦争資材ノ生産擴張ニ関聯シテ特  
 別ニ必要カ生ジ多場合ニ必要アルト首相ガ考ヘル様ニ命令權  
 ヲ與ヘタモノデアル。第二條及ビ第三條ハ上記ノ「特別  
 必要」ガ要求スル時、更ニ首相ニ國務大臣或ハ他  
 官吏ノ職務ヲ行フ事又他ノ大臣ヤ官吏ニ「労  
 働、資材、動力及ビ資本」ニ関スル職務ヲ行フ  
 事ヲ指令スル權限ヲ與ヘタモノデアル。  
 上記五ツノ主要産業ニ對スル「労働、資材、能力及  
 ビ資本」ノ規定ニ関スル權限ヲ統一スル事ニヨリ、法  
 令ハ商工省、運輸省ト陸海軍、統制會トノ間ノ  
 既存權限ノ分割ニ真正面ニ衝キ当ツタ。  
 東條ニヨツテ希望サレタ生産統制ノ完全  
 サラ確保スルニハ未タ不充分デアツタトイフ事ハ  
 彼ノ後向エテノ軍需省ヲ作ツタニヨツテ聯想サルベシ。

後ニシテ或ハ生産全額行政ノ集中ニ由テ其ノ管理ニテ居ラズ  
三、内閣顧問會議

三月十日、前法令ノ御裁可ト共ニ行ハレタ内閣顧問會議ノ設定ハ東條ガ全日本ノ産業ノ上ニ目ヲ獲得セント努メテキクカラテ功メタ。顧問會議ヲ規定スル法令ハ附録ニテ見ヨ。コノ會議ハ七人ノ産業或ハ財政ノ主要人物カラ成リテキリ。彼等ノ各々ハ主要統制會ノ會長チアツテ。彼等ハ國務大臣ニ匹敵スル身分ヲ有シ、國家ノ戰時生産ノ擴大及ビ戰時經濟行政ニ關シテ首相ノ行政ニ參加スル權限ヲ與ヘラレタ。首相ヲ議長トセル内閣閣僚トノ合同會議チ、彼等ハ政府ノ戰時政策ノ遂行ト同様ニ戰時特別行政措置ヲ置法ノ施行及ビ戰時經濟ノ實施ニ關シテ首相ニ助言スル權限ヲ持ツ。軍事經濟委員ヲ組織シタ。最高經濟會議ノ幹事ハ内閣書記官長、企画院總裁、陸軍軍務局長、及ビ海軍軍務局長カラ成ルレド、アツテ、(戰時經濟會議ヲ規定スル法令ハ附録ニテ見ヨ)

内閣顧問會議ノ七人ノ最初ノ會員ハ、鐵鋼統制會會長、第二次近衛内閣商工大臣、第三次近衛内閣外務大臣、西田貞次郎海軍大臣、工業機械統制會々

長、貴族院議員、理化學研究所所長、  
 大河内正敏子爵。前商工大臣、工業設備  
 管理協會會長、王子製紙株式會社社長  
 藤原銀次郎。日本銀行總裁、國家財政  
 統制會會長、結城豊太郎。山下汽船株  
 式會社社長、山下忠三郎。三菱重工業株式  
 會社取締役、會長、航空工業協會副總  
 裁、御古潔。前吉河電氣工業株式會社社  
 長、金屬統制會會長、鈴木忠治、下ツタ  
 フ、會社社長、日本、産業及心軍部、  
 人事機能、折合ハ行政的勢力ト責任  
 新標準ニ影響者ヲ及ボシタ。内閣顧問  
 制度ハ東條ヲ後継シテ首相ニヨリテ引継  
 カレタ。最近、在職者表ハ附録ニアル。  
 四、産業調整法

一九四三年六月十五日第八十二議會開始直後  
 日本産業ノ戰時生産ヘノ轉換ヲ完成スル  
 急ノ法令ハ通過シタ。ソノ法律ハ三ツノ産  
 業集團ヲ規定シタ。(1)織物、食糧、金屬  
 及ビ化學製品、如キ工場勤務者々設備  
 ヲ軍事産業ニ轉換スル事ニヨリ軍事産業  
 ノ擴張ニ著シク貢獻シ得ル平和産業。  
 (2)第一集團ノ産業カラ勤務者々設備ヲ  
 轉換セシムル事ニヨリソノ能率カ増加スル戰爭

22

72-1

産業、就中重工業（五ノノ主要中極産業等）  
 (3) ソノ勞務者及び設備ノ軍事産業、擴張  
 ニ殆ンド貢獻出来ナイ所、諸企業（即チ各種  
 民間ノ消費産業）

一九四三年、甲頃、第一ノ集團、轉換ト或  
 程度、第三ノ集團、ソレトカ始メラレタ。一九  
 四四年、三月迄ニ之等産業、再組織ガ完成  
 サレタトイワレタ。ソレカラ日本政府ハ第二ノ集團  
 ヲ再組織シ始メタ。一九四四年二月、法令ニヨリ  
 機械工業、再組織ガ軍需省ニヨリ設立サレ  
 タ中央委員会及ビ地方副委員会、下ニ始シ  
 タ。一九四四年五月迄、第一及ビ第三集團ノ  
 産業カラ、第二集團ノ産業ヘ轉換スル迄  
 下ツツノ勞務、訓練ト配置、及ビ第一集團  
 カラ轉換サレルベキ設備、變換ハ完成サレ  
 ルベク予定サレタ。コノ變換ニ用ヒラレタ手順  
 ハ夫々産業ニヨリ異ナツタ。然シ一般ニ最  
 モ生産的ナル諸企業ハ一ツ、持株會社  
 下カ或ハ數個ノ地方持株會社、下ニ合併  
 サレタ。第一及ビ第三集團ノ諸企業ヲ閉鎖  
 スル事ニヨリ用ヒ得ル様ニナツタ工場設備  
 ハ庶民再建金庫及ビ産業設備管團  
 ニヨリテ購入サレル筈ナツタ。ソレハコノ資材ヲ  
 第二集團ノ産業ニソノ使用ヲ提供シタ。之



等ノ購入及び各種ノ方面カラノ轉換券持有ノ  
訓練ニ要シテ費用ヲ償フ為ニ四、五十億圓ノ  
金ガ一九四三年ノ七月迄ニコノ計画ニ保證サレ  
テオトイフ事ヲアツタ。(個人的合併又ハ合同  
ヲ除ク)

立法的手段ヨリ東條ガ自身ヲ確保シテ中  
心的独裁勢力ハ戦争産業ノ把握ヲ希  
望スル産業人ヘノ讓歩ニヨリテ破ラレタ。ソ  
レ故産業調整法ノ下ニハ勢力カハ小会社  
ヲ犧牲ニシテ大持株ニ会社ニ集中サレタ後  
者ハ凍結アレナイフト欲ハ預金ヲ保證サレ  
(利子ハ五年間ノ掘置ナル)一才前者ハ  
借款及ビソノ他ノ政府ノ支援ヲ受ケタ。

コノ轉換計画ニ基テ經濟資源ノ完全動  
員ハ日本人ニヨリテ成就サレナカッタケレトモ、ソ  
ノ結果ガ最モ有効ニアラハレタハ一九四四年  
ノ新設軍需省内ニ強カク企業整備本部  
部ハ出来テカラノコトヲアツタ。(以下参照)

五軍需省 一九四三年ノ昭和十八年十一月一日  
軍需會社法公布ノ數日後、軍需省ガ設  
立セラレタ。コノ省ハ廢止サレタ企業院ノ任  
事及ビ他省例ハハ商工省等ヲコレ迄行使シ  
テ來タ軍需生産ニ關スル權能ノ大部分ヲ  
受継イダナル。コノ處置ハ軍需産業

73-1

及ビ一般ニソレラニ寄與スル産業界ノ各方面  
ニ亘リテノ統制ヲ一元化スル為ニ執ラレタモノ  
カアル。東條自ラ軍需大臣ニ就任、コレ迄商  
工大臣ダツタ山片信介ハ軍需次官ニ就  
任シタ(附録工九一九四五年ノ昭和十三年  
軍需省職員表参照)

一般ニ信ジラレ又解釋セラレテオタト違フコ  
ノ新軍需省ハ軍需生産ノ全方面ニ亘リテ  
ノ完全ニ管轄權ヲ附與サレナカッタ。造船  
業(軍艦及ビ商船)及ビ海軍兵器ノ行  
政上ノ統制ハ海軍省ニ殘置サレ、陸軍兵  
器ノ統制ハ陸軍省ニ殘置サレタ。軍需  
省ハソノ他ノ軍需生産全部及ビ工農ノ問  
ハス軍需生産關係ノ原料ニ對スル總監  
督權ヲ與エラレタカソレニハ價格調整ノ權  
限カ含まレテオタ。コノ統制ハ優先及ビ初大約  
締結ニ關スル管轄權爭ヒノ問題ヲ解決  
スルニ役立ツタ。

軍需生産ノ為ニコノ新官廳ハ直接民間工  
業施設ヲ使用管理スル權限ヲ與ヘラレタ。  
シカシコノ權限ハ數ヶ所ヲ綿密ニ制限ラ  
受テタ。ソノ適用ハ軍需會社法ニ定メラ  
レテナル規定ニ從ツテ大キク「指定企業」ニ  
限定サレテナル。他、企業勞務監督、賃金

73-2

調整、資本、供給ヲ就テハソレハノ權能ヲ有スル諸官廳即チ農林省、厚生省、大藏省ノ現行ノ法令ニヨリ承認セラレタリ權限限定セラレタリ。シカシカワノ如キ事項ニ於テ又價格統制ニオイテ管轄權ニ疑問ヲ生ジタ場合ニハ何時チモ軍需省ガ大體權限ヲモツタケル軍需省ハ九局ヨリ成ソレタリ。ソノ總動員局ハ以前企畫院ガ行ソテイタ仕事ノ大部分ヲ支持ソツテコレラノ機能ニハ動員計畫ノ為ニ資料ノ蒐集、管轄權及ビ統計ノ調査研究ガ含まレタリ。更ニ總動員局ハ指定企業ニ適用スルモノヲ含ム軍需省ノ一般の監督活動全部ヲ担当シソノ他ノ局ハ航空兵器總局、機械局、鐵鋼局、輕金屬局、非鐵金屬局、化學局、燃料局、電力局カラ成ソレタリ。軍需省ノ主ナ仕事ハ航空機生産ヲ促進スル事ナリ。同省ハ主シテ航空機用金屬(特ニ輕金屬)ヲ増産スル為ニ鑛業ノ總監督權ヲ與ヘラレタリ。電力、機械器具、化學製品、燃料(石油及ビアルコール)及ビガス、コークスハ同ジ目的ノ為ニ同省ノ管理下ニ置カレルヨウニナツタリ。指定企業ノ第一組ガ選擇サレテカラ軍需省ハ急速ニ事實上ノ航空機生産局トナツタリ。尤

4

モコノ他シモ一般的ノ諸機能ヲ果シテキタルナル  
 コレヲ轉換ノ結果ヲ考ヘルト戰時特別行政  
 措置法ニヨリ東條ヲ試ミタ軍需生産計画  
 ノ統制及ヒ集中ノ一元化ハ十分ニ實行サレテ  
 カツクコトガ分ル。旧組織ノ官廳ノ一部(陸軍  
 省海軍省)ハ以前カラノ權能ヲ持ツテオリ  
 統制團體ハ弱クナルドコロカ却ツテ強化サレタ  
 東條自身(一九四三年/昭和十九年/十一月七日)軍  
 需大臣トシテノ彼ノ地位ヲ前王子製紙會社  
 社長ト長イ間ニ并ノ事業ト關係ノアツク  
 (註一)藤原銀次郎ニ譲ツタ。(第一圖及ヒ  
 第二圖参照)(註二)一九四四年十月十九日吉田茂  
 ニ代リ次ハ一九四五年四月海軍大將豊田貞次  
 郎カ之ニ代ツタ。

又軍需會社法 軍需物資管理ノ  
 強化軍需物資統制機構ノ改善及ヒ勞  
 働動員ノ強化ニ伴フ軍需生産ノ大規模  
 ナ増加ヲ予想シテ軍需會社法ハ一九四三年  
 /昭和十九年/十月二十八日ニ公布サレ、同年十二  
 月十七日施行サレタ。(附録 I: 法律條文  
 参照)  
 コノ法律ニ基イテ選定會社ハ武器製  
 造ニ責任レラモツトイフ了解ヲ軍需  
 省ノ管轄下ニ置カレタ。

14-2

Def. Doc. 755

75-1 19

一九四四年一月十七日ニ選ハレタ  
 第一組ニハ武器製造所 第一線ニ産  
 業ニ従事シテキル一五〇會社カ含まレタ。  
 即チ航空機、航空機用武器、一般武  
 器、造船、鋼鐵、輕金屬、機械及ヒ機  
 械器具、電氣設備、化學製品、燃料、  
 車輛、及ビ自動車工業ナル。コノ中三十三  
 會社ハ軍需省及ビ陸海軍省共同テ  
 指定サレタ。ソノ中ニ三菱重工業カ入ッテ  
 キル。十會社ハ軍需省ト陸軍省ニ依リ  
 指定サレソノ中ニ日本デイトール會社カアル。  
 七會社ハ軍需省ト海軍省トニ依リ指  
 定サレ、ソノ中ニハ日本鋼管株式會社  
 カアツタ。コノホカ七十八會社ハ軍需省ニ  
 依リ指定サレ、コノ中ニハ中島飛行機、日本  
 製鐵カアツタ。日立製作所ヲ含ムハ會社  
 ハ陸軍省、海軍省、運輸省ニ依リ指定サ  
 レ、播磨造船所ヲ含ム十會社ハ海軍省  
 及ビ運輸省ニ依リ指定サレ、更ニ四會社  
 ハ運輸省カラ指定サレタ。産業別ニ依  
 ルコレラ一五〇會社ノ完全ニ表ニツイ  
 テハ附録「」ニ參照

Def 2900 755

ソノ後四二四軍需令が戦多き選定され関係各令社ハ  
其旨一九四四年ノ昭和十九年ノ四月二十五日軍需省所轄局  
ノ公式命令ヲ受ケタ。コノ新令ニ選定セラレタ軍需令社ヲ如  
テ全部ヲ五七四社トシタ。軍需令社法ハ遂ニ戦時的基本  
ニ立ツクトシテ張ラレ。軍需生産ノ急進ナル増加ヲ予想スル  
新令ヲ組シ中ニ戦争努力ニ直接ノ関係ヲ持ツ基礎産業  
若シガ相ヘラレタ。即チ鉱業、ガス、電力工業等ナル。コレヲ  
完全ト表セ撮リテナル。(附録ニト参照)

軍需令社法ハ又金融ニ関係シテキル。コノ規定ニ依リ銀行  
資金投資令が一九四四年ノ昭和十九年ノ一月ニ公布ナレタ。  
コノ法令ニ基キテ(他小銀行ノカク)長期借入ニテ支持セラレキ  
銀行若シガ選ハレテ軍需令社法ニ依リ指定ナレタ五七四ノ  
大軍需令社ノ各々ニ金融スルニトナレタ。コノ法令ハ指定令社  
及銀行ノ双方ニ融通ノ余地ヲ若干残シテオイタナレタ。令社ハ  
指定銀行ヨリ必ず借入スルガハナラ。又カヤシテ銀行カラ得タ  
資金ヲ常ニ最モ生産的方法ニ於テ使用スルニ限ラナシ。  
指定諸銀行ハ普通信用貸借ノ基礎ニ於テ指定令社  
ニ付スル資金調達ニ共同シタ。但シ政府ガ干入シテ損害ニ  
付スル政府補償附ノ特別貸出ヲ命ズル(一九四〇年法令ヨリ)  
特別ノ権能ヲ行使スル場合ハコノ限リナシ。コノ法令ニ次イデ  
一九四四年ノ昭和十九年ノ二月緊急軍需金融法が議令ヲ  
通過シ同法ニ依リ関係令社ノ預金ヲ受ケ入レ今計検査ヲ  
大ニシテナリタ。特別金融機関ガ各指定令社ノ金融上ノ  
金要ヲ賄ツタ。コノ新法案ハ一九四三年ノ昭和十八年ノ軍需

Def. Dec. 755

令社法及一九四四年一月ノ法令ニ基ツテ金融上優先權ヲ以テ軍需令社トシテ指定セラレタリタル中ノ工場ニ或種均霑セラル。軍需令社法ノ管理上ノ重要員ハ各指定令社カ令社幹部ノ間カラ生産ニ責任ナル人ヲ選出シタルナリトシテアル。生産責任者カ選出ナレバ場合ニ政府ガ之ヲ指定シテモ危支ヘナイ。生産責任者ガリノ責任ヲ果セ又場合ニ政府ハ一定割合ノ課税ルコトガ出来ル。一九四四年ノ昭和十九年十月三日政府ハ軍需令社法ヲ朝鮮及台湾ニ迄拡大スルコトニ決定シタ。ソノ旨ノ勅令及省令ガ十月二十八日ニ公布サレリノ法令ニ施行ノ朝鮮ハ約四十令社台湾ハ約三十令社ニ影響ヲ及ボスト考ヘラレタリ。

コノ法案ノ結果ヲ綜合スルト指定軍需令社カ享受スル特權ハソノ国家的性格ニシテ責任力又ハ少クモ同等デアラウト云フコトガ出来ル。然レサレバ三菱重工業ノ如キ政治的ニ経済的ニ占有カ令社ガ中ニ入ツテサルトハ考ヘラレ又コレヲ令社カ事業ヲ行フベシ産業部面ニ拡大シテ行ツル。優先權原材料機械器具労働力勸力資本ハ令社ノ一部面ニ吸収セラル。法律ノ條項殊ニ第八九十一部ニ據レバ大令社ハ中小令社又ハ競争令社ヲ併合シ或ハ大令社ノ役員一人ヲ兼任アルニ重役ニ据エテソレヲ令社ヲ牛耳ル機令社ガ行ツテサタ。軍需令社法ノ條文ハ大キキ私的利益經營管理ノ要素ヲリマシ且ツ中小令社合併ノ尚層ノ機令社ガハツツモ必要ナ管理支配ノ中央集權ヲ確保スルコトヲ慎重ニ編ミ出サレタリト考ヘラレタリ。

76-1

21

17

七. 地区別制. 地方分権制への動向

16.2

(1) 行政地区別制. 軍需省が軍需生産の分野ニテハ  
 中央集権的政策及管理ヲ強調シ. 又軍需令社法ノ制定  
 ニ依リ容易ニテツタ産業別中央集権が進行スルシテ  
 政府ノ軍需生産地方分権制. 地区別制へノ動向が見ラレテ  
 一九四三年ノ昭和十八年十一月二十八日特別閣議ニ  
 情報局ハ「戦時必要ニ対シテハ中央政府ノ行政方針ヲ  
 円滑ニ運用スルコトヲ目的トシテハ一ツノ思ヒトシテ  
 ケタモノヲ公表シタ. 七月一日カラ有効ノ新計画ニ基キ  
 行政上ノ目的ヲ為シ日本ハ地区別制ニシテ地方特別管理  
 等種々ノ名ヲ呼ハレテ九地域ニ分ケラレタルコトニナツタ.  
 新行政区ハソノ地域内ニ現在ノ廳府縣ヲニ乃至  
 六編入スルコトニナツテヤ. コレヲ行政区ハ次ノ官吏ヲ職  
 トシテ即チ中央政府ヲ任セラレ. 之ニ対シテハ責任ヲ負ヒ  
 且ツ又ソノ中ノ廳府一縣ノ長官ヲ兼職スル協議令長.  
 中央政府ヨリ任命ナレ. 首相ニ対シテ責任ヲ持テ. 協議令長ノ  
 参謀格トシテ働ク(地方協議令) 地方参事官. 廳府縣  
 長官. 各地方行政ニ関係スル特別部局ノ長及副議長.  
 顧問. 他中央政府ヨリ直接ニ任命ナレ. 人々カラ成ル地方  
 行政協議令ノ委員ノデアル.

IN 官報ニナシ



Doc. No. 755

1-11

23

護地方ノ最モ主要ナ都市ニシテ地方行政協議会ノ長トシテ、令長  
 ハ各地邑ノ行政事務ヲ首相ニ代リテ統制シ官理簡素化スル  
 職務ヲ遂行シテ、首相ガ特別行政措置獲得イカラ、同  
 モナクコノ改革ハコレヲ措置権ヲ強メコレヲ地方ニ拡張スルニ  
 役立ツスルソレ又中央政府ト地方當局ト間ノ業務ト人事ノ  
 重複ヲ減少スル結果トナリ、中央官廳ヲ地方行政ト密  
 接ニ結びケルヤ地方行政ハ次第ニ中央官廳ノ指揮官理下  
 ニ入り来ルニ至ルコト同時ニ以テ中央政府ガ各官廳ニテ  
 イテ約一九三〇ノ業務ガ地方官廳ニ移譲ナレタ、東京ニ於ケル  
 定例連絡會議ニ長官が集コルコトガノ制度ヲ完全ニス  
 ルト期待ナレタ能率的ナ軍需生産及軍需的安全ノ  
 實際ニ必要ガコノ改革ヲ齎シタト考ヘラレタ、九行政地方  
 ハ一九三〇年以降軍需局ガ発展ヲ助成シテイテ九行政地方  
 地ニ<sup>海軍</sup>設シテキタ軍ノ計画言ハルト各地邑ガ完全発展スルコトガ  
 必要ガタカ、新軍需品製造工場及ヒ未知ニテ主要原料処  
 理工場ハ密集地域ニ集中シ避ケ九行政地方各々ガ自足出  
 来且ツ軍需品工場増産シタトイフ見地カラ建テラレタ、理想心  
 トシテハコレノ地ニ各種ニ軍需品製造工場ヲ持ツ許クテナク  
 又十分ノ労働力、動力未知ニテ、主要原料及ヒ食料ヲモ持ツタ  
 カツクニテアル、實際ハ軍需生産ノ地域化ハ限ラレテ少数  
 中心地ガ相変ス又日本ノ人口及ヒ産業ヲ地月買ツテナク、ソレモ  
 尚行政的ニハ組織ハ東條在職中ニ年目ノ主ナ業績  
 トシテ、産業轉換計画ト共ニ歡迎ナレタ、一九四五年  
 ノ昭和二十年一月十二日内閣ハ日本ノ防空ヲ強化シ、軍需

86

Ref Doc 755

品及び食糧ヲ増産スル爲五年度計画ヲ可決シテ、  
コレヲ目的達成ノ爲ニ先ツオニ各地方行政協議會長ト  
各地方陸海軍司令官ト間ニ密接ニ協力ヲ必要トスルヲ  
從テテ地方行政地区及軍管區ハ早クテセラル。ニ軍管  
區ガ新設ナレ地方行政協議會及此ノ二官轄地域ハ九カ  
八ニ減ツル六軍管區ガ今更ニ表ニ示ル標ニ入地方行政地

ト平約シテ  
(四) 總監府 一九四五年ノ昭和三十年ノ六月八日總監府ハ

八地方行政地ニ作ラレテ、新制度ハ廢止ニテテ地方行政  
協議會ト大差ナシトシ、總監ハ旧協議會長ノ位置ニツイ  
總監府ノ管轄地域ハ新協議會ト同ジダツ。コノ制カハ  
東京郡及北海道四國場合ヲ除キ總監ノ位置ヲ府  
縣知事ノ位置カラ引降シテ、シカシ一九四五年ノ昭和三十年ノ  
六月三日ノ戰時特別措置法案ニテト、是カニ所ニ範圍ノ  
权限ガ中央政府カラ各地ニ所与サレテ、コノ中ニハ  
國家總動員法及此ニ據テ全法令ノ條項ヲ特ニ軍需  
生産ノ管理及軍需監督局ニ關スル場合ハ此効  
ニテ权限ガ合マレテテ、(コレニ因シテハ日本ニ於ケル生産計  
畫民同業内ヲモテ照ノコト)

第二表

新軍管區及地方行政區	包轄廳府縣名
軍管區	地方行政區
北部	北海道
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島

24

29 of 2900 755

東部 関東信越

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野

東海 東海北陸

岐阜、静岡、愛知、三重、石川、富山

中部 近畿

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福井

中部 中国

鳥取、島根、岡山、広島、山口

中部 四国

徳島、香川、愛媛、高知

西部 九州

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

205  
78-1

66

29 of Dec. 1955

26

八

ハ 小磯内閣中迄ニシテ戦争機構  
(2) 最高戦争指導会議

c. 27

東條が内閣内ニ権力ヲ集中セシト試ミテニ対照シテ  
一九四四年七月三日ニ就任シテ小磯首相ハ政府内ニ権限ヲ  
分散セシムル方向ニシテ連日対策ヲ採リテ彼ハ多ク新ニ中央  
委員会及機関ヲ創立シテ之ヲ日本ノ決戦ヲ能ク  
續キテ去ル 新ニ機関ハ内閣最重要ナル八月五日ニ創設  
サレテ最高戦争指導会議トシテ軍事的政治的事業  
ハ何ニ改メ機関ニ依リ調整サレ且組織サレル事ニシテ去ル  
生産持ニ航空機ニ関シテ事務又指導会議ハ官邸下  
ニシテ去ル三月廿七日内閣ハ重要ナル戦時要務ニシテ會議  
トシテ慎重再検討スル事ニシテ去ル 構成員ハ内閣閣員  
及陸海軍ノ高級將校トシテ去ル

(3) 政務次官制

九月一日ニシテ政務次官制及リ復活セシメテ去ル目的トシテ所  
ハ政府ト貴族兩院間ニ層ヲ調和ヲ確保シ同時ニ政府施  
策ヨリ一層ナル円滑化ヲ期セシメ去ル 國民ノ協力ヲ得ルニシテ  
(4) 所謂「小内閣」制

十月二十三日ニシテ内閣ト稱セラルル機構(各省次官ヨリ構成ナリ  
ナルニテ)ガ出来タ。今ニテハ僅クテ権限シカ持ツテ去ルカワラズ次官  
ハ戦争最高指導會議ハ軍事駐ニ國內対策ニ対シテ責  
任ヲ負フナリト同様方法ヲ國家ノ政治問題ヲ引受クル事ニ  
ナリ

(5) 新企画院

十月二十七日の内閣企画院が出来た。想起スルモノト企画院ハ一九四三年一月三日に戦能が軍需省に移譲され解散せしむ初代長官ハ上場鉄道チーフのハ三ツノ局ト十二人ノ部長ヨリ構成せしむ。此企画院ノ目的ハ内閣ト最高戦争指導會議同ニ層強力ナル連絡ヲ確立シ且國內戦争努力力ヲ一層効果的ニ進行セシムルニ在リ。此方策ヲ立案スル事ニシテ首相ハ主ニシテ監督スル事ニシテ近年ノ最近ノ職員一覽表ニシテハ附録トシテ参照ス。

(2) 重要政策共同推進會議

戦時の内閣ヨリ一層強力ナル事ニシテ重要政策共同推進會議ハ五月九日設置せられた。此ハ政府行政戦争対策及民生目的ノセシ方ヲ調査スル事ニ在リ。此會議ニ事ハ最高戦争指導會議ト内閣自的ニ相立ニ因連サズ事ナリ。企画院ノ總裁會議ヲ流裁シテ此ノ構成員ハ各省局長トシテ。戦時生産管理發展ニ関スル詳細ナル報道ハ此會議ノ就任シテ四年半ニ於テハ研究ニ大ニシテ合シテナリ。然レ最近ノ最近ノ重要ナル変化ハ方ニ章ニ略述セラル。男爵海軍大臣於不負大臣即首相任任中引續キ進出化 カエリ大ニシテ進出化ハナカク。

附録 I ~

國家總動員法 (官報掲載ニ有ス)  
 (出所 東京日本高等通商社 日軍ニ於テ戦時立法 一九四一)

最初一九三八年ニ發布シ一九四一年二月ニ帝國議會ヨリ修正三月一日發布シテ(法律九十九号)ヨリ改正ナリ。

Doc. 755

本法於國家總動員上戰時(戰爭)準ニテ其要ノ場合ニ合致スル時ニ降ニ國防目的達成爲國ノ全力ニ最モ有效ニ發揮セラルル様ノ人物の資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

才一條

才三條

本法於總動員物資上ハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器 艦艇 彈藥 其他ノ軍用物資
- 二 國家總動員ニ必要ナル被服 食糧 飲料 及ヒ飼料
- 三 國家總動員ニ必要ナル医薬品 醫療器械 器具 其他衛生用物資 及ヒ消毒衛生用物資
- 四 國家總動員ニ必要ナル船舶 航空機 車輛 馬 其他輸送用物資

五 國家總動員ニ必要ナル通信用物資

六 國家總動員ニ必要ナル土木建築用物資 及 照信用物資

七 國家總動員ニ必要ナル燃料 及 電力

八 前各号ニ掲グルモノノ生産修理 配給 又ハ保存ニ要スル原料材料 機械 器具 装置 其他ノ物資

九 前各号ニ掲グルモノノ降ヲ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員ニ必要ナル物資

才三條

28

本法於總動員業務上ハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産修理 配給 輸出入 又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員ニ必要ナル運輸 又ハ通信ニ關スル業務

29 of Doc. 755

三 國家總動員上必要ナル金融ニ関スル業務  
四 國家總動員上必要ナル衛生及救護ニ関スル業務  
五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ関スル業務  
六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ関スル業務  
七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ関スル業務  
八 國家總動員上必要ナル警備ニ関スル業務  
九 前各号ニ掲グルニテ除外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員  
上必要ナル業務

オ八條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル所ニ勅令ノ定ムル所ニ  
ヨリ總動員物資ヲ使用又ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシ  
消費所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

オ九條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル所ニ勅令ノ定ムル所ニ  
總動員物資ヲ使用又ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシ  
テ之ヲ使用若クハ收用セシムコトヲ得

オ十條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル所ニ勅令ノ定ムル所ニ  
依リ会社ノ設立資本増加合併目的変更社債募集若クハ  
オ一回以後ノ株主ノ行使制限若クハ禁止ヲ為シ又ハ銀行  
金庫処分償却若クハ他ノ經理ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ銀行  
信託会社保險会社其他勅令ヲ以テ指定スル者ニ付シ資金ノ  
運用債務ノ引受若クハ債務ノ保証ニ関シ必要ナル命令ヲ為  
スコトヲ得

29

80-1

18

Doc. No. 755

オ十三條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル時ハ該動員業務ニ  
專事ニ當ル官公署該事業ニ屬スル設備費用ニ充ルル為ニ社債ノ  
募集又ハ官庫ノ増加ニ付方法ヲ三百條又ハ方三百十條規定ニ  
拘テ勅令ヲ以テ別段ノ之ヲ定ムコトヲ得

オ十四條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル時ハ勅令ノ定ムル所ニ  
依リ總動員業務ニ專事ニ屬スル工場事業場船舶其ノ  
他ノ施設又ハ之ヲ利用スルコトヲ得該施設ノ全部又ハ一部ヲ管理  
使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所  
ニ依リテ從事者ヲ使用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ実施スル  
特許發明者ハ登録實用此等モノヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル時ハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ總動員業務ニ專事ニ屬スル工場事業場其ノ他ノ工作物ヲ管  
理使用若クハ收用シ又ハ該動員業務ヲ行フ者ヲ以テ之ヲ使用  
若クハ收用セシムルコトヲ得

オ十五條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ該業務及ビ水ノ使用ニ関スル權利ヲ使用又ハ收用シ又ハ總  
動員業務ヲ行フモノヲ特許發明及ビ登録實用此等モノヲ  
施セシメ若クハ該業務及ビ水ノ使用ニ関スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

オ十六條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル時ハ勅令ノ定ムル所ニ



Def Doc 1755

事業に属する設備、施設、拡張若くは改良の制限若くは禁止し、又、總動員業務に属する事業に属する設備、施設、拡張若くは改良の命を付すを得

第十六條

政府は戦時ニ際シ國庫必ズ總動員上必要ナルトキハ勅令ノ之ニ所ニ依リ事業に属する設備ノ權利、讓渡其他、処分出資使用又移動ニ関シ必要ナル命令ヲ爲ス得

第十七條

政府は戦時ニ際シ國庫必ズ總動員上必要ナルトキハ勅令ノ之ニ所ニ依リ事業、同知委託共同經營、讓渡、廢止若くは併置又は法人ノ目的変更合併若くは解散ニ関シ必要ナル命令ヲ爲ス得

第十八條

政府は戦時ニ際シ國庫必ズ總動員上必要ナルトキハ勅令ノ之ニ所ニ依リ同種若くは異種事業主間ニ於テ當該事業ニ関シ統制協定ノ設定変更若くは廢止ノ何認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定変更若くは取消命令ニハ統制協定ノ加盟者若くハソノ統制協定ノ加盟セザル事業主ニ對シテハ統制協定ニ依ル命令ヲ命ズル事ヲ得

第十九條

元三年四月一日發布ノ法律第五十五号ノ第十八條政府は戦時ニ際シ國庫必ズ總動員上必要ナルトキハ勅令ノ之ニ所ニ依リ總動員業務に同種又ハ異種ノ事業主事業主ニ對シ當該事業ノ統制ノ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

81-1

31

82

Def. Doc. 1755

前項ノ組合ハ法人トス

218

前項ノ組合ハ法人トス  
 前項ノ組合ニ依リ設置シ命付ラレタル者ノ設置事務ナルトキハ政府  
 ハ受託ノ作成其ノ地設置ニ関シ必要ナル処分ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ組合ニ命付ラレタル者ハ政府ハ勅令ノ是ル所ニテ該組合ノ組  
 合員タル者ヲ指シ有ル者ヲ指シ其ノ組合ノ組合員タル者ヲ指シ  
 政府ハ前項ノ組合ニ付シテ該組合員ノ營業ニ関スル統制規程ノ  
 設置ノ責更若クハ序ニ付認可ヲ受ケシメ統制規程ノ設置ノ責  
 ヲ負更テ命付ラレタル者ハ該組合員ニ付シテ該組合ノ統制規程ニ付ルベキニ  
 ト命付ラルコトヲ得  
 前項ノ組合ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(次頁ニ續ク)

第十八條改正

一九四二年三月一日発布法律第十九号 第十八條

政府ハ戦時ニ際シ國家總動員ニ必要ナルキハ勅令ニ定ムルコトヨリ  
同種若クハ異種ノ業ニ關シテ業主又ハソノ團體ニ對シテ當該ノ  
業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ会社  
ノ設立ヲ命ズルコトヲ得 前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ個人  
トス

Def. Doc. 755

オ一項ノ規定ニヨリ設立ヲ命ゼラル者ソノ設立ヲ為ササル時ハ政府  
ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シテ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

オ二項ノ團體ノ成立シタルトキハ政府ハ勅令ニ定ムル所ニヨリ當該ノ  
團體ノ構成員タル資格ヲ有スルモノヲソノ團體ノ構成員トシタルコトヲ得  
政府ハオ一項ノ團體ニ對シテソノ構成員ツノ構成員ヲ合ラ以下同也  
ノ業ニ關スル統制規程ノ設定ニ變更若ハ廢止ニ付認下ヲ受  
ケルノ統制規程ノ設定 若ハ變更ヲ命ジ又ハソノ構成員若ハ構  
成員タル資格ヲ有スル者ニ對シテ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズ  
ルコトヲ得

オ一項ノ團體又ハ会社ニ關シテ必要ナルコトノ項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

オ十八條ノ二

オ十六條ノ二ノ規程ニ依リ設備若クハ權利ノ讓渡若クハ去賣ヲ  
命ジ又ハオ十六條ノ三ノ規定ニ依リテ業ノ讓渡ヲ命ジテ  
此場合ニ於テ讓渡者又ハ去賣者ノ負擔スル債務ノ承継及  
其ノ担保ノ処理ニ關シテ必要ナルコトノ項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

オ十八條ノ三

オ十六條ノ六ノ規定ニ依リ設備若クハ權利ノ讓渡若クハ去賣

才十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ保護若クハ法人ノ合併又ハ才十八  
 條才一項若クハ才三項ノ規定ニヨリ設立セラルル團體若クハ会社ニ付  
 才八勅令ノ定ル所ニヨリ課税標準ノ計算ニ關スル特別ヲ設ケ又ハ  
 租税ノ減免ノ爲メコトヲ得  
 才二十五條

政府ハ國家總動員ニ必要アルトキハ總動員物資ノ生産若  
 クハ修理ヲ委トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ付シテ  
 才二十六條  
 才二十六條

政府ハ國家總動員ニ必要アルトキハ勅令ノ定ル所ニ依リ總動員  
 物資ノ生産又ハ修理ヲ委トスル者ニ付シテ算ノ範圍内ニ於テ  
 一定ノ利益ヲ保証シ又ハ補助金ヲ交付スルヲ得 此ノ場合ニ於  
 テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若クハ修理ヲ爲  
 サシメ又ハ國家總動員ニ必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得  
 才二十七條

政府ハ勅令ノ定ル所ニ依リ才八條 才十條 才十二條 才十四條  
 若クハ才十六條ノ二ノ規定ニ依ル知命 才九條ノ規定ニヨリ輸  
 送ハ輸入ノ命令 才十一條ノ規定ニヨリ資金ノ融通有價証券  
 ノ應募引受若クハ買入債務ノ引受若クハ債務ノ保証ノ  
 命令 才十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設擴張若クハ改良  
 ノ命令又ハ才十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託讓渡廢止若クハ  
 止着ノ法人ノ目的變更若クハ解散ノ命令ニ因リ生ズル  
 損失ヲ補償ス但シ才二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
 總動員業務ヲ行フ者ハ才十條 才十三條 才三項又ハ才十四

Def. Doc 755

條ノ規定ニ依リ使用收用又ハ實施ヲ為ス場合ニ於テハ勅令ニ定ルルニ依リ之ニ因リセシムル損失ヲ補償スベシ

附録一 b

統制令ノ標限ニ関スル基本規定  
重要産業團體令

出典 不ロイ 藏書一九四二年ニハ二一三二〇頁  
一九三二年八月廿九日公布  
一九四一年九月一日ヨリ實施

第一章 總則

第一条 國家總動員法(一九三八年勅令第三七号ニ於テ依ル場合ヲ含メ以下同シ)第十八條ノ規定ニ基キ重要産業ニ於ケルモノ業ノ統制ヲ目的トスル團體ニ就テハ別ニ定ムルヲ除ク外本令ノ定ムルニ依リ

第二条 本令ヲ適用スベキ重要産業ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 本令ニ依ル團體ハ統制令及統制組合トス

統制令又ハ統制組合ハソノ名稱中ニ統制令又ハ統制組合ナル文字ヲ用テ且シ國務大臣ノ認可ヲ受ケタルトス  
ハコノ限リニアラス

第二章 統制令

第四条 統制令ハ國民經濟ノ總ヲ最モ有効ニ發揮セシムルヲ當該産業ノ綜合的統制運営ヲ図リ且當該産業ニ関スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第五条 統制令ハ産業ノ種類別ニコレヲ設ク

第六条 統制令ハソノ目的ヲ達スルためニ左ニカ、カルル業ヲ行フ

13-1

35

2

- 一 當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ當該産業ニ要スル資材資金勞務等ノ需給ニ関スル政府ノ計畫ノ他當該産業ニ関スル政府ノ計畫ニ対スル参画
  - 二 當該産業ニ於ケル生産及配給ニ関スル統制指導ノ他會員及會員タル団体ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スルノ業ニ関スル統制指導
  - 三 當該産業ノ整備確立
  - 四 技術ノ向上能率ノ増進規格ノ統一經理ノ改善ノ他會員及會員タル団体ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スルノ業ノ發達ニ関スル施設
  - 五 當該産業ニ関スル調査及研究
  - 六 會員及會員タル団体ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スルノ業ニ関スル検査
  - 七 亦各号ニ掲ケルモノノ外統制令ノ目的ヲ達スルニ必要ナルノ業
- 第七條 統制令ノ會員タル資格ヲ有スルモノハ左ニ掲ケルモノニシテ 國務大臣ノ指定スル者トス
- 一 當該産業ヲ営ム者
  - 二 當該産業ヲ営ム者ヲ以テ組織スル団体
  - 三 亦一号ニ掲ケル者及ニカテニキケル団体ヲ以テ組織スル団体
  - 又ハ亦一号ニ掲ケル団体ヲ以テ組織スル団体
- 第八條 國務大臣統制令ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル如キヨリ 前條ノ規定ニヨリ 會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ 統制令ノ設立ヲ命ズベシ

Def. Doc. 755

第九條 統制會ノ定款ハ左ニ掲ケルル項ヲ記載スベシ  
一 目的  
二 名稱  
三 事務所ノ所在地  
四 役員ニ関スル規定  
五 役員ニ関スル規定  
六 會議ニ関スル規定  
七 會計ニ関スル規定

第十條 統制會ハ才八條才二項ノ認可アリタルトキ又ハ國家總動員法才十八條才三項ノ規定ニヨリ定款ヲ作成アリタル時成立ス  
前項ノ場合ニ於テハ國務大臣ハ統制會設立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十一條 統制會ノ成立レタルトキハ同ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ  
第十二條 統制會ニ在リ役員ヲオクベシ

- 會長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人
- 評議員 若干人

317  
44-1

2

Def. Doc. 755

38

統制会ニ本項ノ役員、他定款、定ルルニ依リ、副会長  
二人以内又ハ理事長一人ヲオクコトヲ得

第十三條 会長ハ統制会ヲ代表シ當該産業ノ統制指導ソノ他、  
会務ヲ掌理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ予メ会長、定ルル順位ヨリ、会長  
事故アリタルトキハソノ職務ヲ代理シ、会長欠員ノトキハ  
ソノ職務ヲ行ス。

理事長ハ会長及副会長ヲ輔佐シ、会務ヲ掌理シ、会長  
及副会長共ニ事故アリタルトキハ、会長ノ職務ヲ代理シ、会長  
及副会長共ニ欠員ノトキハ、会長ノ職務ヲ行ス。

理事ハ会長、副会長及理事長ヲ輔佐シ、会務ヲ分掌シ予  
メ、会長、定ルル順位ヨリ、会長、副会長及理事長共ニ事故  
アリタルトキハ、職務ヲ代理シ、会長、副会長及理事共ニ欠  
員ノトキハ、会長ノ職務ヲ行ス。

監事ハ統制会ノ財産ノ状況ヲ監査ス

評議員ハ会長ノ諮問ニ対シ答申シ、又ハ会長ニ対シ意見  
見ヲ具申ス

第十四條 会長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ、國務大臣  
ニテ命ズ

本項ノ銓衡委員ハ當該産業ニ関シ經驗アル者ノ中ヨリ  
國務大臣ニテ命ズ

副会長、理事、長、理、及評議員ハ當該産業ニ関スル  
經驗アル者及識識アル者ノ中ヨリ、会長ニテ命ズ



85-1  
39

Def. Doc. 755

監事ハ因令一定ル所ニヨリ評議員コレヲ選任ス  
 才三項ノ規定ニヨリ副会長 理事長及理事ノ任命ハ  
 國務大臣ノ認可ヲウケルニ非テバハ効力ヲ生ゼズ  
 國務大臣才一項ノ規定ニヨリ任命又ハ其項ノ認可ヲ  
 爲シテトキハコト旨ヲ告ホスベシ  
 才十五條 該制令ノ役員ノ任期ハ左ノ通リトス  
 会長 三年  
 副会長 三年  
 理事ノ長 三年  
 理事 三年  
 監事 二年  
 評議員 二年

(役員ニテモ)

會長必要アリト認ムルトモ任期中途トイフ副會長理事長  
スハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項解任ハ主務大臣認可ヲ受ケルニ非カレバ効力ヲ生ゼズ  
主務大臣前項認可ヲ受ケタルトキハ官ヲ告示スベシ

第六條 會長副會長理事長及理事ハ他職務又ハ商業ニ從  
事スルコトヲ得ス但シ主務大臣認可ヲ受ケタルトキハ限ニ  
非ス

第十七條 統制會ハ當該産業ニ關スル事項ニキ各大臣ニ建議スルコト  
ヲ得

第十八條 統制會ハ會員及會員ヲル團體ヲ組織スル者ニ對シ當  
該産業ニ關スル事項ヲ調査ヲ爲スル必要ナル資料ヲ提出  
コトヲ得

前項規定ヨリ資料ヲ提出コトヲ得ル者ハ遲滞ナラコトヲ  
提出スベシ

第十九條 統制會ハ定款ノ定ムル所ヨリ會員ニ對シ經費ヲ賦課  
スルコトヲ得

第二十條 統制會ハ事業ヲ行フニ必要ナル閣令ノ定  
所ヨリ主務大臣認可ヲ受ケタル會員ノ全部又ハ一部ニ  
對シ前條ノ規定ヨリ賦課金外特別賦課金ヲ課スル  
コトヲ得

第二十一條 統制會ハ定款ノ定ムル所ヨリ定款又ハ統制規定ニ違  
反シタル會員ニ對シ過息金ヲ課スルコトヲ得

第二十二條 第十九條若ハ二十條ノ規定ヨリ賦課金又ハ過息金ヲ滯  
納スル者ニ於テ場合ニ於テ統制會ノ請求トキハ市町村

Def. Doc. 755

市村税 例ニヨリテ處分スル場合於テ統制會ハ徵收金額百分四ヲ市町村ニ交付スベシ。

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニテハコレニ准テハモトス。

第一項規定ニル徵收金ノ元取得權順位ハ市町村ニ他コレニ準ズベキモノ徵收金ニ次ギテハ市町村税ノ例ニヨル

第三條 統制會ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ當該

産業ニ屬スル事業ニ関スル統制規定ヲ設定スベシ。

第四條 定款ノ変更並ニ統制規程ノ設立及変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザルハ効力ヲ生ズ。

第五條 統制會ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ當該統制會ノ統制規程ニヨルベシ。

第六條 統制會ハ西ヤトト認ムルトハ統制會ハ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業務モシテ財産狀況又ハ帳簿書類設備ニ他ノ物件ヲ検査セシムル事ヲ得。

統制會ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項規定ニル検査ヲ拒ミ得又ハ之ニ遊スルコトヲ得。

統制會第一項規定ニヨリ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハソノ身分ヲ示ス證書ヲ携帶セシムベシ。

41

第七條 會員當該統制會ハ會員タル法人又ハ會員タル團體

ヲ組織スル法人ノ理事取締役ニ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ行為ヲ左各號ニ該當シ當該産業ノ統制

1-98

28

119

運営上特ニ支障アリト認めルトキハ主務大臣、認可ヲ受テ當  
該法人ニ對シテ役員ノ解任ヲ命ズルコトヲ得但シ當該統  
制會ニ會員ナル統制組合・理事長ニツイテハ、限リニ非ス  
一法令又ハ法令ニ基キテ為ス行政官廳ニ處分ニ違又シラルト

- 二、公益ヲ害シラルトキ
- 三、統制規定ニ違又シラルトキ

第三八條 通常總會ハ毎年一回會長コレヲ招集ス

會長ハ必要アリト認めルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集  
スルコトヲ得

第三九條 左ニ掲アル事項ハ總會ニカリ會長コレヲ決定ス

- 一、定款・変更
- 二、收支予算
- 三、第十九條又ハ第二二條規定スル賦課金ノ賦課徴収  
方法

第三十條 會長ハ毎年總會ニ統制會ノ事業・状況ヲ報告シ監事ヲシ  
テ財産・状況ヲ報告セシムヘシ

第三十條 行政官廳ニ要アリト認めルトキハ國家總動員第三十條規  
定ヨリ統制會又ハ會員モシラハ會員ナル団体ヲ組織スル者ヨ

リノ事業ニ関シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテソノ工場ソノ他  
ノ場所ヲ臨檢シ業務・状況モシラハ帳簿書類ソノ他ノ物件ヲ  
檢査セシムルコトヲ得

前項規定ヨリ當該官吏ヨリテ臨檢々查セシムル場合ニ  
テハ、自身分證票ヲ携帶セシムヘシ

第三章 統制関係各大臣、統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査  
ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

第三章 統制 統制會ニ對シテ當該産業ニ關スル事項調査ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得。

87-1

43

第三條 統制組合は一定地を於て産業種類別之ヲ設立ス

前項地は特別場合を除く外道府縣乃至町道行縣に賦課スル

第四條 統制組合は目的を達成するに左に掲グル事業ヲ行フ

一 當該地内之該産業を於て生産分配給ニ関して統制指導ニ他

組合員當該地内之該産業を於て事業ニ関して統制指導

二 當該地内ニ於て該産業を整備確立

三 技術向上能率増進整理改善ニ他組合員當該地内之該産業

ニ関して事業を發達ニ関して施設

四 當該地内ニ於て該産業を内ニ調査研究

五 組合員當該地内ニ於て該産業を内ニ調査研究

六 前各号ニ掲テラレモ、外統制組合の目的達成に必要トシテ

第五條 統制組合の組合員は資格の有るものに左に掲グルものに主

として大臣が指定スルものとス

一 當該地内ニ於て該産業を営業者

二 當該地内ニ於て該産業を営業者を以て組織スル団体

三 前各号ニ掲テラレモ、又前各号ニ掲テラレモ、以て組織スル団体

第六條 統制組合は設立をシメントスルにハ開令に定メ

所ニヨリ地は前條に於て該産業を営業者を以て組織スル団体

ニ對して統制組合を設立シ命ズベシ

第七條 統制組合は定款ハ左に掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

1-88 45

Def. Doc. 755

- 三 地 已
- 四 事務所所在地
- 五 組合員之規定
- 六 事業之執行之規定
- 七 役員之規定
- 八 會議之規定
- 九 會計之規定

(以下之頁一續)

46

Def. Doc. 755

第四十三條 統制組合ハ左ノ役員ヲオクベシ  
理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制組合ハ前項ノ役員外定款ノ定ム所ヨリ副理事長三人以内ヲオクコトヲ得。

第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導シ他ノ組合事務ヲ總理ス。

理事長ハ當該産業ニ関シ經驗ル者及學識アル者中ヨリ當該統制組合ノ所屬ニシテ統制會食之命ズ。當該統制組合ノ所屬ニシテ統制會食トキハ當該産業ニ関シ經驗ル者及學識アル者中ヨリ主務大臣コレヲ命ズ。

前項ノ前段ノ規定ニシテ理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認テ受ケルニ非ザレバシテ効力ヲ生ゼズ。

第四十五條 第十三條第二項、第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス。

第四十六條 統制組合ノ役員ノ任期ハ尤ノ通リス。

理事長 三年

副理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

282



Def. 1900. 755

理事長ハ任期中トシテ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザルニ其ノ効力ヲ生ズ

第四十七條 統制組合ノ會長ハ統制組合ノ理事長ノ行為不法ナル

又ハ法令ニ基キテ為ス行政官廳ノ決議ニ違及シタルトキ又ハ

該處業ヲ統制運管上下通商ヲ認ムルニハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザルニ其ノ効力ヲ生ズ

第四十八條 統制組合ハ定款ニ定ムル所ニ依リ總會ノ代可ヲ總代

表會ヲ召集スルコトヲ得

第四十九條 統制組合ノ閣令ニ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スルニ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スルコトヲ得

第三十條 第八條第三項第一條第二條第十七條乃至第二

十六條 第三十八條乃至第四十四條 第三十五條第一項第二項

及ビ第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス

但シ前項ノ主務大臣及ビ關係各大臣上ルル第十條第三項

及ビ第三十六條第一項ノ規定ハ場合ヲ除キ行政官廳トス

第四十條 雜則

第三十一條 第十七條第二項 第三十一條第一項及第三十二條(各

前條)於テ準用スル場合ヲ含ム此ノ第三十三條(前條)於テ

1-65

27

海軍大臣トス

06



朝鮮、台湾に在りたる總督府令様式又南洋群島に在りたる廳令  
第五十四條、主務大臣前條第三項、統制會に關し凡そ決定す  
るに關しては朝鮮總督、台湾總督、南洋廳長官又南洋  
廳長官と協議スベシ

の第七條、規定に依り任命又第八條第一項及び第二項、規  
定に依り任命

但し第七條、規定に依り任命、同條各号に該定する者にして  
外地に在りたる指定せる場合に限ル

四、第八條第一項、第三十三條及び第三十六條第一項、規定に依  
り命令、但し第三十三條、規定に依り命令、會員又ハ會員を團  
体として組織せる者、外地に於て行ふ事業に關する場合は限ル

五、第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條第二十條、  
第三十四條第一項、第三十七條、規定に依り認可、但し第三條、規  
定に依り認可、ハ夫等、會員にして外地に本店又ハ主たる事務所  
有ることを對して賦課金、課税の場合に之、第三十七條、規定に  
依り認可、可、統制組合、會員たる法人又ハ會員を團體として組織  
せる法人にして外地に本店又ハ主たる事務所有ることを、役人、解  
任を命ずる場合トス

六、第三十五條第一項、及び第三項、規定に依り解任

第七十五條、朝鮮總督、台湾總督、南洋廳長官、及び南洋廳長官  
凡そ決定するに關しては、主務大臣と協議スベシ

七、第五十三條、第二項、統制會に對する第三十三條、規定に依り命令、  
四、第五十三條、第二項、統制會有る場合、於て第四十一條、規定に依  
りて爲る當該產業に關する統制組合、設立、命令

Def Dec 755

第四十三條第二項、統制會、會員、統制組合、對其、第三十二條  
第一項及第三十條、規定、依、命令、  
第三十六條、本令、規定、之、外、統制會及統制組合、之、閉、之、必要、之  
事項、命令、以、之、之、定、之、

附則

本令、昭和十三年九月一日、之、之、施行、之、

行政官廳權限移讓之法律

昭和十三年八月八日 法律第五十號

(國家總動員法第八條、依、之、制定)

第一條 行政官廳權限、移讓

政府、飲、鋼、統制會、石炭統制會、及、其、他、統制組合(重要生産者組織  
命令、之、基、之、之、之、)國策會社、官團、及、其、他、公共機關、之、對、  
政府、之、政策、之、屬、之、權限、之、除、之、國家總動員法、輸入、暫、定、處理、法、  
及、其、諸、法、規、之、間、之、權限、之、認可、之、為、之、政府、之、權限、之、移讓、之、  
命令、之、依、之、之、之、生産、及、之、分配、之、對、之、物、之、之、役、之、之、間、之、之、事項、之、諸  
統制機關、之、依、之、之、之、行、之、

第二條 權限執行、保證、及、之、役員責任、之、裁、定

統制機關、之、權限、之、保證、之、有、之、等、機關、之、政府、之、代理者、之、見、做、之、之、等、機  
關、之、命令、之、違、及、其、命令、之、基、之、特別、法、規、之、違反、之、統制機關、之、役  
員、之、政府、之、官吏、之、見、做、之、之、天、等、役員、之、如何、之、義務、之、怠、慢、之、雖、之、政府  
之、官吏、之、怠、慢、之、見、做、之、

第三條 統制機關、之、依、之、政府、權限、之、行使、間、之、必要、事項、之、命令、以、之、之、定、之、

第四條 本法、執行、之日、時、之、命令、以、之、之、定、之、

50

Def. Doc. 755

重要産業組織法改正勅令

(昭和三十年六月二十六日改正、昭和三十年七月四日發布)

一、第一條中「統制」次ニ「及」夫ニ對スル必要ナル處理ノ文言ヲ加フ  
ニ、第四條中「總括セル統制」實行ヲ計劃スルコト、次ニ「及」夫レ  
ニ對スル必要ナル處理ヲ遂行スルコトヲ加フ

三、其ノ目的ヲ達成セシムル為メ統制組合ハ左記ノ業務ヲ行フ可シ  
ハ、當該産業ニ於テ生産分配及ビ原料、資本等ニ夫レ等ノ産  
業ニ使用セラルル可キ労働、需要供給ニ關スル政府ノ計画ヲ  
シ、其他該産業ニ關スル政府ノ計劃ニ參照スルコト

ハ、當該産業中ニ生産及ビ分配ニ關スル統制ノ指導者ニ會員  
(統制會)又ハ斯ル會員ノ團體ニ依リ選出スルカ如キ産業  
ニ屬スル事業統制ノ指導者

三、當該産業ノ確定ナル建設ト調整

ハ、當該産業ニ屬スル事業中、會員又ハ其ノ會員タル團體  
ニ必要ナル物資ノ協力的購入

ハ、當該産業ニ屬スル事業中、會員又ハ其ノ會員タル團體ニ  
依リ製出セル物資ノ協力的販賣

ハ、當該事業損益ノ會計ニ協力スベキ事

ハ、當該産業ニ屬スル事業保護、為メ該ニ勞務者ノ安寧  
ノ為メ規則、及ビ該産業ノ運営ニ關スル必要ナル規則  
ノ作制

ハ、當該産業ニ屬スル事業ノ臨検及ビ其ノ會計ノ監査

ハ、技術ノ進歩ノ能率ノ増進組織ノ統一處理、改制等ニ依リ

51  
91-1

92

Def. Doc. 755

其ノ屬スル事業ノ調査ヲ計ルコト

(1) 本該産業ノ調査及ヒ研究

(2) 富該産業ノ統制中統制會ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナリ

ト見做サシク前項以外ノ計画ヲ為スコト

四ノ十四條中ノ六項及ヒ七ノ十五條中ノ四項ハ削除ス

五ノ十三條中ノ一項一組合ニ付スル條文ニ明示スルトコロニ依リ統

制會ニ長ハ統制會事務所ノ業務ニ関スル同法上ノ事項ト

旨ト論旨ノ會長ニ代リテ執行權限ヲ有ス可キ代理人ト選

任スルコトヲ得

六ノ前項中代理人ノ權限ニ依リ裁定セラレシムル制限ノ適用ハ

善意思ノ中ニ有リ對抗スルヲ得ズ

七ノ二十七條中ノ一項一會長ガ本該産業ノ統制會ノ法人會

員ニ依リ又ハ會員タル団体ヲ為ス法人ノ主事者シテハ監査

役ニ依リ又ハ資産状態ヲ監査スル一會員ニ依リ公益ニ有害

ナル行為ノ行ハルヲ認め且其ノ行為ガ統制ノ執行

上特ニ障害ヲ生可トコトヲ発見シタル場合同係大臣ノ權限ヲ以

テ本該法人ヲ通ジテ其ノ主事者ノ解任ヲ命ズルコトヲ得

八ノ三十五條中ノ一項中ノ三條中ノ一項ハ削除ス

九ノ三十六條中ノ一項一統制組合ハ之等條規ノ明示スルトコロ

ニ依リ登記ヲ為スヲ要ス

十ノ前項ノ規定ニ依リ登記セラル可キ事項ハ登記ノ後ニ非レバ

之ヲ以テ善意思ノ中ニ有リ對抗スルヲ得ズ

十一ノ三十八條中ノ二十七條ノ下ニ二十七條ノ一項ヲ加フ

52

Def. Doc. 755

十二和四十一條中三項、主文中「又ハ亦ニ十七條ヲ」第ニ十七條又ハ亦  
ニ十七條亦ニ項ニニ更ス、同條後設句ニ於テ同條更ス  
附則一奉令ハ發布ノ日ヨリ執行ス、統制組合ガ奉令ニ定ムル  
トコロニ依リ行フ可キ登記ニ関シテハ閣令ヲ以テ之ヲ明ニス

附 録

企業廳官制及企業院官制

根據

一九四五年一月太平洋問題調査會  
「Aセツ」著「日本ニ於ケル戰時經濟  
統制」攝相

勅令第一九三〇号 一九三七年 昭和十二年五月十四日公布

一 一條 企業廳ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シテ、事務ヲ掌ル

一 内閣總理大臣ノ命ニ依リ重要政策及其ノ統合調整ニ

関シテ起リ得ル理由ヲ具シテ上申スルコト

ニ各大臣ヨリ閣議ニ提出スル重要政策草案ヲ當直ニ意見

ト推奨ヲ具シテ内閣ニ上申スルコト

三 重要政策及其ノ統合調整ニ関シテ調査スルコト

四 重要政策ニ関スル豫算、統制ニ関シテ意見ヲ具シテ内閣

ニ上申スルコト

前項ノ事務ヲ圓滑ニ実行スルニ付必要アルトキハ企業廳ハ

関係各廳ニ對シテ資料ヲ提出スルハ説明ヲ求ムルコトヲ得

亦ニ條企業廳ニ在リ職員ヲ遣フ

總裁 一人 (親任)

次長 一人 勅任

總裁附秘書官 一人 奏任

53

92-1

調査官 二十人 奏任内五人ヲ勅任ト為スコトヲ得

書記官 三人 奏任

副調査官 十五人 奏任

理事官 二人 奏任

属 四十人 判任

總裁ハ各有大臣ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

紳書官ハ企畫廳奏任官(T.N.高等官)ノ中ヨリ之ヲ

兼ネシム

中三條前條ノ調査官ノ外關係各廳高等官(勅任又ハ奏

任)ノ中ヨリ内閣ニ於テ調査官ヲ命ズルコトヲ得但シ之等

實直官ノ任命ハ勅許ニ依ラズ之ヲ行コトヲ得

中四條企畫廳ニ中三條ノ與ヲ置キ少要ノ際ニ通常時廳

務ニ與リシム

常任官ノ與ハ各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

但シ之ヲ與官ノ任命ハ勅許ヲ受ルモノトス

(常任官ノ與ハ任命ヲ其ノ屬スル各者ニ於ケル從來ノ官

職ヲ繼續ス) TN 括弧内ハ中四條ニ規定ナシ但シ括弧ハ

翻譯者ニ於テ附シラレモトス

中五條企畫廳ニ與ヲ置キ廳務ニ與セシム矣ノ與ハ字

識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ該等ノ與官ノ任

命ハ勅許ヲ以テス

之ヲ與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官

ノ受クニ待遇トス

之ヲ與ハ任期ニ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任



Def. Doc. 75-5

期中之ヲ解任スルヲ妨グス

第六條 企畫廳ニ特別事項ヲ調査セシムル為委員ヲ選出ス

コトヲ得委員ハ勅許ヲ經テ子識經驗ある者ノ中ヨリ内

閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員ハ當該特別ノ事項ニ関スル調査終了シタルトキハ退

任ス

第七條 總裁ハ廳務ヲ統理シ所部ノ職責ヲ指揮監督シ判

任官ノ進退ヲ專行ス

第八條 次長ハ總裁ヲ依テ廳務ヲ掌理ス(次長ハ全廳務

ヲ直接指揮スルモトキヘラレ)

但シ括弧内ハ第八條ニ規定ナシ但シ括弧内ノ譯者ニ於テ

附シテモトス

第九條 抄書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十條 調査官ハ其ノ上官ニ依リ指揮ヲ受ケル事項ノ調査ニ對シテ責

任ヲ有シ且ツ上官ノ命ニ從ヒテ關係セルアル事項ニ就キ計畫

ヲ作成シ又調査討究ヲナスヲ要ス

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 副調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査官ヲ助ケテ調査官

直及立安ヲ承ス

第十三條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

企畫院官制

55

勅令第六〇五号 昭和十三年十月二十三日公布

93-1

Def. Dec. 755

93-1-2

才一係企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シテノ事務ヲ掌スル  
ニ平戰時ニ於ケル綜合国力ノ補充運用ニ関シ案ヲ起草スル  
理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト

ニ各者大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜  
合国力ノ補充運用ニ関シ重要ナルモノノ大綱ヲ富直シ意  
見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三平戰時ニ於ケル綜合国力ノ補充運用ニ関スル重要事項  
ノ豫算ノ統制ニ関シ意見ヲ備ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内  
閣ニ上申スルコト

四国家總動員計畫ノ設立及遂行ニ関スル各廳事務  
調整統一ヲ図ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付シ要アルトキハ企畫院ハ関係各  
廳ニ対シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

(次頁ニ接ス)

Def. No. 755

94-1

57

中(棟) 公書院 在 職 官 十 五 名

規則 一人(執任官)

次長 一人(勅任官)

部長 六人(勅任官)

秘書官 一人(委任官)

書記官 十人(委任官)

調査官 十四人(委任官)

予給官 六人(委任官)

理事官 二人(委任官)

技師 四人(委任官)

属 十人(門使官)

及 七人(門使官)

前項諸員外内閣總理大臣、奏請、任、關係各廳高等官、中、内閣、於、予、予、務、官、令、入、ト、ト、得、

才三條 企畫院、總裁官房及六部(又、課、) 官、人、之、務、員、政、政、経、済、及、通、及、調、査、部、) 之、材、

強、内、之、勅、令、之、規、定、之、任、之、材、強、之、辭、職、者、於、予、行、  
之、ト、ト、官、房、及、各、部、予、務、官、令、入、ト、ト、得、

才四條 企畫院、予、與、中、見、下、院、務、長、與、之、才、考、  
與、内、閣、總、理、大、臣、奏、請、之、任、之、材、内、閣、各、廳、高、等、  
官、中、之、内、閣、各、廳、之、才、命、云、

才五條 企畫院、予、與、中、見、下、院、務、長、與、之、才、考、  
與、内、閣、總、理、大、臣、奏、請、之、任、之、材、内、閣、各、廳、高、等、  
官、中、之、内、閣、各、廳、之、才、命、云、

58

Def. Doc 755

経験者中より内閣に於て之を命ず。委員ハ当該特  
別事項ニ関シ調査を終了シタルトキハ退任ス。

第六條 院務ヲ統理シ所ノ部ノ職員ヲ指揮監督  
前任官ノ進退ヲ專行ス。

第七條 院長ノ院務ヲ掌理ス。

第八條 部長ハ上官ノ命ヲ承テ、部務ヲ掌理ス。

第九條 秘書官ハ院務ノ命ヲ承テ機密ニ関スル事務ヲ  
掌理ス。

第十條 書記官ハ上官ノ命ヲ承テ事務ヲ掌理ス。

第十一條 調査官ハ上官ノ命ヲ受テ(一)  
定ヨリ項ノ調査(カクノ如キニ項ノ調査ニ計画)  
立案(研究ノタメ假等ニ照会セラレ見計画ニ対ス)官  
署(トモ)ヲ掌理ス。但シ條ノ内ノ勅令ニハテシテ但シ強  
制ヲ認者ニ於テ付シタルモノトス。

第十二條 至テ第十六條(コレラノ各條ハ同院下級職員ノ  
事務ニ因スルモノヲ指シテアル)

附則

日本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(一九三七年十月十日旨)

四 内務省官制及資源局官制ニ之ヲ廢止ス。

附録(一) 戦時行政職權特例  
一九三三年三月十七日

一九四五年一月  
太平洋問題調査会

1900 755

條  
條

第一條 大東亞戰爭之際ニ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等ニ必要ナル物資ノ生産振興上特ニ必要ナルモノハ内閣總理大臣ハ必要ナル(指示)ヲ為スコトヲ得

第二條 大東亞戰爭之際ニ前條ノ物資ノ生産振興上特ニ必要ナルモノハ勞務、資材、動力及資金ニ關シテハ内閣總理大臣ハ必要ナル(指示)ヲ為スコトヲ得

第三條 大東亞戰爭之際ニ前條ノ物資ノ生産振興上特ニ必要ナルモノハ前條ノ場合ヲ除ク外内閣總理大臣ハ勞務、資材、動力及資金ニ關シテハ内閣總理大臣ハ必要ナル(指示)ヲ為スコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ノ如ク若シ必要ナル時ハ内閣總理大臣ハ内閣官廳ノ官吏ニ臨時ニ他ノ行政官廳ニ命シテ行ハシメコトヲ得

第五條 第一條及第二條ノ規定シタル場合ニ若シ内閣總理大臣ハ必要ナル時ハ内閣官廳ノ官吏ニ臨時ニ他ノ行政官廳ニ命シテ行ハシメコトヲ得

第六條 第一條及第二條ノ規定シタル場合ニ若シ内閣總理大臣ハ必要ナル時ハ内閣官廳ノ官吏ニ臨時ニ他ノ行政官廳ニ命シテ行ハシメコトヲ得

第七條 第一條及第二條ノ規定シタル場合ニ若シ内閣總理大臣ハ必要ナル時ハ内閣官廳ノ官吏ニ臨時ニ他ノ行政官廳ニ命シテ行ハシメコトヲ得

59

Def. Doc. 755

1950/

轉下ニテ

第六條 本法施行ニ因テ凡ソノ問題ハ總理大臣

コレヲ決定ス。本法ハソノ公布ノ日ヨリ施行セラル

附屬書ニ

内閣顧問會議

内閣顧問會議規則

一九四五年三月十七日

根據

FCOニ極東ニ因テラダテ報告ニ七三特報、日  
本人名鑑、一九四五年五月二十五日

第一條 大東亞戰爭ヲ完成スニ必要ナル國家ノ戰時  
生産擴張及戰時經濟ノ遂行ニ因テ總理大臣  
臣ノ行政ヲ務施行ニ參與スル目的ヲ以テ一定  
數ノ内閣顧問ヲ臨時ニ任命ス。

内閣顧問ハ優秀ナル專門家ヲヨリ勅命ヨリ任命ス。  
第二條 内閣顧問ハ親任官或ハ勅任官ノ待遇ヲ受ス。  
第三條 總理大臣ハ本條ニヨリ内閣顧問ヲ補助スルヲ  
内閣内ノ官吏及特別戰時行政授權法ヲ四  
條ノ効力ニヨリ内閣内ニ職務セル官吏ヲ命令ス  
ル權限ヲ與ヘラル。

95-2

1-96 61

Def. Doc. 755

P.50 /  
内閣顧問会議  
（親任官及顧問）

鮎川義助  
淺野良造  
赤山俊一郎  
子爵八條隆政  
八田吉秋  
井上政次  
岩田忠造

緒方竹虎  
陸軍大將小野実信  
沢田栄造  
仙石孝太郎  
対馬弄一  
八角三郎（退役海軍中將）

97

附屬書

14

1) 典據

「T.A. ビンソーン」著

「日本ニ對スル戰時經濟  
福利ノ豫想」大正海  
關問題調査會

一九四五年一月

戰時經濟會議規則

第一條

戰時經濟會議ハ特別戰時  
行政授權法ノ施行及戰時經  
濟ノ實施ニ政府ノ他ノ重要  
政策ノ遂行ニシテ總理大臣ノ裁  
機關トシテ内閣内ニ設置スル

第二條

戰時經濟會議ハ會長一人及二  
宣政ノ會員ヲ以テ組織ス總理大  
臣ハ會長トシテ戰時經濟會議  
ノ會員ハ内閣各大臣及内閣  
閣員トシテ戰時經濟會議ハ會  
員タル各大臣ハ總理大臣ニシテ  
任命ス

第三條

本會議ニハ書記官ヲ置ク本會議  
ノ書記官ハ内閣書記官長全權  
院總裁陸軍軍務局長及海軍軍  
務局長ヨリ成ス

第四條

大東亞戰事申行政ノ漏レル機能  
ヲ保證スルヲ行政ハ時々觀察及監  
督セルルモノトス  
(一) 觀察及監督制度ノ主目的ハ  
行政ノ施行セルル實状及條件並ニ生  
産ノ擴張並ニ政府ノ重要ナル政策ニ  
關スル事項ノ觀察及監督トス





陸軍省  
 燃料局 陸軍省  
 鉄鋼局  
 鉱山局  
 化学局  
 機械局  
 航空兵器総局  
 陸軍中將 遠藤三郎  
 部長 正 杉浦四郎  
 顧問 加藤 泰平  
 近藤 正雄  
 (内藤) 正温  
 清水 與之助  
 林 末七  
 島田 茂  
 吉原 高次  
 鹿島 守之助  
 受託人 軍需部 監理部  
 北海道地区 (札幌) 能谷 健一  
 東北地区 (仙台) 丸山 鶴吉  
 書記 (下ウ)

2-4b

Ref. Doc. 755

65

1-81

關東信越地区(東京)

所長

陸軍大將

西尾

東造

副所長

海軍中將

十畑

愛記

監督

村山

道雄

東海北陸地区(名古屋)

所長

陸軍中將

七畑

忠良

副所長

陸軍中將

坂口

吉太郎

近畿地区(大阪)

所長

陸軍中將

安井

英次

副所長

陸軍中將

岡崎

清三郎

中國地区(廣島)

所長

陸軍中將

大塚

唯精

副所長

陸軍中將

原

富雄

四國地区(高松)

所長

陸軍中將

木村

正春

九州地区(福岡)

所長

陸軍中將

戸塚

九一郎

副所長

海軍中將

鈴木

金蔵

Doc. No. 755

66

附屬書目 1h

軍需會社法

軍需會社法 (一九四三年十月二十八日) / 主要な箇條は次の如し

- 一、本法ニシテ軍需會社トハ武器、航空機、軍艦及ヒソノ他ノ戦争資材ヲ供給スルニ必要ナル企業ニ從事スル會社ヲ云ヒ、政府ニテ指示セラルルモノトス。前項ニオケル企業ノ範圍ハ命令ニテ指示スル規定ス。
- 二、軍需會社ハ戦力強化ノため國家ノ需要ニ應ジタテク御旨ニテ政府ノ計畫ニ從ヒ、軍需物品ノ生産ニ用スル企業ヲ實施スル責任ヲ有ス。
- 三、政府ノ命令ニヨリ定ムラレタル軍需會社ニ用シラハ法律ニヨリ課税セラルル禁止及ヒ制限ハ取消シ、主務官ノ解除シテモ又許可ニ用スル手續ニ對スル特別ノ規定ナクハ制定セラルベシ。
- 四、政府ハ此ラノ主要ナル規定ニ從ヒ命令ヲ出シ又ハ書面ニ採スルニ必要ト思ヒタル場合ハ命令ノ規定ニ從ヒ、軍需會社ニ利潤ト共ニ補助ヲ保證スルコトヲ得。
- 五、軍需會社ハ國家ノ官吏中ヨリ生産責任者ヲ選任スルモノトス。生産責任者カ選任セシメラル場合ハ政府ニテ選任ス。此ノ場合ハ選任セシメラル者ハソノ會社ノ役員トナル。生産責任者ハ軍需會社ヲ代表シ戦力強化ノ義務ヲ履行スルモノトシ、職務ニ任命カルモノトス。
- 六、軍需會社ハ政府ノ承認ヲウケテ政府ニヨリ選任セラル

98-2

Ref. Doc 755

67  
99-1

タル生産者には若シテ見職ニシテ得ん。政府ハ軍需會社ニ  
三時期。計画ノ数量ソノ他ノ必要ナル事項ヲ指定シテ戰爭  
技術ノ充實ニ必要ナル野蠻ノ製造及修繕ヲモテ括  
スル命令ヲ發行スルコトヲ得

七、政府ハ命令、條項ニ從ヒ軍需會社ニ命令ヲ發シ  
得又新豫防的兵器ニシテ一、豫防的設備ノ設置、又  
ハコトノ設備ノ拡張及改善。且基礎技術ノ獲得  
貯藏及運行情術ノ改良（取引）及此方働ノ改良  
監督ソノ他企業ノ實施ニ必要ナル事項ニ付スル手段ヲ  
講スルコトヲ得

八、政府ハ軍需會社ト協力工場及補助工場並ニ軍需  
會社ト經營スル他ノ企業ト協力ヲ實行スルニ  
關係スル者トノ間ニテハ協力ニ必要ナル命令ヲ發行ス  
ルコトヲ得

九、政府ハ命令、條項ニ從ヒ企業ノ引受又ハ保管、  
信託條項ノ明徴、  
(必自・條項)

199-2

又ハ法人組織ノ條項ノ變更ノ作業ノ代理ノ讓渡ノ  
 中止或ハ停止ノ設備ノ讓渡或ハ企業ニ屬スル(特許  
 權)ノ關聯シテ必要ナル命令ヲ軍需会社ニ下スコトヲ得  
 十、政府ハ軍需会社ニ對シテ所ニヨリ指定セラルル以外ノ  
 作業ニ從事スルコトヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得  
 十一、政府ハ命令ノ條項ニ從ヒ軍需会社ノ合同又ハ  
 解散ニ關シテ必要ナル命令ヲ發動スルコトヲ得  
 十二、政府ハ命令ノ規定ニ從ヒ資金ノ調整及ヒ取扱フ  
 逐ケルニ必要ナル命令ヲ軍需会社ニ下スコトヲ得  
 十三、生産責任者或ハ命令ノ條項ニ從ヒ生産担任者ハ  
 國家總動員法ニヨリ定めララルル通り職工ヲ募集シ又ハ  
 利ヲ有ス

十四、軍需会社ノ職員及ヒ雇人ハ生産責任者或ハ生産担当  
 者ノ命令下ニアルモノトス  
 十五、政府ハ軍需会社ニ命令ヲ發シ又ハソノ監督官ニ付テ必要ナル  
 手段ヲ講スルコトヲ得  
 十六、政府ハ軍需会社ノ營業上ノ事項ニツイテソノ觀察或ハ  
 検査トモニ報シ生ヲ集メタルコトヲ得  
 十七、生産責任者或ハ生産担当當者カソノ責任ヲ果タサナイカ  
 又ハ軍需会社ノ職員及ヒ雇員カ生産責任者或ハ生産担  
 當者ノ命令ニ從ハサル時ハ政府ハ命令ノ條項ニ從ヒ必要  
 ナル刑罰ヲ課スルベシ  
 十八、必要ナル刑罰法規ハ制定セラルベシ  
 十九、コトヲ主要ノ條項ノ第一項ニ記述セラルル企業ニ從事シ居ラサル  
 他ノ会社ニモ適用スラル

抜萃 一七、一七八頁ヲ合シ

辯護側文書 一九三〇號A

極東國際軍事裁判所  
亞米利加合衆國其他

（昭和五年）  
（昭和五年）  
（昭和五年）  
（昭和五年）

對 貞 夫 其他  
供 述 書

私は午場友彦であります。私は小田原市入字田七拾九番地に住んであります。私は是迄この裁判で、私が私的秘書官を勤めた近衛公の手記に關して二度の機會に於て陳言した事があります、私は「經濟問題に關聯する内閣閣員の更迭」を題する辯護側文書第一九三〇號を見ました。この文書が近衛公の秘書官荒谷茂樹の自筆になるもので公は日々の政務上の出來事を彼に口授するのを常とした事を、私は承認致します。

辯護側文書 一九三〇號A

板 垣 退 三 郎 軍 務 部 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 英 逸 書

1

私は午場友彦であります。私は小田原市入宇田七拾九番地に住んでおります。私は是迄この裁判で、私が私的秘書官を勤めた近衛公の手記に關して二度の機會に於て証言した事があります、私は「經濟問題に關聯する内閣閣員の更迭」と題する辯護側文書第一九三〇號を見ました。この文書が近衛公の秘書官荒谷茂樹の自筆になるもので公は日々の政務上の出来事を彼に口授するのを常とした事を、私は承認致します。

100-1



これは近衛公が荒谷に口授した此の遺の多数の文書と、同様のもの  
であります。

午 場 亥 彦  
右は一九四七年七月廿四日余の面前に於て宣誓署名せしものなり。

行政人 事務 将 校

陸軍歩兵中尉

バーナード・エー・ハーガドン

手紙

検察側文書編譯寫

一九四六年一月三十日L.日.バーナード少將、B. E. サケット  
中佐、一九四六年十二月十六日在東京、近衛首相ヨリ入手セル文書  
五九一三六 寫本

經濟關係の更迭

Exh NO

小倉正但氏(抄)

Def. Doc. #1930

議會後、内閣改造は常軌的にまでなつた。經濟關係が弱點と言はれ、  
、經濟關係會議を開いても、之を纏め得るものが無いといふ實情で  
内相も、經濟方面のことは不得手であるし、外部に  
仕方が無いので、内相と相談の上、さて誰にしよう  
、當然考へられたのは池田成彬氏であるが、氏に對  
しては、革新方面に猛烈な反對があるので、同氏を引張り出す譯にも行  
かず、次に話頭にあつたのが大阪の小倉正但氏であつた。  
小倉氏が上京した時、自分からも、亦、平沼内相からも話したのであ  
るが、なかなか承知しなかつたのであつた。  
結局、小倉氏は承知したのであるが、外の經濟關係更迭のことをも  
相談したところが、それは自分の入閣と一絡にし、賣ひたいのととて  
あつた。つまり、自分だけ先に入閣すれば、首斬役を勤めなければなら

E 3216A

高橋

檢察側文書編譯寫

一九四六年一月三十日L.H.バーナード少將、B.E.サケット  
中佐、一九四六年十二月十六日在東京、近衛首相ヨリ入手セル文書  
五九一三六 寫本

經濟關係の更迭

議會後、内閣改造は常識的にまでなつた。經濟關係が弱點と言はれ、  
事實、經濟關係會議を開いても、之を締め得るものが無いといふ實情で  
さりとして自分も平沼内相も、經濟方面のことは不得手であるし、外部に  
適任者を求めるより仕方が無いので、内相と相談の上、さて誰にしよう  
かといふ段になつて、當然考へられたのは池田成彬氏であるが、氏に對  
しては、革新方面に猛烈な反對があるので、同氏を引張り出す譯にも行  
かず、次に話頭に上つたのが大阪の小倉正但氏であつた。

小倉氏が上京した時、自分からも、亦、平沼内相からも話したのであ  
るが、なかなか承知しなかつたのであつた。

結局、小倉氏は承知はしたのであるが、外の經濟關係更迭のことをも  
相談したところが、それは自分の入閣と一絡にし、賁ひたいとのことであ  
つた。つまり、自分だけ先に入閣すれば、首斬役を勤めなければなら

Def. Doc. #1930

Exh NO

裏面白紙

ぬのが厭なのだったが、こちらは又た、あべこべで、小倉氏にその一役をやつて貰ひたかつた譯だ。

外の経済閣僚の更迭について、池田氏の意見を徴したところ、同氏は大蔵大臣も代へなくてはならぬといふ意見で、候補者として中島彌四次の名を挙げてあつた。小倉氏は、大蔵大臣は更迭の必要が無いと言ひ、殊に中島などは不可といふことだつた。商工大臣の候補者として、小倉氏は八岡、村田を挙げ、止むを得なければ藤原といふことで、金融院總裁には鈴木貞一、山田龍雄、賀屋、青木、井野などの名前が話題に上つたのであつた。

それで小倉氏は一旦歸阪したのだつたが、三月三十日の東京日日新聞に、小倉、平沼會談、小倉入閣といふ記事が出るし、翌三十一日には住友本社の異動で、小倉氏の理事引退が発表されるといふ次第で、至急発表を必要とする状態となつたので、三十一日夜八時、陸海兩相に狹窪邸に来て貰つて小倉氏入閣のことを話して賛成を得、兩相辭去後、大阪の小倉氏に電話して、單獨入閣の話をしたところが、その時にもまだ、外の人達と一緒に無ければ困ると言ひ、結局明朝出發上京、お目にかゝ

つて申上げるとのことだつた。

然るに此の日、山下龜三郎氏が來訪したが、同氏は、小倉氏に對して發言權を持つて居るのを知つて居たから、是迄の小倉氏との交渉経過を話しこちらは單獨で無ければ困ると、いふことで、小倉氏を説得して呉れる様に依頼したところ、同氏は大賛成で、小倉氏に取つても、一段、格を高めるのだから、勸説して承知させますといふことだつた、それでその夜、小倉氏と長距離電話で交渉した後で、山下氏にも電話して置いたのだつた。

四月一日朝大阪を發つた小倉氏は、五時二十分東京驛に着いたのであるが、一旦大久保の目邸へ入つたところへ、山下氏が訪問してこちらの意圖を傳へたとのことである。

夜八時、小倉氏來訪、こちらの意圖通り單獨入閣を承諾して、同九時辭去した。小倉氏は、汽車中で心機一轉したと言つておつたが、山下氏の勸説も效目があつたやうだ。

「小倉氏辭去後、新聞記者團と會見し、此改造は獨立的のものだといふ様な話をしたところが、新聞は所謂經濟關係更迭問題も一段落

Def. Doc. 1930

といふ風に解したもののやうで、續いて行はれた商相、企畫院總裁の更迭は、全く寢耳に水の寫き方だつた。

四月二日内奏御許しを得て、同日午後二時半小倉國務大臣の親任式が行はれ、小倉氏は同夜出發、親任奉告参拜のため帰阪したのであつたが、小倉氏に、企畫院總裁は物動計畫に就て、又陸軍の内情に通じ、また押しも利く人間が必要なのだが、それには鈴木貞一が何うだらうと相談したところ、小倉氏は賛成を表明したのであつた。

そこで小倉氏の親任式のあつた二日の夜八時半、鈴木中將を萩窪邸に呼んで企畫院總裁の話をして見たところが、鈴木中將の云ふには、自分はやつてもいゝですが、海軍が八釜しいでしよう、陸海軍の均衡といふところが、必ず問題になるだらうと思ふから、自分だけではどうも、と稍難色があつた、まことに尤な話である。

さう聞いてヒョット考へついたのであるが、それなら海軍から商相を採らう、豊田次官を商工大臣にしよう

是は鈴木中將の話に依る全くの思ひ付きではあつたが、豊田次官の適格者たることについては、諒備資料があつたのである。

Def. Doc. 1930

一、豊田次官は、曾て次官會議の際、鐵、石炭の問題で商工次官をや  
りこめた話

一、伊藤文吉男の話に、平生飢三郎氏が、製鐵会社の後任に豊田次官  
を矚目してゐること、即ち商工行政に全然素人では無いことであ  
る上に、豊田商相の實現に依つて

一、商工省の軍需省的性格が明かになり、鈴木總裁の企畫院と共に國  
防國家体制の完成に一段階を畫すること

一、陸海軍の均衡が取れること

一、小林商相としては、財界人又は若手官僚と代ることは、面目丸潰  
れとなる次第なるも、(事實財界、官僚に適任者が無い)軍部よ  
り後任者が出るとすれば、軍需省化の要請より見るも面目問題は解  
消とあること

等々、いろいろのことが数へられるのである。それを鈴木中將に話し  
たら、同中將は、それは一つの名案です、陸相にも話しましょう、とい  
ふ次第で同夜十一時辭去した。

同中將は辭去に當つて、此の話の洩れることを虞れ、今夜の會見

裏面白紙

に就て新聞記者の質問を受けたり、興業會東亞局のことにて、いろいろ相談したいといふことにして置きますといふことであつた。

四月三日、神武天皇祭に賢所参集所で及川海相に會つたので、その話をすると、海相は、結構ですと賛成し、恰度、東條陸相が見えなかつたので、いづれ陸相とも相談の上、また申上げますといふことであつた。

それから、同じ賢所参集所で木戸内大臣に話したところ、是も賛成だつた。

その日、午後二時二十分頃、海軍大臣秘書官から電話あり、陸、海兩相が是から萩外荘にお伺ひ致しますとのことであつた。同二時四十分兩相來邸、こちらの話に賛成といふ返事だつた。此時、東條陸相より、鈴木中將を豫備役にすること、企畫院總裁だけでなく、無任所相兼任とし、たきことの申出があつたので承諾した。及川海相も、豊田中將を豫備役にすることを話してあつた。

陸、海兩相が、同三時三十分、辭去した後、大阪の小倉無任所相のところへ電話すると、御陵参拜からまだ歸らぬといふことで留守であつたが、暫らくして、同六時四十五分、小倉氏から電話あり、鈴木、豊田兩

Def. Doc. #1930



中將起用のことを話して、その意見を求めたところ、小倉氏も亦大賛成といふ次第であつた。そこで木戸内府、平沼内相、及川海相、東條陸相に電話でそれぞれ小倉氏の賛成意見と共に経過を報告したのであつた。その夜十一時十分、及川海相に電話して聞いて見ると、同夜八時、海相が豊田次官と會つて話したところ、次官は相當難色あり、熟考さして呉れといふことで別れたとのことであつた。

四月四日朝、岡海軍省軍務局長が中間報告に見えたが、依然として難かしいといふことだつたので、海相にも一度説得して貰ふことにしたのであつた。

Def. Doc. #1930

ところが、閣議の前に及川海相が来て、報告では、もう大抵大丈夫だが、總理が直接會つて話して貰ひたいとのことだつたので、同十一時半、豊田次官に首相官邸に来て貰つて直接話したのであつたが、自信が無いと言つてなかなかウンと言はず、もう一日考へさせていだきたいとのことだつたから、もう一日など言つてゐては洩れる虞もあるし、今夕六時迄と時間を限つて返事を貰うことにして別れたのであつた。

その後で陸、海兩相が見え、豊田の返事は何うだつたかといふことだ

つたので、以上の次第を話したところ、陸相は、六時では遅過る、三時にして貰ひたい、陸軍は、鈴木中將が承諾して既にその手続を始めてゐるのだから、洩れる虞もあり、是非海軍の方も早くして貰ひたいと主張するし、勿論こちらも早い方がいゝのだから、もう一度海軍から聞いて貰ふことにして別れ、一方また平沼内相を招き、内相からも豊田次官と會見懇談することを依頼した次第であつた。

其の結果、同日午後三時、及川海相と豊田次官とが連れだつて官邸に來訪、いよいよ承諾の返事が得られたのであつた。その時に海相が、豊田次官を大將に推薦するといふ話であつた。同次官は、今秋は大將に昇進する順序になつて居るといふことを聞いてゐたが、思ふに豊田氏は現役に餘程未練があつたので、大將昇進と交換に現役を退いてもらうことにしたものと思はれる。

豊田氏が承諾したので、屋野企登院總裁を呼んで話し——諒め東條陸相から話してあつた——直ぐ済んだが、小林商相の方は、世間いろいろの説が傳はり、或はやめないと頑張つて居るなどの噂もあつたので、風見章氏を官邸日本間に來て貰ひ、以上の経過を話して小林商相のところへ

行つて貰つたのであつた。然るに小林氏は、後任が海軍の豊田次官だと聞いて、それなら問題はない、藤原などが出て来るのだと承知は出来た。いのだがと快く辞表を風見氏に託したそうである。二十分位で話が済んで風見氏が歸つて来た。

そこで、官中の御都合を伺つて午後五時半参内、内奏申上げて御許しを得たので直ちに之を發表し、同八時半、豊田商工大臣、鈴木企登院總裁の親任式が執り行はせられたのであつた。

## 余聞

この改造は全く極秘裡に行はれたので、發表を聞いて世間はアツと驚いた。

極めて短時日の間に實現された、ゆゑにはあるが、一つは、小倉無任所相の出現に依つて、商工大臣、企登院總裁等の更迭は、小倉國務相の意見を見て徐ろに實行されるのだらうといふ観測が強くなつたこと、四月三日の、新聞休刊日のために、新聞通信方面の注意が平生と非常に違

Def. Doc. 1930

つてゐたことなども書き添へておいてゐる。

首相の内奏が済んで發表された時に、新聞記者連中は「やられた！」と言つたそうだが、全くその通りであつたらう。

企畫院の調査官で、鈴木新總裁の下に、第一部長になつた陸軍の秋水月三少將が、四日朝、稲田内閣總務課長のところへ来て、星野總裁は辭めてもいいと言つてゐるし、小林などをあの體にして愚圖々々してゐるとは何たることだ、この上は、首のさし替へより仕方が無いと憤慨してゐたそうだが、午後にはどんな顔をしてゐたことやら

高村秘書官が病氣で寝てゐると、三日の午後、海相秘書官から陸、海兩相が總理を御訪ねしたいんだがといふ電話があり、私邸へ問合せる様にと返事して置いたところ、翌四日夕、矢張、病床中、號外の鈴の音を聞き、何だらうと思つてゐるところへ、牛場秘書官から電話で、この改造を聞かされて驚き、前の日の電話のことを思ひ出した

と、全新聞、水の滴るとか、天才的とか、改造振りの鮮やかさに驚嘆する

110

裏面白紙

E3217  
DEF 2522

EXH<sup>EXHN</sup>NO

書牒

ノコトニ付テハ  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）  
（十一）  
（十二）  
（十三）  
（十四）  
（十五）  
（十六）  
（十七）  
（十八）  
（十九）  
（二十）  
（二十一）  
（二十二）  
（二十三）  
（二十四）  
（二十五）  
（二十六）  
（二十七）  
（二十八）  
（二十九）  
（三十）  
（三十一）  
（三十二）  
（三十三）  
（三十四）  
（三十五）  
（三十六）  
（三十七）  
（三十八）  
（三十九）  
（四十）  
（四十一）  
（四十二）  
（四十三）  
（四十四）  
（四十五）  
（四十六）  
（四十七）  
（四十八）  
（四十九）  
（五十）  
（五十一）  
（五十二）  
（五十三）  
（五十四）  
（五十五）  
（五十六）  
（五十七）  
（五十八）  
（五十九）  
（六十）  
（六十一）  
（六十二）  
（六十三）  
（六十四）  
（六十五）  
（六十六）  
（六十七）  
（六十八）  
（六十九）  
（七十）  
（七十一）  
（七十二）  
（七十三）  
（七十四）  
（七十五）  
（七十六）  
（七十七）  
（七十八）  
（七十九）  
（八十）  
（八十一）  
（八十二）  
（八十三）  
（八十四）  
（八十五）  
（八十六）  
（八十七）  
（八十八）  
（八十九）  
（九十）  
（九十一）  
（九十二）  
（九十三）  
（九十四）  
（九十五）  
（九十六）  
（九十七）  
（九十八）  
（九十九）  
（百）

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣管ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

秘京國際算學裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

蕪木貞夫 其他

供進書

供進書

大島弘夫

111

112

E3217

DEF 2522

EXH<sup>EXHN</sup>NO

高橋

自分儀致シマス  
如ク供述致シマス  
自儀致シマス  
行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

蕪木貞夫 其他

宣誓供述書

供述書

大島弘夫

111

112

裏面白紙

昭和二十一年三月	昭和二十年四月	昭和十七年七月	昭和十八年七月	昭和十五年十月	昭和十八年七月	昭和十九年十一月	昭和二十一年十一月	同 年 四月	大正十五年	私、大島弘夫ノ経歴ハ左記ノ通りデアサマス
退官	内務省警退局長	青森縣知事	内務省参事官	厚生省局長	總力戰研究所勤務	警保局ニ勤務	内務省警保局勤務、富山縣勤務ヲ經再ビ内務省	滿洲國民政府勤務	縣、警視廳勤務	内務省ニ採用、新潟縣勤務、爾後鳥根縣、福岡
									帝國大學法學部卒業	

裏面白紙

112

113

昭和十五年九月ノ中頃、私ガ内務省ノ課長デアツタ時、同省人部官局ヨリ同モノク設立セララルコトニナツテ、力研究所ノ所員トシテ行カヌカトノ内交渉ガアリマシタノデ私ハ承諾シマシタ。

研究所ノ目的トスル事案ハ昭和十五年十月一日ニ公布施行セラレタ。総力院研究所官制ニ示サレタ通りデアリマスガ、私ノ當時承知シタトコロニヨレバ、寧ろ各官廳ヤ民間團體間ノ制掟主義ヲ廢除スル策ニ若イ人達ヲ教育スルコトヲ主眼トシテオリマシタ。又此ノ總力院研究所ト云フモノハ、近衛第一次内閣ヤ米内閣ノ時ニ設立ノ發案ガアリマシタガ、其當時ハ實現ニ至ラス、第二次近衛内閣ニ於テ具體化シタモノト聞キマシタ。

三 研究所ガ關係セラレタノハ昭和十五年十月一日カラデスガ、私ガ庶務ヲ擔當シタ關係上、開所前其ノ事務所トナルベキ場所ニ行ツテ開所ノ準備ヲシマシタ。其ノ事務所ト云フノハ衆議院ノ一室(約二十坪)ヲ一時借りタモノデ、執務ノ準備ハ全クナカツタノデ、他カラ机ヤ椅子ヲ借りテ來テ漸ク準備ヲ整ヘマシタ。

四 開所ノ日、即チ十月一日、我々ハ當時ノ所長事務取扱デアツタ。星野直樹氏ニ始メテ會ヒマシタガ星野氏カラ唯万宜敷ク頼ムト云フ言葉ノ外、何ノ話モアリマセンデシタ。其ノ時ノ所員ハ私チ加ヘテ七人デシタガ、之ニ

裏面白紙



裏面白紙

EXH No 110

書記、タイピスト、電話交換手各一人宛ヲ加ヘテ、此借室デ仕立ヲ始メ  
ルコトユナリマシタ。併シ管理者アル近衛總理大臣カラモ、所長事務  
取扱アル星野氏カラモ、其ノ後何ノ命令モ指示モナイノデ如何ナル仕  
事ヲ具體的ニナスベキヤハ所員相互デ研究セバナリマセンデシタ  
馬十月末ニ事務所ハ衆議院カラ内閣所屬ノ建物ニ移リマシタガ此處モ暫ク  
ハ他ノ事務所ト共同ニ使用シマシタ。昭和十六年四月一日カラ研究員三  
十五名ガ入所シマシタノデ、此建物内ニ設備ヲ設ケ教育ヲ始メマシタガ  
餘リ手狭ニナツタノデ約三百坪ノ分館ヲ新築シマシタ

本研究所ノ初年度ノ豫算ハ年約十六萬圓デアツタト記憶シマス。コレハ主  
トシテ人件費ト事務費ト事務費ハ例モアリマセンデシタ

DEP DOC 2522

星野氏ハ爾所以來昭和十六年一月十一日飯村中將ガ所長トナル迄、所長  
ノ事務ヲ取扱ヒマシタ  
併シ、研究所ハ昭和十六年一月飯村中將ノ着任迄具體的ニ其ノ事  
業ヲ開始シナカツタノデ、所トシテハ星野氏何ノ報告スヘキ事項モア  
リマセンデシタガ星野氏モ亦其間一同モ所ヲ訪レタコトモナケレバ、所  
ノコトニ關シテ何等ノ命令ヤ指示ヲ與ヘタコトモナク又其ノ事務ニ關シ  
テ何等ノ關心ヲ示サレマセンデシタ。

斯クノ如キ状態ニハ我々所員トシテモ甚ダ困惑致シマシタガデ我々ノ方カ  
ラ星野氏ヲ二回モ訪問シテ正式ノ所長ガ何時頃決定スルカワカリマセンカ  
ト尋ネタ位デス

八、星野氏ハ昭和十六年五、六月頃研究所ノ參與トナラレマシタガ此ノ參與  
ト云フノハ研究所ニ十五、六名アリマシタガ實際上ハ名目上ノ參與ニ全  
然仕事ハアリマセンデシタ 從ツテ參與トシテモ何ノ意見ヲ示サレタコト  
モアリマセン

九、飯村中將ハ昭和十六年一月正式ニ所長トナラレマシタガ昭和十五年十一月  
將來ノ所長ニナルト云フ内命ヲ受ケテ着京セラレ所員ノ懇請ニヨリ十二月  
勅メヨリ未ダ正式ニ發令ハアリマセンデシタガ所員ノ相談ニ應ジ事實上ノ  
指導ニ當ラレマシタ。所ノ専業ガ補具的ニナリ始メタノハ此ノ時カラデ  
アリマス即チ教育ニ關スル色々ノ計畫及準備ヲ始メマシタ、教育ニ机上演  
習ノ方法ヲ採用スルト云フコトナドモノ一ツデアツタノデアリマス  
同中將ガ所長ニ選擇セラレ、滿洲カラ赴任シテ來ラレタノハ、研究所ノ主  
ナル目的ガ若イ官吏ノ教育機關デアル關係上、教育ニ適シタ人格圓滿ナ人  
トシテ選バレタト聞キ及ヒマシタ。事實中將ハ來所後我々ノ期待通りテ立  
派ナ教育者デアリマシタ。ソシテ私ニ對シ「大變貧弱ナトコロニ來タモノ  
ダ」ト冗談ニ云ハレマシタ。

裏面白紙

一〇所ノ研究生トシテノハ、各省ノ官吏ノ數ニ按分シテ各省カラ一人乃至  
 四入強撥贈シ、愛知縣カラハ大體六、七名採用シマシタ。後者ノ中ニ  
 ハ新編社カラ選シテ記者モナリマシタ  
 十一、所ハ太平洋戦争中ノ昭和十七年ノ募行政信託化ニヨリ人員ガ削減セラ  
 レ、其ノ翌十八年ノ末篇三回ノ研究生ノ教育ヲ終ヘルト共ニ其ノ上開  
 鎖ト同様ノ状態ニナリマシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月三日 於

市ヶ谷

市ヶ谷

國際軍事裁判所

二百六十五號室

供述者 大島 弘 夫

5

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 右田 政 夫

117

118

裏面白紙

DEF DOC 2522

EXH NO

良心ニ從ヒ眞實ヲ違ヘ何事ヲモ談秘セス又何事ヲモ耐加セサルコトヲ誓フ

宣誓書

署名捺印

大島弘夫

118

7

119

裏面白紙

E 32/8  
Def. DOC. #2598

Exh NO

1919年  
10月  
10日  
（署名）  
（署名）

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 村上 一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル  
上 次ノ如ク供述致シマス

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞 夫 其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 村 上 一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル  
上 次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

私は昭和十二年三月東京帝大を卒業し直ちに大阪省に奉職しました。昭和十五年七月、星野直樹氏が企務院總裁に就任すると私は總裁秘書官を命ぜられ、翌十六年四月、同氏が企務院總裁を辞任する迄その最も側近に勤務し、其の後大阪省に復職し現在は主計局に勤務して居ります。私は秘書官を辞任して後も星野氏の依頼を受けて殆んど同氏の私宅に起居し、同氏の身邊雑事の處理、講演、座談會の資料集め原稿の整理等に當り、昭和十六年十月同氏が書記官長に就任して後は總理大臣秘書官稻田耕作氏及長濱邦雄氏にこれらの事務を引継ぎました。以下私は星野氏が昭和十六年四月近衛内閣の企務院總裁辞任後、同年十月京橋内閣の書記官長就任迄の間の勤務について直接熟知して居る事を申述べます。

星野氏は企務院總裁辞任後は専ら讀書と運動と地方旅行を事として居りました。

其の頃最も多く往來した人としては同氏の學生時代からの親友である石浜莊太郎氏、入間野武雄氏、小畑忠良氏が雑談や娛樂の相手として、また河合良成氏、竹内徳治氏、醫家の井出宣通氏等がテニス仲間として見えてゐただけで、所謂政客の往來連絡等は全然なく文字通りの「浪人生活」でありました。

東條氏には辭職直後陸相官邸へ退任の挨拶に立寄つただけで、其の後京師氏を訪問したことは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で話したことも全然ありませんでした。

裏面白紙



東條氏を訪問したことは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で話したことも全然ありませんでした。地方旅行については同氏は企畫院総務主任の當時「自分は永く滿洲國に行つてゐたので今後は國內各方面の實情をもつとよく見て廻る必要がある」との所感をもらしてゐた位で、十六年四月の關西旅行を始めとして、北陸旅行、天の橋立、福知山方面への旅行、四國及岡山への旅行、北海道旅行、東北旅行、神戸、名古屋、京都への旅行等の相當永い旅行の間、大島、郡馬縣等への小旅行が屢々あり、殆んど東京の自宅に落着いてゐる暇もない有様でした。旅行には最初の關西旅行は私が同行しましたが、他は概ね同氏の令嬢その他の家族が同伴しました。十月には、東洋經濟新報社の主催する座談會に出席する爲神戸、京都、名古屋方面に旅行して、十五日に歸京し、更に同月十九日から、北九州、朝鮮方面に出かける豫定があり、途中迄同行を約束してゐた伊達宗彰氏(當時大蔵省に在職)とは既に出發の日時等の打合せを済ませてありました。その間僅か数日の在京期間を利用して十月十七日には同氏の謀酌することになつてゐた二人づれを招待し、家族と共に歌舞技座に觀劇に出向きました。其の際午後五時近く、歌舞技座の入口で「大命東條氏に降下」の旨の新聞號外を見て屋野氏は初めてその事實を知つたのであります。

而して同氏は「東條氏も御苦勞だな」と言つた。とりてその儘一同と観劇を續けて居つた所、午後八時前に思ひ掛けなく「ラウドスピーカー」で呼出され、東條氏の許へ赴くことになつたのであります。その爲に十九日からの旅行の約束はその後あわてて取消しを餘儀なくせられました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月十三日 於東京

供 述 者 村 上 一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 松 田 令 輔

123

裏面白紙

124

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附麗セザルコトヲ

宣  
誓  
書

署名捺印  
村

上

一

124

125

裏面白紙

532/19  
Det Don 2144 Erh NO

小官務

内閣所屬部局及職員官制  
及左ノ所屬三局ヲ置ク

内閣所屬部局及職員官制（昭和十六年十月一日現在）

大正十三年十二月二十日

勅令 第三〇七號

内閣所屬部局及職員官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

及左ノ所屬三局ヲ置ク

第二條 内閣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勅令、勅諭、法律、命令等ノ公布ニ関スル事項
- 二 大日本帝國憲法、詔書、勅諭、法律、命令等ノ原本ノ保存ニ関スル事項
- 三 公文書類ノ整理、起草及接受發送ニ関スル事項
- 四 官吏ノ進退、身分ニ関スル事項
- 五 各級高等官ノ職階ニ関スル事項
- 六 官印ノ管守ニ関スル事項

125

126

小官務

内閣所屬部局及職員官制 (昭和十六年十月一日現在)

大正十三年十二月二十日

勅令 第三〇七號

内閣所屬部局及職員官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 内閣、内閣官房及左ノ所屬三局ヲ置ク

恩給局

統計局

印刷局

第二條 内閣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勅令、勅諭、法律、命令等ノ公布ニ付スル事項

二 大日本帝國憲法、詔書、勅諭、法律、命令等ノ原本ノ保存ニ關スル事項

三 公文書類ノ整理、起草及捺印發給ニ關スル事項

四 官吏ノ進退、身分ニ關スル事項

五 各廳高等官ノ履歷ニ關スル事項

六 官印ノ管守ニ關スル事項

125

126

裏面白紙

- 七 公文書類ノ編纂及保存ニ関スル事項
- 八 内閣ノ會計ニ関スル事項
- 九 大政翼賛會其他大政翼賛運動ニ関スレ一般事項
- 第三條 恩給局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 恩給ヲ受クルノ權利ノ裁定ニ関スル事項
  - 二 恩給ニ關スル具申ノ裁定ニ関スル事項
  - 三 恩給ノ支給及負擔ニ関スル事項
  - 四 恩給金庫ニ関スル事項
- 第四條 (削除)
- 第五條 統計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 行政各部統計ノ統一ニ関スル事項
  - 二 國際統計事務ニ関スル統轄事項
  - 三 人口統計、勞働統計其他口勢ノ基本ニ関スル統計ニシテ行政各部ニ專屬セザレモノニ関スル事項
  - 四 統計ニ關スル圖書ノ刊行及内外統計書ノ交換ニ関スル事項
  - 五 統計職員ノ養成並ニ各官廳統計主任者ノ招集及會議ニ関スル事項
  - 六 統計局ニ於テハ前項ノ外各廳、公共團體、又ハ公益ヲ目的トスル附屬若クハ財團ノ委託ヲ受ケ其ノ統計ノ發表ヲ爲スコトヲ得

裏面白紙

126

127





第十三條	各局ノ書記官、事務官及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル				
第十二條	内閣總理大臣秘書官ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ秘書ニ任ズルヲ掌ル				
第十一條	書記官及現任官ハ上官ノ命ヲ受ケ内閣官房ノ事務ヲ掌ル				
第十條	各局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ受ケ各局事務ヲ掌ル				
第九條	書記官長ハ内閣總理大臣ヲ佐ケ機密文書ヲ管掌シ内閣ノ庶務ヲ統				
第八條	前條職員ノ外恩給局ニ願同登ヲ登ク其ノ定員ヲ三人トシ内一人ヲ	常任	願同登トス		
第七條	内閣總理大臣ノ奏請ニヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ	願同登	ハ勅任官又ハ委任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スルモノニ付テハ		
第六條	受ケル待遇ニ依ル	本官	ノ受ケル待遇ニ依ル		
第五條	事務官及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル	事務官	及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル		
第四條	書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル	書記官	ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル		
第三條	事務官及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル	事務官	及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル		
第二條	書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル	書記官	ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル		
第一條	事務官及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル	事務官	及現任官ハ上官ノ命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ掌ル		

印刷局	現任官	專任	六人	奏任
印刷局	技官	專任	二十三人	奏任
統計局	統計官	專任	十人	判任
技手		專任	百九十八人	判任
		專任	百八十八人	判任

裏面白紙

第十四條 恩給局顧問官ハ恩給局長ノ諮問ニ應ジ恩給ニ關スル事務上ノ事項ヲ審査ス

第十五條 統計局統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第十六條 印刷局技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十七條 統計局統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第十八條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十九條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十條 内閣官制第十條ノ國務大臣ニ附屬スル職員ヲシテ内閣ニ國務大臣秘書官專任三人以内及國務專任者人以内ヲ置クコトヲ得

國務大臣秘書官ハ奏任トス、國務大臣ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌

ル

第一項ノ旨ハ其ノ職務ニ關シテハ國務大臣及國務大臣秘書官ノ指揮監督

ヲ承ケ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓殖事務局官制、陸軍局官制、印刷局官制及明治廿七年勅令第四十九號

129

裏面白紙

ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十五年勅令第八百四十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
高等官官等俸給令第十四條中「總力院究研所員」ノ次ニ「口遊大臣  
秘書官」ヲ加フ

裏面白紙

130

131

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分佐藤朝生内閣事務官職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語  
ニ依ツテ譯カレ三頁ヨリ成レ内閣所屬部局及職員官制ト目スル書類ハ日  
本政府（内閣）ノ保管ニ係ル公文書ノ檢査ノ正確ニシテ眞實ナル寫シ  
ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十一日 於 東京

佐藤朝生

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 會 人

成 島 正 徳

裏面白紙

E 3220  
Def. Doc 2590

Exh NO

高橋

1929-10-19  
1929-10-19  
(1929-10-19)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

寄供遞行

供遞者

稻田 周一

自分信我前ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上ニ  
ノ如ク供遞致シマス

132

133

E 3220  
Def. DOC 2590

Exh NO

高橋

ノ如ク供進致シマス  
自分供我由ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次

宣旨供進

供進者

裕田馬一

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

132

133

裏面白紙

私ハ一九三七年ヨリ一九四五年迄内閣官房総務課長ノ職ニ在リマシタ。カクテ私ハ星野直樹氏ガ近衛第二次内閣ノ企畫院總裁兼無任所大臣デアツタ。一九四〇年ニモ此地位ニアリ、其後一九四一年十月同氏ガ京極内閣ノ内閣書記官長ニナツテカラハ其下デ勤務シマシタ。私ノ任務ノ一ツハ内閣官房ニ提出サル、書類ノ取扱ヒヲ爲スコトデアリマシタ。次ニ説明員ガ秘密院會議ニ出席スル經緯ニ付テ申述ベマス。私ハ内閣總務課長トシテ秘密院書記局カラ秘密院會議ガアル毎ニ、ソレニ出席スル必要ナ最少限ノ説明員ヲ派遣スル議打合ハセヲシテ其ヒ度イト云フ報知ヲ受ケルノガ慣例デアリマシタ。ソコデ私ハ各省大臣ニ此旨ヲ知ラセ各省大臣ハ其旨ヲ定メ、説明員トシテ誰ヲ派遣スルカト云フコトニ關スル命令ヲ下僚ニ下スノガ例デアリマシタ。

一、一九四一年十月東條首相ニ大命ガ降下シタ當日ノ午後六時頃ト記憶シマスガ、東條首相ヨリ突然ニ會ヒ度イカラト申込マレ、陸軍大臣官舎ニ参リマシタトコロ、其處ニハ後ニ京極首相秘書官ニナツタ赤松大佐モ同席シテ居リマシタ。

東京條氏ハ實ハ自分ニ大命ガ降下シタノデ内閣書記官長ヲ選任スルノデアルガ、自分ハ全く文官方面ノ情況ニハ暗イノデ、内閣書記官長ニハ如何ナル人ヲ選ブベキデアルカ又ハ其下ニ仕フルベキ者選内閣事務官局ノ一場カラ現テ書記官トシテノ事務ヲ行フノニ誰レモ適任デアアルカ考ヘルカ、

裏面白紙

133

134

若ノ忌憚ノナイ意見ヲ聞キ度イト申サレマシタ。私ガ返答ニ躊躇シテオ  
 リマス。ト、側ノ赤松大佐カラモ是非遠慮ナク意見ヲ述ベテクレト申サレ  
 マス。ト、私ハ書記官長タルベキ人ハ先ツ有能デアツテモ專斷的デナク  
 且文官トシテ立派ナ經歷ヲ有ツタ人物デアルベキコト等ノ一般的ナ所見  
 ヲ述ベマス。ト、東條大將ハ私ニ對シテ、三人ノ名前ヲ示シマシタガ星野直  
 樹氏ハ其ノ一人デアリマシタ。其ノ時東條大將ハ私ニ星野氏ナラバ君達  
 官房事務官局ハ其ノ下デ圓滿ニ仕事ガヤツテユケルカトタヅネラレマシ  
 タ。  
 ソコデ、私ハ星野氏ナラバ官房事務ノ經驗モアルカラ適任ト思フシ且自  
 分等事務官局トシテ仕ヘルノニモヨカラウト思フト申シマシタ。  
 東條大將ハ更ニ内閣組織ノ事務的ノ手續ニ付テ尋ネテ後御苦勞ダツト云  
 ハレ私ハ辭去シマシタ。其翌日私ハ星野氏ガ内閣書記官長ニ任命サレタ  
 ノヲ知リマシタ。就任後星野氏ハ私ニ一九四一年四月第二次近衛内閣ヨ  
 リ辭任ノ後書記官長ニ任命ヲ受クル直前迄ハ日本各地ノ旅行ニ終始シテ  
 オツタト云フ話ヲシマシタ。  
 内閣書記官長ノ所定ノ任務ノ一ツハ内閣官房ニ於テ圖書ノ準備ヲナスコ  
 トデアリマス。コレニ從ツテ一九四一年十一月ノ末頃星野氏ハ私ニ對  
 米交渉ガ成功シタ際ニ發セラレベキ圖書ト米英ニ對スル開戦ヲ布告スル  
 圖書ノ準備ヲ命ジマシタ。前者ハ覺悟ノ中ノ一項デアリ星野氏ハコレ  
 モ必要トナルカモワカラナイカラ準備シテ置ク様ニト云ツテニ手渡

裏面白紙

134

135



シマシタ。其覺悟ハ鉛筆書ノ星野氏ノ手記デアリ對米交渉成功ノ際ニナサルベキ  
 致事項ヲ列記シタモノデ、臥薪嘗膽ノ際ニ對處スベキ措置要項トシテ其  
 一項ニ詔書喚發ノ奏請——民心ノ安定ト国力ノ保持——ト書イテアリマ  
 シタ。讀ンデ私ノ記憶ニ殘ツテオルノハコレダケデス。  
 此ノ覺悟ハタイプニシ、星野氏ニ渡シマシタ。ソシテコレハ官房ノ野頭  
 綴ニ入レラレマシタガ私ノ聞イタトコロニヨレバ一九四五年ノ爆撃ニヨ  
 ツテ燒カレタソウデス。  
 星野氏ヨリ覺悟ヲ渡サレタ後、詔書ノ起草ニカ、リマシタ、ソシテ催  
 促セラレ、マ、ニ十二月早々和平詔書案ヲ星野氏ニ示シマシタガ、星野  
 氏ハ一讀ノ後コレニ満足セズ再考スル儀私ニ戻シマシタ。當時私ハ再修  
 正ノ後更ニ提示スル心算デシタガ、他ノ事務ガ多忙ノ爲太平洋戦争開始  
 後迄ソノ案トナツテオリマシタ。若シ實際此詔書ガ用ヒラレタトシタ  
 ナラバ此草案ガ完全ナモノトナル迄數度ニ互リ改訂セラレテオツタノデ  
 アリマセウ。  
 私ハ現在和平詔書案ノ内容ヲ正確ニハ記憶シテオリマセン。併シ、其  
 全体的趣旨ハ、日本ハ極メテ困難ナ地位ニ置カレ、デアラウガ日本ハ  
 力ノ維持ニ努力シ、世界ノ他ノ國々ト友好關係ヲ保ツベキデアルト云フ  
 コトヲ示スモノデアリマス。此草案ハ勿論使用セラレマセンデシタ。開  
 戦後、此ノ詔書ノ唯二ツノコピー、即チ私ノ自筆ノモノト星野氏ニ出シ

裏面白紙

136

136

テ戻サレタモノヲ破棄シマシタ。  
其理由ハ最早コノ草案ヲ必要トシナイト云フコトガ認めラレタノト、内  
閣官房ノ慣例トシテハ、詔書喚發後ハ其準備ノ爲メノ草案ハ全部破棄ス  
ルコトニナツテオツタカラデアリマス。

昭和二十二年（一九四七年）九月十六日 於東京

供 送 者

沼 田 周 一

右ハ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 右 田 政 夫

裏 面 白 紙

Def. DOC. 号2590

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ試秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宜 誓 誓

署名捺印

稲 田 周 一

137

138

裏面白紙

昭和十四年一月五日東京朝日新聞よりの抄録  
稍新鮮味を缺く

平沼内閣の成立經過

近衛公から平沼男へ――近衛内閣によつて確立された内外非常時に對  
する國策の根本方針を踏襲するとの原則に立つて平沼近衛交流内閣  
を作り上げようとの方針の下に昨午森から下準備に着手されてゐた  
けに打揃つた新内閣の顔面を見るとそれ丈に大した替り榮えがしな  
さで平沼男が右の根本方針に従つて國策總綱に臨んだので近衛内閣の  
國策で專断の許すものは最大限留置せしめることとなり前内閣の若田  
外相、板垣陸相、赤内海相、鹽野法相、荒木文相、木戸厚相、八田相  
相の七名を新内閣に留めてゐる。

Def, Doc, 2725

Bzh, 30

折入不明

裏面白紙

賞格

（明治二十六年十一月十日）  
（賞格第一号）  
之ニ

賞勳會議規程

明治二十六年勳令第百十七號

第一條 勳位、勳章及年金ノ發賜又ハシ奉ノ賞否ヲ議定スル爲賞勳局ニ

賞勳會議ヲ設ク

第二條 賞勳會議ハ賞勳局總裁及議定官ヲ以テ組織ス

長ハ賞勳局總裁ヲ以テ之ニ充ツ總裁奏故アルトキ  
之ヲ代理ス

大以內トシ勳任官ニシテ勳一等以上ノ者ノ中ヨリ

第五條 前條ノ外待ニ皇族ヲ以テ議定官ニ補セラルルコトアルヘシ

第六條 勳位、勳章及年金ノ發賜又ハシ奉ハ議定官八人以上ノ議ヲ經ル

ニアラサレハ之ヲ上奏スルコトヲ得ス

第七條 議定官ノ議ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決

スル所ニ依ル

第八條 賞勳會議ノ事務ハ賞勳局總裁之ヲ管掌ス

附

第九條 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

賞状

賞勳會議規則

明治二十六年勳令第百十七號

第一條

勳位、勳章及年金ノ發賜又ハシテノ當否ヲ議定スル爲賞勳局ニ  
賞勳會議ヲ設ク

第二條

賞勳會議ハ賞勳局長及議定官ヲ以テ組織ス

第三條

賞勳會議ノ議長ハ賞勳局長ヲ以テ之ニ充ツル事ニ依テハ上席議定官之ヲ代理ス

第四條

議定官ハ十五人以内トシ勳任官ニシテ勳一等以上ノ者ノ中ヨリ  
之ニ補ス

第五條

前條ノ外特ニ皇族ヲ以テ議定官ニ補セラルルコトアルヘシ

第六條

勳位、勳章及年金ノ發賜又ハシテノ當否ハ議定官八人以上ノ議ヲ經ル  
ニアラザレハ之ヲ上奏スルコトヲ得ス

第七條

議定官ノ議ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可谷同及ナルトキハ議長ノ決  
スル所ニ依ル

第八條

附

賞勳會議ノ事務ハ賞勳局長之ヲ管掌ス

第九條

本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

139

140

裏面白紙

Def Doc 2422

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 澤 邦 夫

140

賞勳局庶務課長 村 田 八 千 穂

2

昭和二十二年八月廿五日 於東京

自分村田八千穂ハ當勳局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ審カレ二頁ヨリ成ル賞勳會議規程ト題スル書類ハ日本政府（賞勳局）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

（三號）

裏面白紙

141

E 3222  
Def, Doc #1500 A-7

Exh, NO

辯護側文書

一九三九年五月十八日附

東京 グレイ登

パールハーバー アタック二〇巻 41 58

午前七時十分 受信

フシント  
1939-5-18 (11)  
1939年5月18日  
(1939年5月18日)

五時 一二三四號

コレハ首相ガ自分ニ對シテ最近ノ私ノワシントンニ赴クニ際シ電務卿ニ自ラ手  
 交シテ要請シテ居ル由ニテ更ニコノメツセージハ大統領ノ注意ヲ引クヨウ  
 ニナルコトヲ希ムトイフコトデアッタ  
 「現在歐洲國民ノ間ニ重大ナ争ガアツテ近キ將來ニ於テ衝突ガ起キナイ  
 トイフコトハ何人モ保證出來ナイ、萬一不幸ニシテ戦争ガ起キタナラバ其  
 結果ハ實際上吾々ノ想像外デアリ文化ノ全滅ハ勿論、數億ノ人民ノ生命ヲ  
 奪シ難キ苦難ヲ招來スルデアロウ、其故ニ左様ナ破局ノ發生ヲ防止スル爲  
 吾々ガ努力スルコトガ絶對的ニ必要デアル、又私ノ信ズル處ニヨレバ合衆  
 國ト日本ノ兩國ハ歐洲ノ争ノ圈外ニアルカラ右ノ義務ハ主トシテ此ノ兩國

141

142



22  
事務

録録側文書

受領電報

一九三九年五月十八日附

東京 ダレイ發

パールハーバー アタック二〇卷 41 55 58

午前七時十分 受信

ワシントン

國務長官殿

五月十八日午後五時 二三四號

本日、私ト外務大臣トノ會談ニ於テ有田氏ハ次ノツセーゾラ渡シタ。  
 コレハ首相ガ自分ニ對シテ最近ノ私ノワシントンニ赴クニ際シ國務卿ニ自ラ手  
 交シテ要請シテ居ル由ニテ更ニコノメツセーゾラ大統領ノ注意ヲ引クヨウ  
 ニナルコトヲ希ムトイフコトデアツタ

「現在歐洲國民ノ間ニ重大ナ争ガアツテ近キ將來ニ於テ衝突ガ起キナイ  
 トイフコトハ何人モ保證出來ナイ、萬一不幸ニシテ戦争ガ起キタナラバ其  
 結果ハ實際上吾々ノ想像外デアリ文化ノ企滅ハ勿論、數億ノ人民ノ斃無ニ  
 事シ難キ苦難ヲ招來スルデアロウ、其故ニ左様ナ波局ノ發生ヲ防止スル爲  
 吾々ガ努力スルコトガ絶對的ニ必要デアル、又私ノ信ズル處ニヨレバ合衆  
 國ト日本ノ兩國ハ歐洲ノ争ノ間外ニアルカラ右ノ義務ハ主トシテ此ノ兩國

裏面白紙

裏面白紙

ノ肩ニカカツテ居ル

然ラバ歐洲ノ此争ノ原因ハ何デアルカ、双方ニ主張ハアルデアロウ

然シ世界戦争以來歐洲ノ情勢ヲ冷靜ニ検討シテ吾々ハ次ノ様ナ結論ニ達シ

タ即チ獨乙伊太和ハ尙忍耐スヘシト言ハレテモヨイカモ知レナイガ大英帝

國ト佛蘭西モ大ニ考慮スベキモノガアル

合衆國政府ノ意思ハ斯様ナ破局ノ發生ヲ防止シヨツテ歐洲ヲ戰禍カラ救

ウトイフニアルコトハ疑ナイ、コレト同様ニ各國民ニ世界ニ於テ存続爲得ル

ヲヨリ得ル世界平和ヲ確立維持スラレ得ルハ本邦ノ利益ヲ守ルニ於テハ

ノ異相ノ眞偽化ニ最善ヲ需シテ居ル、自分ハ此點ニ於テ日米間ノ今日以上ノ親密

ナル協力及兩國民間ノ更ニ深キ諒解ノ確立ノ可能性ガ發見出來ルト信ズル

グール

葛橋

攝政調文書 眞珠海攻撃報告 二十卷四一七〇一四一七四  
一九三九年七月八日

機密 一七六七號 幹部用ニ限ル

東京臨時亞米利加代理大使  
ユージン・エイチー・ドウマン殿

3223  
1500-B-7 Exh. NO

22-9-20 (12)  
1939年7月20日  
(平) 22-9-20 (12)

同封書類、首相ニ對スル回答文

敬具

143

拜啓、五月十八日午後五時第二三四號大使館電報ヲ以テ日分ニ對シグル  
氏自ラ手交スル様ニトイフ要求ヲ以テ外務大臣ヨリグル大使ニ渡サレタ  
首相ノ出シタメツセージノ本文ヲ打電シタガ其電報ニ付申上ル、茲ニ此メ  
ツセージニ對スル回答ヲ同封スル

本省ハ此回答カ手交セララル時間ノ問題ニ付電報ヲ以テ相談ヲ受クル様  
希望スル、故ニ首相ニ同封スル為メ外務大臣ニ本回答ヲ手交スル目的ヲ以  
テ外務大臣ヘノ同封ヲ取極メル前ニ本回答ヲ提示スル好カシキカド  
テ頁ヒ尙コノ回答文ニ付貴官ノ思ヒ付ク示談見

ヘスルトキハ本省ハ貴官カ外務大臣ニ對シ本回答ハ極

ニ并サルコトヲ通告スルコトヲ希ニス

同封書類、首相ニ對スル回答文

144

高橋

編製調文書 眞珠の攻撃報告 二十卷四一七〇一四一七四

一九三九年七月八日

機密 一 幹部用ニ限ル

一七六七號

東京臨時亞米利加代理大使

ユージン・エイチ・ドウマン殿

拜啓、五月十八日午後五時第二三四號大使館電報ヲ以テ日分ニ對シグル  
 氏自ラ手交スル様ニトイフ要求ヲ以テ外務大臣ヨリグル一大使ニ派サレタ  
 首相ノ出シタメツセージノ本文ヲ打電シタガ其電報ニ付申上ル、茲ニ此メ  
 ツセージニ對スル回答ヲ同封スル  
 本省ハ此回答カ手交セラルル時間ノ問題ニ付電報ヲ以テ相談ヲ交クル様  
 希望スル、故ニ首相ニ同付スル局メ外務大臣ニ本回答ヲ手交スル目的ヲ以  
 テ外務大臣ヘノ訪問ヲ取極メル前ニ本回答ヲ提示スル好機カ到来シタカド  
 ウカニ付貴見ヲ打電シテ眞ヒ尙コノ回答本文ニ付貴官ノ思ヒ付ク示談見  
 ヲ表示シテ眞ヒタイ  
 貴官カ本回答ヲ手交スルトキハ本官ハ貴官カ外務大臣ニ對シ本回答ハ極  
 秘トシ公表セラレヘキニ非サルコトヲ通告スルコトヲ希ムス 敬具  
 同封書類、首相ニ對スル回答文

E 3223

Def, Doc, #1500-B-7 Exh, 10

裏面白紙

辯護文書

辯護文書  
 1 便ニ御手交相成ツタメテニ歸着ニ際シ閣下カ日本外務大臣ヲ通シテ  
 間ニ公然タル争ニ成リ得ヘキ利害衝突ノ存スルコトニ關スル閣下ノ關心並  
 ニ若シ其ノ衝突カ開戦ニ至ラバ多數ノ人民ト文化ニ及ボス結果如何ニ付キ  
 テノ閣下ノ關心ノ御發表ニ至ラバ多數ノ人民ト文化ニ及ボス結果如何ニ付キ  
 ハ歐洲ノ争ノ國外ニアル地位ニ依リ貴我兩國ノ政府カ豫見サルル災害ノ發  
 生ヲ防止スル爲メ努力スルコトハ其義務ナリト考ヘラレル  
 目分ハ又歐洲情勢ノ緊迫セル關係ノ原因、我國政府ノ平和維持ニ付有ス  
 ル利害關係ニ關スル御説ヲ在焉深ク拜讀シ、最後ニ眞ノ世界平和カ確立維  
 持サルル様各國ノ關係カ取極メラルルニ關スル日本ノ熱望ニ付キテノ御言  
 葉ヲ注意深ク拜讀シタ  
 大藏領及目分カ公表シタ言説ニ照シ又我々カ支持シテ來タ主義ニ照シ、  
 合衆國政府ハ各國間ニ眞ノ世界平和ノ狀態ガ公正ナル處置及公平ノ基礎ノ  
 上ニ確立、維持セララルコトヲ全幅的ニ希望スルコトニ付閣下ハ何等疑ヲ持  
 タレナイダロウ特ニ歐洲ノ情勢ニ付テハ閣下ハ我國政府ノ眞實目ナ最近ノ  
 努力ヲ御承知ノコトト忘フ又一九三八年九月二十六日付相互ノ關係カ抑ル  
 ヘキ危機ニ達シテ居タ歐洲諸國政府ニ宛テタ大藏領ノ右ト同様ノ趣旨ノ

144

145

裏面白紙

メツセー、一九三九年四月十四日付大英領及自ガヨリ各々獨乙國首相、  
 伊太利首相ニ宛テタ歐戰事カ起ルトイフ一敷ノ心算ヲ収云ル可能任ニ  
 スル前調題旨ノメツセージモ亦調款知ノコトト思フ  
 若シ、貴國政府ノ努力ヲ以テ各國政府特ニ貴國ハ力ヲ特殊調款ヲ有スル  
 カモシレヌ政府ニ對シ一敷平和ヲ危クスル様ナ行爲又ハ政策ノ實行ヲ阻止  
 スル様ニ用フル程カ發見出来ラバソレハ私ニトツテ又實領ノコトモ  
 言ヘルガ大英領ニトツテモ非常ニ喜ハシイコトデアル、私ハ其様ナ功ハ  
 戰守ノ荒廢ヲ念レテ暮シテ居ル人類ノ大部分ノ爲ニ大ナル奉仕トナルコト  
 ヲ確信スル、  
 眞ノ世界平和カ確立、維持セララルコトヲ見タイト曰ハレル由下ノ願望  
 ニ關シテ更ニ私ハ敢テ次ノ様ニ申上ル、即チ誤解サレナイト信ジテ何事モ  
 卒直ニイフ程解テ申上ルガ、極東ニ今日武力ニヨル争コレニモク政治的不  
 安定ノ状態カ現存シ、繼續シテ居ルコトハ右ニイフ目的ヲ以テイモノニシ  
 テ居ル歐戰方面ノ事件ノ展開カ極東ニ及影スルト同様ニ遠東ニ於ケル異常  
 状態ノ長ビクハトハ歐洲ノ不安ノ原因トナツテ居ルニ見エ、  
 見ハ、  
 其故ニ若シ歐洲地方ニ起ツテ居ル問題ノ安否ニ對シ今直ニ有效ナ考案ヲ

145

裏面白紙

爲スコトカ出来ナイトカ不便ダトカイフコトニナツテモ天ニ河ラゼ他ノ地  
 域ニ於ケル不安ナ試態ニ臨シ勢力ヲスルコトハ非常ニ必設デアロウ殊更今  
 不幸ニシテ武力闘争ニ從事シテ唇ル國家ニヨツテ其勢力ガナサレルコトハ  
 私ハ何レノ地域ニ於ケル平和的安給デモ一般世ノ雨切ノ改善ニ到シテ安定  
 的要素テアリ又大切ナ手段デアルト考ヘル  
 合衆國政府ノ外交關係ニ語聯シテ大詭謀及私ガ接々發表シタ主張及希望  
 ヲ實際的ナ結果ニ變形サセル爲メ我々ノ力ノ及ブ操リノコトヲシタイ  
 フ純眞ナ希望ヲ大詭謀モ私モ持テ居ルコトニツイテハ閣下ハ御安心ナサツ  
 テヨロシイ、我國ノ政府ハ今ノ處既ニ軌ツタ手段ニ加ヘテ更ニ有奴ニ軌ル  
 ヘキ實際的手段ヲ認メテハ居ラスガ閣下ノメツセージニ也マルル示候ニハ  
 以テク興味ヲ持テ居ル又其示候ニ對シ更ニ考慮ヲ加ヘル爲メ歐西ノ情勢ヲ該  
 和スル機ニ有效ニ軌リ待ヘキ手段ニ對シ更ニ考慮ヲ加ヘル爲メ歐西ノ情勢ヲ該  
 ニスルタメニ閣下ガ御指示セラレヨウト考ヘラルル前報ラ更ニ按文シタイ  
 モノデアアル

以上

146

裏面白紙

22

E 3224

Def, Doc, #1500-0-7 EXH

高橋

高橋文書

高橋文書  
1939年8月8日  
八月五日午後九時

一九三九年八月八日東京發  
午前九時三十八分 受信

八月八日午後四時三八三號  
機密 八月五日午後九時

三八九號關係

一、總理大臣ノ私設秘書ハ本朝九時來訪シタ。彼ハ一寸前ニ首相ニ會ツタ  
 ガ首相ハ國務卿ノ返事ヲ出來ル丈ケ速カニ受取リタイフ裕望ヲ表明シタ  
 タトコトデアアル、私ハ藤井氏ニ昨日以來外務省ニ返事ヲ手交シテ立  
 ニアツタガ日本國內ノ政治情勢ノ展開ニ懸ミ當時手交スルコトヲ退却ヘ  
 イ考デアルト國務卿ノ通知シタトイフコトヲ告ケタ私ハ更ニ詰ラツイデ  
 乍ラ首相ガ返事ヲ出來ル丈ケ速カニ眞ヒタイト裕望ヲ表明シテ居ルノデ  
 レハ私ハ直チニコレヲ外務省ニ手交シヨウトイフタ、私ハ藤井ニ正午又  
 訪スル様ニ頼ンダ上ヨシザワニ對シ目分デ返事ヲ手交シタヨシザワハ  
 何モイワズニ又取ツタ外務省カラ歸ツタラ藤井ハ父來ヨシタ私ハ彼ニ返

147-1



E 32274

Def. Doc. #1500-C-7 EXHIBIT

善信

國務文書

受信電報

一九三九年八月八日東京發  
午前九時三十八分 受信

ワシントン

國務長官 殿

八月八日午後四時三八三號  
八月五日午後九時  
三八九號關係

一、總理大臣ノ私設秘書ハ本朝九時來訪シタ。彼ハ一寸前ニ首相ニ會ツタ  
 ガ首相ハ國務卿ノ返答ヲ出來ル丈ケ速カニ受取リタイトイフ。宿望ヲ表明シ  
 タトコトデアル。私ハ藤井氏ニ昨日以來外務省ニ返答ヲ手交シテ相立場  
 ニアツタガ日本國內ノ政治情勢ノ展開ニ鑑ミ、當時手交スルコトヲ是相ヘタ  
 イテ考デアルト。國務卿ハ通知シタトイフコトヲ告ケテ私ハ更ニ詰ラツイデ然  
 乍ラ首相ガ返答ヲ出來ル丈ケ速カニ復ヒタイト希望ヲ表明シテ后ルノデア  
 レハ私直チニコレヲ外務省ニ手交シヨウトイフ。私ハ藤井氏ニ正午又來  
 訪スル様ニ頼ンダ上ヨシザラニ對シ目分デ返答ヲ手交シタヨシザラハ善  
 信モイワズニ受取ツタ外務省カラ歸ツタ。藤井氏又來訪シタ。私ハ彼ニ返

147-1

争ノ爲ヲ既シ且右返事ニハ國務省八月四日午後三時第二四二號（証電信）  
 第一節ニ明記セラレタ埋田ニヨリ自相ノ秘密ナ見解ニ對スル國務省ノ反響  
 ヲ示シテ居ルコトヲ告ゲタ  
 二、藤井ノイフ感ニヨレバ、右返事ハ自相ノ管面ニヨルメツセージニ對ス  
 ルモノノ様ニ見エル、ソウ見レバコレハ彼ノ主人ニ歡迎サレルダロウトノ  
 コトデアアル、彼ハ今既再ビ五相會議ノ後（獨伊トノ同盟ヲ談スル爲台案セ  
 ラレタ）首相ニ會フトイフタ  
 三、私ハ右返事ハ極秘ノモノデアアルコトヲ明示シ、ヨシザワニモ藤井ニハ  
 公表スベキデナイト告ゲタ

ドウマン

147-2

E3225  
Def Doc #1500-7-7

BZh.NC.

百務

1939年6月7日  
（秘）  
（E3）  
（1500-7-7）

第三九三六號

北米合衆國外交部

東京 米 日 大 使 館  
一九三九年六月七日

主 題 歐 洲 ノ 情 勢 ニ 關 ス ル 日 本 ノ 外 交 政 策  
極 秘 大 臣 及 次 官 ノ 爲 ニ

ワシントン  
長官閣下

178

I

149

E3225  
Def Doc 51500-7-7

EEh.Nc.

事務

ワ  
シ  
ン  
ト  
ン  
  
長  
官  
閣  
下

第三九三六號

主 題 歐洲ノ情勢ニ關スル日本ノ外交政策  
樞 密 大臣 及 次官ノ 爲ニ

北 本 合 衆 國 外 交 部

東京 米 國 大 使 館  
一九三九年六月七日

148

I

149

裏  
面  
白  
紙

啓上

五月二十六日午後八時、拙宅に二四五號ヲ以テ  
歐洲ニ今展開シ居ル情勢ニ關シセル外交政策ニ就キテノ日本人ノ考へ  
方ノ或學向ノ解剖ヲ具申スル榮若ヲ有シタリ

自分ノ見ル歐ニヨレバ、外ニテ教育セラレタ我々ト氣ハ合フガ  
影力ナキ人々即チ日本ノ政策ニ對スル反感ハスグ其處ニ見エ  
テ居ルトイフ者ナコトヲイフ人々ト混同シテハナラヌ、一派ノ人ガ  
日本ニ居ツテ此人々ハ歐洲ニ就學ガモツタ層ニ日本ガ民主國體ト全體  
主義國體ト相立ッ保ツトイフコト、百ガ主義セシムルコト望ミナク日本  
民族ノ保全ハ結局支那トノ關係ヲ清算スルコトニヨリテノミ成セラ  
ルルガロウトイフコトヲ自覺シテ居ル

自分ハ此種ノ自覺ハ相當ニ難目タル根據ニ乏ク必要ヲ知ツテ居タ。  
本書ノ目的ハ自分ノ見解ノ述べヲ以テ自分ノ實見セル又ハ演説到邊  
セル事ヲ實感ノ前ニ表示スルコトニアル  
日本ガ獨逸伊太利ト歩調ヲ一ニスベキヤ否ヤトハフ問題ハ新開  
如何ナル公開會ヲモテセラレナイカラ實際コノ問題ニ行新開ガ及  
スルコトハ政府ヲ禁止シテ居ルノデ考ヘ方ノ傾向ニ關スル情報ハ主ト  
シテ實感ヲ隨クコトニヨリ入手シタノデアル。

第一ニ記述セラレネバナラス會話ハ大使及グルウ夫人ノ爲メニ五月十

149

150

裏面白紙

十六日儘サレタ午後ノ席上デ行ハレタモノデアリ、其席ハ官職ニハナ  
イガ皇座ノ高官無任所大臣近衛公爵内大臣木戸侯爵ノ親友デ互信任ヲ  
受クルルニヨリテ設ケラレタ。コノ主ハ、ハ權々ノ所ヨリ政府ニ大ナ  
ル影響ナラサスル地位ニアル人デアル實席ヲ獲ルルヤ此主人ハ大使ト  
由分ヲ至ニ紹シ入レ大要下ノ如ク語ツタ。

日本政府ハ最近及伊太利ト軍部同様にハナイコトニ決定シタケレド  
モ、伊ノミナラス日本ノ反動派カラ民主主義國家ニヨリ反響セラ  
ル如キ政體ヲ有スル國ノ國ノ國結ヲ喜ビ、國ニスル何カノ形ヲ有ス  
ル儘ニ力ナ壓迫ヲ受ケテ居ル、主人公ノ思ハハ同様に、其國ヲ  
ルコトニ成功シ今ヤ「反共黨」ヲ強クシテ、汝スカ少クトモ長ガ獨逸  
及伊太利ト政治的連鎖ニナルコトヲ阻止スル儘全力ヲ盡シテ居ル然シ  
乍ラ同盟ヲ提唱スル人々、伊トノ提唱ヲ唱フル人、日本ハ孤立スル  
コトハ出来ヌトイフ人々ノ提唱ニ抵抗スルコトハ六ヶ歳イ過ヌトイ  
テハ日本ニ「此方ニ來イ」ト促シテ居ルノニ民主主義國家ハ日本ヲ非  
常ニ冷視シテ居ルダカラ若シ民主主義國家ガ特ニ米國ガ日本ニ對シ  
テ日本トノ友好關係ノ回復ガ望マシイトイフコト又日本ガ全体主義  
家ニ反シテ民主主義國家ト歩調ヲ一ニスル途ガ開ケテ居ルノダ  
トイフコトヲ示シテ來レルコトガ出來ルカラハ、正ニコノ日ノ事ニ

裏面白紙

並イテ爾ル日人起ハ非常ニ方シテスデアロウ。  
大使ハ只今ノ御意見ハ其味深ク行儀シタガ日支ノ友好及平和ノ  
旨ヲトイフコトガ答兼程及舞袖ノ暇主裁圖家ト日本亦ノ友好及平和ノ  
旨ヲトイフコトガ答兼程及舞袖ノ暇主裁圖家ト日本亦ノ友好及平和ノ  
旨ヲトイフコトガ答兼程及舞袖ノ暇主裁圖家ト日本亦ノ友好及平和ノ

タタラ日本ノ考ヘテ居ル時友和等皆ガ支那ノ和平ヲト祈合ハセル  
コトガ出来且米國政府ノ賛成スルモノデアルトイフコトガ先ツ  
出テ又ハトイツタ

主人ハ其願ヲ非常ニ漠然ト日平カ日、爾、支ヨリ兵士スルヲ意アル  
コトヲ言ツタガ、具體的ニ望ムルハハレタ。其ガ主人ハ日支和平ヲ  
全ナ言フハ外、海大臣カラ言フノ言ハカウト云ヘコノ會談ノコトヲ有  
田氏ニ告シ有田氏ヨリ大使ニ、大使ガ既ニ取極テ居タ三月十八日ノ  
會談ノ際デ日本ノ支那ニ對ケル企圖ラ正軌ニ説明スル事ニ示唆スルコ  
トヲ約言シタ。  
有田氏ハ三月十七日ニ大使ニ招かれ、トニテツテ居タノデ「グルー」氏ハ午會ノ  
席上私カラ有田氏ニ前日ノ主人ガ一招宴ノ主人「有田氏」ト稱シタカ  
下ウカラ有田氏ニ稱メル儀ニ私ト訂合ヲシタ。私ハ其ニヨリ好意ヲ示

裏面白紙

照シテ有田氏ニ話シテ見タ處有田氏ハ前日ノ會談ノコトヲヨク承知シ  
テ居ルコトガ分ツタ  
有田氏ハ「グルー」氏ガ幕府ニ歸リ自國政府ト日本ニ對シ友好的態度  
ヲ示スコトノ可能條ニ付建議スル迄日本ハ對共黨定憲化ノ行爲ヲ差控  
ヘルトイフ保證ヲ與ヘテハドウカトイフ示候ノアツタコトヲ話シテク  
レタ。

有田氏ハ共產主義的傾向ト抗爭スル爲ニ獎勵セラレタ方條ニ對シテ  
日本國內ニ重鎮スヘキ反黨意見ハナイコト歟ニ稱述ト言太利トノ圖ニ  
對中ノ新組織ノ發熱スレバ日本政府ハコレヲ進行サセル意圖デア  
ルトイフコトヲ述ベタ。尤モ有田氏ハ「グルー」氏ニ對シ此種傾向ハ  
政治、經濟ニ關スル條項ハ合マサルベキコトヲ保證スル。但シ次ノヨ  
ウナ但書ハ入ルタロウ、即チ此種傾向ハ共產主義的「カ」ソ「」政府ニ  
ヨリ使味セラレテ居ルコトガ別當シタトキニハ此ガ反對意見ハ「ソ」  
「」政府ニ向ケラルルコトハ止ムヲ得サルコト  
有田氏ハ其後「ソ」聯政府ト英國政府ノ間ノ所懸懸時ニ對スル共黨  
發展ニ關スル交渉ニ對シタ、有田氏ハ日本ハ歐戰ノ影響ニ達スルマ  
レルコトハ必力避ケタイガ日本ハ歐戰互カ歐戰ニ勝ツタ存在デアルコ  
ト及日ガ好ムト好マサルトニ對テラス其發展行爲ハ存在ニ於ケル出來

152

裏面白紙



ト歐羅巴ニ於ケル出来事トガ相互ニ影響シ合フ渡リ接ラ造ルコトニナルト  
イフコトヲ無視スルワケニ行カスト言ツタ。有田氏ハ又英日大使ガ英、  
露政府前ニ出立中ノ取極ハ具體的ニ是層ナキ一極東ニ一コトニセラシ  
ダロウトイフ宛然タル保證ヲ具ヘタガ有田氏ハ歐羅巴ニ於ケル英、露、  
ノ共濟利害ニ關シテ考慮セラルル緊密ナ力ノ差違トナル取極ナラバ  
東京ニ於ケル此等ノ日々ノ取極ノ進行ニ付テモ同前ノ極力ヲ生ミ出ス  
ニ違ナイト答ヘタト言ツタ。

有田氏ハ長々ト演ヘ、ロバート、クレイギルガ有田氏ニ具ヘ  
タ保證ハ英露中ノ取極ノ有様範圍ニ限スル日本ノ義務ニキデアルト  
イフクレイギルノ所説ニ關シテハ非常ナ熱ヲ示シテ説イカ。有田氏ハ  
歐羅バニ發展シツツアル情勢ニ就テノ日本ノ態度ノ決定トイフモトハ英  
露交渉ノ結果ガ暗カニサルマデ保留セザルヲ得ナイダロウトイフ

五月十八日ノ大使會談ノ詳細ナ記述ハ五月十八日午後七時大使ノ電  
報第二三五號ニ出テ居ル  
五月十七日十八日ノ會談ヲ要録サレタ有田氏所説ニ就テノ大使ノ受  
取印トハ全然一致シ  
吾々ノ見ル所テハ有田氏ハ民主主義國家ニ近ツク進ヲ求メル熱意ヲ

裏面白紙

113

114

示スコト全然ナク「反復暗黒」形或ノ形或ニ及ホス形或ニ心ヲ傾ハシ  
 日本ヲ全体主義國家ニ對抗セシメ民主主義國家ト稱シセサルトイフ希望  
 ハ日本政府ハ其自存トシテ「カテ出テ居ルト信スル理由ハナイ  
 然カテニヨルカ分ラヌガ全シ五月十八日迄ニハ今日マテ未知デア  
 ルガ大使トハ太平洋洋流中知合トナツタ一日本人ヨリ私カ總理大臣トノ  
 一節考ヘテ元ルカテ今一度察シテ貸ヒタイト其人ニ以テ其意ヲ告  
 ト並ニ私カ總理大臣ト稱シテハドウカトイフ思付ノコトヲ大文ニ報告  
 シタグル氏ハ私ヲ訪ネテ來タ人色チ兼弁兵ニ就テ好意ヲ持テ居ルトイ  
 ヒ、又私カ好意アル返答ヲシナイトイフ理由ハナイイダロナト云フカ。  
 兼弁兵カ再來訪ノ際私ハ總理大臣ト稱シテ近付ニナルノハ事バナイコトダ  
 ガ政府カ變ルカモシヌトイフ理由ハナイイダガ其後ナ時ニ御訪ネスルノハ  
 兼ヲ待タモカドウカオカテ居ルト云フカ。  
 兼井氏ハ其日五月二十三日ノ日迄ヘノ卒然其意ノ相持狀ヲ知テ再ビ  
 來訪シタ。其ノ後分ニ身會ハグルトスアリ又内閣ノ更迭ガ差違テ居ルト  
 ラテツタ理由ヲ説明スルトイフコトデアリ又内閣ノ更迭ガ差違テ居ルト  
 イフ語ハナイトイフコトヲ知ヘテキタ。茲ハ招待ヲ御請シタ、其感テ

裏面白紙

井氏ハコノ會談ヲ極重ニ秘密ニスルコトガ重要ダト強固シタ。而シテ井氏ハ  
 平沼男ノ政治的地位ハ相當安固ダガ歐州政變ニ因テ内閣内政列強勢  
 ハ非常ニ微妙ナノデ總理ハ非常ニ慎重ニ動カネバナラヌトキコトヲ言  
 ツタ。而シテ井氏ハ五月二十三日ノ夕方來訪シ私ノ自邸ニ出向ヒタノダガ  
 私ノ直カ大使館館員許標識付ナノデ井氏ハ總理大臣ノ私邸ヨリ可成リ手  
 前デ下リテ歩イテ行カウト言ヒ私達ハ其通り歩イテ行ツタ耶ノ門ニ數名  
 ノ警官ガ立ツテ居タ外國人ヲ見テ疑イタニハ相違ナイガ私ヲ止メヨウト  
 ハシナカッタ、召使遣ハ來訪ノ爲ニ用意ハサレテ居タガ召使モ亦ニ疑  
 疑ノ餘仕ヲシタ總理大臣ノ親戚ノ婦人二名モ私ノ誰デアルカ知ラナカッタ  
 タト信スル理由ガアル序ニ申添フベキコトハ此邸ハ郊外ニアリ小サイ外  
 見ヲ強ラヌ家テ小商人カ持テ居テモ名譽ニナラヌ總理ノモノデアルコト  
 ダ、コンナ些器ハ無係ナコトガ其時ノ私ノ印象ニ廣影シテ來ルカモ知  
 レヌ

平沼男爵ハ私ヲ頗ル感徳ニ迎へ男爵ハ不審ニシテ外國人ト會フ會少  
 ク食ニ世界各方面ノ情勢ニ付外國人ノ印象ヲ直談ニ多ク會ニ言マレナ  
 カツタトイフタ、彼ノ見ル處デハ歐州ノ情勢ハ微妙ナ情勢テ米國人カラ  
 ハ歐洲人カラ得ラルル以上ニ其情勢ニ對スル客觀的ナ批評ヲ得ラルル且  
 上ヲ聽信スル下イコトヲ切ツタ。

115

150

裏面白紙

私ハ茲ニ誰デモ知ツテ居ルコト以外何ノ情報モ申上ル地位テナイコトヲ遺憾ニ思フトイツタ。其ニデスガ歐州諸國ノ論ガ出タガ其語デ平四  
 沼男爵ハ其言ニ疑スル知能許リテハナク其言ノ政治的向ニツイテノ知能  
 能ラ有スルコトヲ示シテ私ラ驚カシタ男爵ノ見解ニヨレバ話ニ出タコ  
 トノ内デ一ツ以テ危険ニスル問題ハヒトラ一總轄ト彼ガ意ニ爲ニ  
 達成セントスル目的デアアル、ヒットラ一總轄ハ一ノ等點ヲ生シ其等點  
 點之ヲ成ル英國ニ於ケル凡テノ要素ガ結合サレ得ル——英國領土並ニ  
 ヘヨウトスル領土等ハ我儀ガ出来ストイフ英國ノ帝國主義者——恐  
 ノ恐商競争ヲ恐レル英國ノ産業家——恐ニユダヤ人改革派、更ニ親  
 獨者流マデモ此等ノ者共ニヒットラ一總轄ヒデハ互ニ競争シテ居ルモノデ  
 デアルガ——スベテ結合サレ得ル  
 平沼男爵ハ次テ歐洲ニ競争ノ起ル可能性ノアルコトヲ實ニ恐ロシイコ  
 コトダト考ヘテ居ルトイツタ。  
 文明ガ悉ク破滅セラルルコトハ必至デアアル。戰場カラ遠ク寺ニモ直  
 接競争ニ捲キ込マレルコトヲ避ケ得タトシテモ何カノ影響ヲ免ルコトヲ  
 ヲ望ミ得ル國ハアルマイ。  
 男爵ハ茲ニ敎同公會ノ席デ日本ハ民主主義ニモ全体主義ニモナリ得ナ  
 ナイ、二ツノ國家ノ詳ヲ論シタ平和ナ國氣ヲ結合サセルコトニヨツ  
 テ日本ハ最大ノ功績ヲ爲シ得ルデアラウト述ベタ。

156

裏面白紙

157

身管ハロ本ノアル人進ハ日本ハ孤立状態ヲ維持シテ行クワケニハ行カヌ日  
 日本ノ半全ノ食ニハ動越、伊太瑞ト特異ノ國ニ入ラネバナラヌト考ヘ  
 テ居ルト疑ツタ然作ラ身管ハ所請遠東外次ノ進ニ從ハネバナラヌ又國家  
 ノ存在ハ十年二十年デ計ルコトハ出来ヌ、カカラ國家ノ都合ヲ考ツテ居ル  
 政治家ハ所望一時的ナル政策的進歩ヲ望ントスルヨリモ身管ノ目的ニ目  
 ヲ注クコトガ所望デアル。  
 其目的中デ最も大切ナコトハ次ノ數事ヘノ準備ヲ爲スノ事同ノ作リニ  
 安定シタ平和ヲ得ルコトデアル。  
 日本ハ合衆國ト同儕歐洲ノ國ニ直接對峙マレテ居ラヌ、身管ノ考ヘ  
 デハ歐洲以外ニアル唯二ツノ大國デアルコト兩國家ハ歐州ニ對シ總和的  
 影響ヲ與フルコトノ出來ル地位ニアルコト影響ヲ與フルコトハ自國國民  
 ニ對スル巨ノ義務デアアル。歐洲ノ區域ハ世界ノ他ノ部分ノ對シテ來タス  
 カラデアアル。身管ノ考ヘデハ自國ニ對シテ世界ノ他ノ部分ノ對シテ來タス  
 スル二階層ニ分ルコトヲ以テ止スルニアアル。身管ハ其巨國長官ニ對シテ  
 ツセン一ジニ表明シタ意見ニ對シテ亦巨國長官ノ意見ガ共有スルカドウカ知  
 知タイモノダト思テ居ル。  
 私ハ平和ヲ望ケタ、アメリカ政府ハ次ノコトヲ諮詢カラ且ク首肯シテ  
 テ來タ。諸國家ハ今日デハ相互交渉シテ居ル巨國長官ノ不一致ハ巨國長官

157

158

裏面白紙

部ノ「心」ヲテアル。  
 國長官ニ對スル閣下ノメツセーダハ歐洲ニ於ケル戰爭ヲ避ケル爲合衆  
 國ト日本ト力進ムベキコトニ付キ具體的ナ示唆ハ少ク舍テ居ナイ。私ノ考  
 考テハ共同ノ歩進ヲ爲メ主タル困難トナルコトハ支那ニ於ケル日本  
 ノ政策ト行動テアル現在ヨリモツト意マレタ事情ノ下デハ米國政府ハ歐  
 洲ニ於ケル平和ノ政策ヲ緩慢スル爲日本ノ能力ヲ歡迎スルニ相違ナイト  
 感スル。感カ米國人ノ大多數ノ信スル所ニヨルト歐洲ニ於ケル平和ノ考  
 感ハ強シ、伊太利ノ政策ト行動キニ起因シテ居ル。故ニ此歐洲ニ於ケル  
 紛糾ノ原因ナリト考ヘラルル政策ト行動トヲ其任東洋テ略襲シテ居ルト  
 米國人ノ信シテ居ル國家トノ協力ハ不日人カ達成スルカドウカハ疑問デ  
 アル。  
 私ハ更ニ日ツタ米國民ハ支那ニ於ケル米國民ノ財産ノ保護ノ報告支那ニ  
 於ケル米國利益ノ侵害ノ他ノ實例ノ報告ニ接シナイ日ハ殆ドナイト考フ  
 テヨイ、日本外務省官軍部上ノ必要又ハ通譯ナリト辯シテ日本官軍局ノ罪  
 罪ノ結果ヲセントシテ居ルカ無ニ日本官憲ガ少クトモ支那ニ於テハ通譯  
 的且故意ニ米國及他ノ外口ノ在支利益ヲ縮メ出ソウトシテ居ルト信スル  
 ルコトハ理由ガアル充分ナ出來ガ起テ居ル米國民ノ此點ニ對スル意見

裏面白紙

ハ願ルニ臣ニ形成セラレテ居ル、ダカラ凡テノ關係者ノ満足スル機ナシ  
件テ支那ニ於ケル紛争ヲ調整スルトイフコトガ以テ於テ所期ノ效果ヲ  
得ルニ至ラズト合意ニ至ラズシテ得ル日本側ノ能力ノ許容條件トセラレネバナ  
ラズイ。

大蔵大臣ハ述べ、即チ彼ハ米國內ニテ日本ニ對シテ遅ク抱カルル感  
情カ如何ナルモノカハヨク判ツテ居ル。

米國民ハ日本ガ支那ノモット人口ノ稠密ナ、モット生産力アル部分ヲ任  
有スル以上ノ故意ニ尋ヲ向ヘタモノト感シタガ北支ニ於ケル利益ヲ任  
認スル以上ノ尋ヲ爲スノハ日本ノ官制ノ意見ヲモ以テモナカツタコト

ニ氣付イタニ遺憾ナシト感スル又米國人ハ日本ハ支那ノ門戶開放ヲ願  
ル意向テアルト感シテ居ル

成程支那ニ於ケル日本官制ノ行動ハ在支諸外國ノ利益ヲ尊重シヨウトス  
ル日本政府ノ希望ト悉ク一致シ置イノハ遺憾テアル。然乍ラ米國政府ハ

日本人ガ西洋列強ヲケテモ英口ニ對シ非違イ日ニアツタトイフ非常ニ現  
實的ニ懸シヲ持テ苦シンテ居ルコトガ判ツテ居ルダロウカ。

大體ノ治マツタ時ハ日本ハ英口ノ同意ヲ得テアツタ。  
日本ニハ同盟國ヲ援助スベキ法的義務ハ一カツタ、ダガ道義上ノ義務ア

159

裏面白紙

ルト信シタ夫レ故ニ日本ハ獨逸ニ宣戰ヲ布告シタ日本ノ海軍ハ太平洋ニ  
 於ケル獨逸ノ艦隊ニ對スル作戦ヲ引受ケタ日艦隊ハ色々方面テ努力シ  
 タ遂ニ其ノ官ハ山東京カラ獨逸ヲ追ヒ出シタ、平沼男爵ハ獨逸ヲツイテ  
 獨逸カラ得タ唯一ノ御禮ハ英國ヲ支持スベク日本ヲ鼓舞シタ同盟條約其  
 旨ノ廢棄テアツタ一頁ニ日露戰爭ノ結果後ニ支那トノ關係ニ依テ得シ  
 タ利益ハ日本ニ不可決ノモノデアツタニ對シテ此ノ利益ヲ害セントス  
 ル支那ノ努力ハ英國及米國ニヨリ好意ハ持タレヌトシテモ獨逸ソウニ既  
 メラレタ支那ハ反抗スル勇氣ヲ得其結果日本ハ昭和六年其利益ヲ保護ス  
 ル爲メ武力ニ訴ヘサルヲ得ナイコトニナツタ。  
 遂ニ日本國民ハ九國條約ヲ海軍條約ハ獨逸ノ平和獨立ニ復立ツノデナ  
 ク日本ガ支那ニ於ケル利益ヲ保護スルコトガ出來ナクナルニ日本ヲ縛  
 ルモノデアルト結スルニ至ツタ日本國民力其不滿ノ正當ナル原因存ス  
 ト思スル限リ平沼ノ内閣デアロウト其後ニ來ル内閣デアロウト世界各國ニ  
 ニ對シ支那ニ於テ完全ナル機會ノ均等ヲ實現スルコトハ政治上ノ不可能  
 事デアル。  
 平沼男爵ハ尙語ヲ進キテイフタ日本國民ハ獨逸ト伊太利トガ多クノ重  
 要ナ點ニ於テ日本ト同一ノ地位ニ立ツト考ヘ獨逸ニ對シ餘程餘程同情  
 シテ居ル。

160

161

裏面白紙



荷逸ハヴェルサイユ條約ノ枉若下ニ於テノミ存在ヲ許サルルトモヘテハキ  
 ラタ。伊太利ノ原料ノ供給ヲ他國ニ依頼スルコトデ不足スベシト考ヘテハ  
 ナラヌ。同時ニ獨伊ガコノ不備ヲ實力行使ニヨリ匡正セントスル努力ト民  
 主國家カコノ不公平ヲ是正スベキ義務ヲスルコトヲ頑固ニ拒絶スルコトヲ  
 因テ牛スル結果ハ歐州紛争ノ主役ヲヤツテ居ル國ニノミ限ラス他ノ國々ヨ  
 ツテモ分擔セラレネバナラヌ。平沼男ハ私ノ進言——支那ニ於ケル滿洲ノ  
 解決ハ歐州ニ於ル情勢緩和ニ對スル日米協同努力ノ先決問題デアルト言フ  
 ——想言ニ言及シタ、夫レガ米口歐州ノ見解トナルモノナラバ平沼男ノ抱  
 負スル方途ニ違ム希望ハ給テナケレバナラヌ、海關制限、通商禁止、海  
 關稅率ニ對スル而却ノ閉鎖原料資源ノ獨占ノ行ハルル世ノ中ニ於テハ左  
 ナ状態ノ際ク限り日本ノ支那ニ於ケル目的力増進スルトモヘルコトハ不可  
 能デアアル

然レテ全歐三島貿易ノ價格ヲ甚低キニ出サシムル者全世界商部ニ  
 スル原料供給ヲ保證スル狀態カ現出セララルナラバ、日本ニトリテ支那ニ  
 於ケル市場及原料資源確保ノ重要極ハシク減少スルデアロウコレト獨シ  
 專家ニヨリ獨伊力弱少數國家ノ犧牲ニ於テ歐州紛争シヨウトスル主眼モ影  
 ヲヒソメルデアロウ。平沼男ハ言フ獨伊及歐州紛争シタ原因ハ獨伊  
 的ノモノデナク、其性質ニ於テ普遍的ノモノデアアル。平沼男ヲ對シタ原因

裏面白紙

カ是正セラレナケレバ何万ノ機勢セ安定の平和ヲ招来スル事ナリニ改テサ  
 レルコトハナイダロウ。  
 平沼男ハ蘇ル、日本ハ伊トノ事同様にシテ居ルトイフ。自信ガ純  
 外ニ行キテツテ居ル、男ハ伊トノ事同様にシテ居ルトイフ。自信ガ純  
 ルコトニ勢力シタ。ソシテ全ク決定的ニ次ノ如ク言フコトガ出来ル。  
 日本ノ政府ト伊ノ政府トガ第一歩調ノ如ク見エル事毎ハ此三國力無調  
 上同一ノ立場ニアルコトニ存スル、男ノ個人的意見トシテハ將來英皇  
 ノ御座ノ上ニ親近ヲ誓ク政府ヲ持ツ日本ハ其安定ガ一人ノ政治的  
 事ニ其ク強ク外務政府ト特別干渉ニ結合スルコトハ出来ヌ  
 男於ノ見ルトコロテハ伊トノ事同様にシテ居ル政治的底流ガアツ  
 テコノ底流ハ日本ガ伊トノ事同様にシテ居ル政治的取柄ニ  
 對スル信ヲ非當ニ認スルモノデアル、此ノ點レタ反復言フガ時ニ於テ  
 存在ヲ示スコトハ確カデアロウダカラ彼等ハ伊トノ事同様にシテ居  
 身トシテ決定ニ入レテオカネバナラヌ  
 此處テ既實ガ出意デキハトイフ。此ノ點レタ反復言フガ時ニ於テ  
 少シモ此ノ點レタ反復言フガ時ニ於テ  
 テノ、個人の困難目他ニ限ラレタ男等ノ事同様にシテ居ルトイフ。自信  
 我ノ會議ノ種々ノ糸ヲ一マトメニスルコトヲ欲スルトイヒ次ノ如ク言フタ

162

裏面白紙

163

トハト日本トハトハトガニツノニ尋障營ニ岐レテ行ク頃向ノ結晶スルコ  
 界的ナ政治的經濟的状況カ是正セラルル迄ハ永久平和方建設サレソウナ確  
 カナ希望ハナイ若シ不安ヲカモセル問題ヲ解決スルニ至ラズモ實際會議力招集サ  
 ルル意ビト爲ルナラバ日本ハ斷斷セラルル問題ノ中ニ至東ノ情勢ヲ含メルコ  
 トニ同意スル用意ガアル、斯ル會議ガ招集サレル前ニ英佛、獨伊ノ打診ガ  
 サレネバナラヌ。  
 若シ大統領力歐洲ノ民主主義國家ニ延聘テミル用意ガアルナラバ私  
 ハ喜ンデ獨伊ニ當ツテミルデアロウ若シ此等諸國家カラ贊成ノ回答カ來レ  
 バ正期ノ外交關係ヲ進スル打合ニヨリ協定出來ル條件ノ下ニ大統領ニ會議  
 ヲ召集シテ實コトヲ希望スル  
 私ハ此等ノ會議カラ引出ス取ル結果ト述ヘル前ニ民主主義國家ト友好關係  
 回復ノ希望ヲ抱懐スル此等ノ日本人——彼等カ非常ナ要人デアリ、勢力ア  
 ル人デアロウトモ——其意ハ必シモ日本政府ノ  
 意見ナリトシテ具申スルノデハナイトイフコトヲ明カニシテ置キタイ。然  
 乍ラコレハ政府内部ニ於ケル有力ナル分子ノ意見ガ勝ヲ占メルニシテモ又  
 勝タナイトシテモ無視ハ出來ナイ。表面ニ言ハレナイ事象ニ兎角敏感ナ人  
 ガシ今日東京ニ住ムナラバ歐洲ニ集積シテ居ル暴風ニ當リテ安全ヲ求ム

裏面白紙

ル暗申漢索ヲ感却スルデアロウ、私ハ入甸トシテ附加スルガ際、  
 今日本ハ第一ノ重大サヲ持テ居ル。日本ノ進ムヘキ途ニ阻スル今日ノ混  
 亂ガ支那ニ於ケル我員上無益ニ見ユル敵對行為ニ要スル失望ニ起因スルト  
 考ヘルコトハ空想のデアロウ日本ノ支那政策ヲコレ迄支離シテ來タ  
 他ノ人々ハ東ノ紛争ハ他カラノ反政ニ對シテ永久且完全ニ隔絶シ  
 兼シ他國ハ世ノ紛争ニ對シ西洋諸國ヤアメリカガ武力的ニ干涉シテ來ルト  
 ハ望ハナカツタカラデアル。

大統領カラヒツトラノ宛ノメツセーデノ影響ニ據シテハ大使館ノ電報ニ  
 於テ言及シタガ私カ更ニコレニ言及シテアル日本人カ私ニ言フタ如ク「直  
 接太平洋ヲ通シテハナクモ歐洲ヲ通シテ」合衆國トノ間ニ紛争ノ生ス  
 ル非常ナ危険ガアルトイフコトヲ日本政府ニ氣附カセル機ニシタ  
 不ニフコトニハナリ得ナイト信ズル、ダガ私ハ其觀察ヲ適當ナ  
 レコマネバナラヌ、支那カラ日本ヲ退出スト合衆國カ脅カセバ  
 ルダロウト私ハ信ズル、然シ歐洲ニ兵學カ起リ合衆國カ英佛等ニ  
 對バ、合衆國ニ沿ツテ考ヘル日本ノ見解ニヨレバ其結果如何ハ  
 余ハハナイ。獨伊演說等ノ勝利者ニ對抗スルトイフ望ハ日本ニ  
 ノヨイモノテハナイダロウ。

164

165

裏面白紙

夫故今御屋中ナリト思ハルル機勢下ニ於テ日本ノ進ムベキ道ハ二ツニ過  
 ギナイ無儀存ニ全在王統ノ御ニ立ツカソレ共日本政府ノ取ル人々ノ意見ニ  
 依レバ勝利者トナルデアロウ國民トノ友好關係ヲ回復スルカ孰レカデア  
 爾等トノ同義執行ノ申込ラ退クルコトニヨリ日本ハ一時三ノ途、中立ノ  
 道ヲ選ダコトハ事實デアル、ダガ私ハ疑ヒ度クナル、中立ハ日本ヲ安全ニ  
 スルト無信スル多ク、日本人ガ危ルカドウカ、獨りノ優勢ヲ信スル人ノ誤計  
 ハ簡明瞭チアル日本ハ獨伊ト同盟シテ歐洲國家ヲ持チ、支那ヲ熱シタ卒  
 ノ如クモギ取ラウト然シ獨伊ノ力ニ對シテタ見解ヲ持ツ人ハ日本ノ安全  
 ヲ守ル爲ニハ唯一ツ途シカナイ。即チ相宜ノ條件ヲ支那トノ紛争ニケリヲ  
 ツケルコトデアル。ココデ私ハ再ビ次ノコトヲ明カニシタイ。支那要領  
 決ノ希望ハ道徳的ナ心算一變カラ來テルノデハナイ。即カスベカラサル事  
 實ノ自覺カラ來ルノデアル。

知ラス知ラズ不長富ニ長クナツタ此通信ヲ新ブニ宜リ私ハ寧ろニ於テ示  
 サレタ總理大臣ノ態度ト外務大臣ノ態度ト一英ソ交渉ニ就スル途ノ取越苦  
 勞ハ無ニ違ベタトノ間、矛盾ヲ信算ニ言及シ度イ

歐洲(及亞東)ノ平和ヲモタラスニツイテ米國トノ關係ヲ求メル總理大  
 臣ノ希望ト英國カラノ脅威ノ幻影ニ對スル爲メヤツキトナツテ居ル外務  
 大臣ノ態度トノ間ニハ一氣スルコトハデキナイ、コノ二ツノ點ノ見解ガ相

裏面白紙

165

166

矛盾スル政ヲ反影スルコノ二ツノ政ヲ欲レカ際ヲ占メルカハ次ノ條日  
中ノ州來軍ガ決定スルデアロウ

臨時代理大使

ユージン。エイチ。ドーマン

敬白

166

167

裏面白紙

寫稿

一九四七年一月十日

コネクチカツト リツチファイルドニ於テ

一九三七年五月二十二日ヨリ一九四一年十二月八日迄  
 東京米國大使館參事官タリシ自分一ユージン・エツチ・ドウマンハ次ノ  
 コトヲ聲明スル即チ一九三九年五月二十三日自分ガ臨時代理大使デアツ  
 タ時ニ當時ノ日本總理大臣デアツタ平沼男爵ニ面會シタ其ノ際男爵ハ自  
 分ニ對シ歐洲ニ於テ當時切迫シテ居タ戰爭ヲ同達スルコトニ努ムル爲メ  
 大統領ニヨリ列強會議召集セララルベシトイフ提案ヲ米國大統領ニ傳達方  
 ヲ要請シタ。

（手紙の一部）  
 東京米國大使館  
 参事官  
 ジョージ・エッチ・ドゥマン

言ツタ。吾等ノ會話ノ詳細ナル記事ハ一九四一年六月七日附第三九三六  
 號東京ヨリ國務長官ニ對スル自分ノ書信中ニ出テ居ル。  
 自分ハ平沼男爵ガ天皇及皇室ノ趣ノ有力ナ皇族ト特別ニ密接ナ個人的  
 關係ヲ持テ居ルコトヲ古クカラ知ツテ居タ。日本ノ陸軍ハ屢々日文間ニ  
 第三國ノ介入スルコトヲ許サヌト言明シテ居ルカラ陸軍ハ日文紛争ヲ西  
 歐戰爭ガ起レバ米國モ日本モ引キ込マルルコトハ  
 爭ハ文明ノ破壞ヲ完成スルノミデアロウト言ヒ  
 ラルル會議ヲ開クコトガ出來レバ日本ガハ從  
 事スルコトヲ拒絕スル政策デアツタガ夫レニ拘  
 束問題ヲ議題ニスルコトニ同意スルダロウト

寫稿

一九四七年一月十日

コネクテカソト リツチファイルドニ於テ

一九三七年五月二十二日ヨリ一九四一年十二月八日迄  
 東京米國大使館參事官タリシ自分イユージン・エツチ・ドウマンハ次ノ  
 コトヲ聲明スル即チ一九三九年五月二十三日自分ガ臨時代理大使デアツ  
 タ時ニ當時ノ日本總理大臣デアツタ平沼男爵ニ面會シタ其ノ際男爵ハ自  
 分ニ對シ歐洲ニ於テ當時切迫シテ居タ戰爭ヲ同達スルコトニ努ムル爲メ  
 大統領ニヨリ列強會議召集セラルバシトイフ提案ヲ米國大統領ニ傳達方  
 ヲ要請シタ。

平沼男爵ハ若シ歐洲テ戰爭ガ起レバ米國モ日本モ引キ込マルコトハ  
 避ケ難イダロウ又世界戰爭ハ文明ノ破壞ヲ完成スルノミデアロウト言ヒ  
 更ニ附言シテ若シ世界戰爭セラルル會議ヲ開クコトガ出來レバ言ハ  
 來日支關係ニ第三國ガ干渉スルコトヲ拒絶スル政策デアツタガ夫レニ拘  
 ラズ日本ハ其會議ニ日支紛争問題ヲ議題ニスルコトニ同意スルダロウト  
 言ツタ。吾等ノ會話ノ詳細ナル記事ハ一九四一年六月七日附錄三九三六  
 號東京ヨリ國務長官ニ對スル自分ノ書信中ニ出テ居ル。

自分ハ平沼男爵ガ天皇及皇室ノ恩ノ有力ナ皇族ト特別ニ密接ナ個人的  
 關係ヲ持テ居ルコトヲ古クカラ知ツテ居タ。日本ノ陸軍ハ屢々日支間ニ  
 第三國ノ介入スルコトヲ許サヌト言明シテ居ルカラ陸軍ハ日支紛争ヲ西

167

1

168

裏面白紙



洋列強ノ會議ニカケルコトニハ必ズ反對スベク總理大臣ハ專ノ反對ヲ辦  
 除スル爲ニ天候ノ御議定ヲ奉旨スルヲ意ガナイ限リ上述ノ奏案ヲスル旨  
 ハナイトイフコトハ明白デアツタ。  
 他ノ問題ト共ニ日支問題ノ解決ヲ求ムル國際會議ヲ召集ガ提案スルトイ  
 フコトハ日本國內デハ何人モ意見出來ナイ結果ヲ生ズベキ懸念ナ前例ナ  
 キ方法ニ依ルコトニ賛成デアルトイフコトヲ前提トスルワケデアルカラ  
 私ハ平沼男爵ハ其ノ當時東京ノ平和ヲ永続性アル根柢ノ上ニ求メ又西洋  
 列強ノ何トモ競争ヲ避ケヤウト熱心ニ勇戦ニ務メテ居ルコトヲ梁ク信ジ  
 タノデアアル。

其ノ確信ハ其ノ後平沼男爵ガエス・橋本氏ヲ一九四一年一月米國ニ派  
 遣スルコトヲ支持シタトイフコトヲ知り更ニ數回ニセラレタ。橋本氏ハ  
 米國國務省官吏及米國ノ指導階級ノ人ニ就キ大平洋ニ於ケル危機解決ヲ  
 目指ス日米間ノ會議ノ可能任ヲ探求スル爲ニ派遣サレタノデアアル。  
 私ハ平沼男爵ハ競争ヲ進進シタコトナク競争進進ノ共同謀議等ニハ加  
 ツテ居ラヌトイフ私ノ懸念セシ判明ラズテハ蓋ナ蓋蓋ハ國際法廷ニ提出セ  
 ラル、コトハナイト私カニ信ズルモノデアアル

ユージン、エイチ、ドウマン

168

裏面白紙

E 3226  
Dof. Doc. 2420

高橋

平沼騏一郎男爵（註關係）  
在東京英國大使館付武官（一九二一年—一九二六年及一九三六年—一九三九年）

エフ、エス、ジー、ピゴット少將ノ稟述書

自分ハ職務上日本ニ赴任中東京ニ於テ屢々男爵ニ社交上或ハ公ノ職務上  
ノコトニ關シ面會シタガ一九三九年迄ハ男爵ト個人的ナ親交ハナカツタ  
一九三九年ノ六月「天津危機」ガ切迫シタ時ニ當ツテ米國代理大使ド  
ウマン氏ノ勞ニヨリ「當時總理大臣タル」男爵ノ密使ガ來テ天津問題及  
掌中ノ難件ヲ平和ニ解決スルコトヲ目的トシタ  
ノ示唆ヲ傳ヘテ來タ其ノ使者ノ名ハ藤井實トイ  
戰爭ノ時新嘉坡デ總領事ヲシタ退職外交官デア  
語ト英語ヲ交互ニ話シタ。

此ノ異常ナ接近ガアツタ理由ハ東京ニ於ケル陸軍省カラ事實上獨立シ  
テ居ツタ北支ニ於ケル日本陸軍ノ司令部ガ天津ニ於ケル英國官憲ノ所謂  
非中立的態度ニ激昂セル餘リ事件ヲ現地ニ解決スルト決意シタトイフコ  
トニ因ルノデアアル。  
之ニ反シ平沼男爵ハ東京ニ於テ靜謐ナル芬圍氣ノ下ニ會議ヲ催スコトヲ  
希望シタノデアアル。外務大臣有田氏ニトツテハ北支ニ於ケル軍當局ノ同  
意ナクシテサー、ロバート、クレイギーニ新案ヲ提案ヲ爲スコトハ出來  
ナイコトデアツタロウ。

169

高橋

平沼騷一郎男爵（註關係）

在東京英國大使館付武官（

一九二一年—一九二六年及  
一九三六年—一九三九年

エフ、エス、ジー、ピゴット少將ノ稟達書

自分ハ職務上日本ニ赴任中東京ニ於テ屢々男爵ニ社交上或ハ公ノ職務上  
 ノコトニ關シ面會シタガ一九三九年迄ハ男爵ト個人的ナ親交ハナカッタ  
 一九三九年ノ六月「天津危機」ガ切迫シタ時ニ當ツテ米國代理大使ド  
 ウマン氏ノ勞ニヨリ（當時總理大臣タル）男爵ノ密使ガ來テ天津問題及  
 コレト關係アル多クノ係掌中ノ難件ヲ平和ニ解決スルコトヲ目的トシタ  
 平沼男爵カラ英國大使ヘノ示唆ヲ傳ヘテ來タ其ノ使者ノ名ハ藤井實トイ  
 ヒ一九一四年—一八年ノ戰爭ノ時新嘉坡デ總領事ヲシタ退職外交官デア  
 ル。自分ト藤井トハ日本語ト英語ヲ交互ニ話シタ。

此ノ異常ナ接近ガアツタ理由ハ東京ニ於ケル陸軍省カラ事實上獨立シ  
 テ居ツタ北支ニ於ケル日本陸軍ノ司令部ガ天津ニ於ケル英國官憲ノ所謂  
 非中立的態度ニ激昂セル餘リ事許ヲ現地ニ解決スルト決意シタトイフコ  
 トニ因ルノデアアル。

之ニ反シ平沼男爵ハ東京ニ於テ靜謐ナル芬園氣ノ下ニ會議ヲ催スコトヲ  
 希望シタノデアアル。外務大臣有田氏ニトツテハ北支ニ於ケル軍營局ノ同  
 意ナクシテサー、ロバート、クレイギーニ新案ヲ提案ヲ爲スコトハ出來  
 ナイコトデアツタロウ。

169

裏面白紙

男爵ハ天津ニハ軍司令部ニ等シキ權力ト權威ヲ有スル英國ノ代表者ガ  
 居ル。英國大使ガイカラ天津ニ於テ會議スルコトハ無益ダロウト感ジタノデア  
 ル。英國大使ガ會議ニ列席スルコトノ出來ナイコトハ明白デアツタ。  
 兩國ノ相互ノ利益ニナル様此ノ重大問題ヲ解決スル爲メ男爵ハ東京ニ於  
 テ會議ヲスルコトニ對シ出來得レバ英國ノ承諾ヲ得ル爲メニ自分ノ内閣  
 ノ外務大臣ノ背後デ行動ヲシテ居タノデアアル。即チ英國ノ同意アルコト  
 ガ男爵ニ判リ陸軍大臣、外務大臣、更ニ亦北支ニ於ケル軍トノ間ニ事件  
 ヲ満足ニ調整スルコトガ出來ルダロウト確信シタノデアアル。  
 前述ノ仲介者ヲ通ジテ英國大使ト總理大臣トノ間ノ交渉ヲ取運ビ成功  
 シタコトハ自分ノ特權デアツタガ有田氏ハ六月廿三日夜サ、ロバ  
 ト、クレイギニ對シ日本政府ハ東京ニ於テ會議ヲスル用意アリト通告  
 シタ。此ノ仕合せナ結果ヲ察シ主ナル功績ハ勿論總理大臣自身並ニ其  
 信任ヲ受ケテ居タ使若藤井氏ノ好意ニ歸スベキデアアル。同年十一月日本  
 ヲ去ル前ニ自分ハ平沼男爵ト其ノ私邸デ一平沼氏ハ最早總理大臣デハナ  
 カツタ。晩食シ一夜ヲ男爵ト過シ、英國及米國トノ確固タル友好關係ヲ  
 基礎トスル男爵ノ將來ニ對スル希望ヲ聞知ツタ。其ノ時我等ハ日本語デ  
 話シタ。

男爵ハ其ノ夏日英ノ衝突ヲ防止シタノミナラズ獨乙並ニ日本ニ於ケル  
 或ル方面カラ促進サレタ獨乙トノ正式ナ同盟締結ニ反對スルコトニ其勢  
 カヲ用ヒタノデアアル。海軍大臣（米内大將）ガ男爵ヲ支持シタ。

裏面白紙

天津問題ニ對シテ自分ノ爲シタ仕事ノ關係デ自分ハ獨乙トノ間ニ行ハレ  
流産シタ交渉ノ進行ニ付テ知ツテ居ルノデアアル。  
平沼男爵ガ英國及米國ニ對シテ侵略戰爭ヲ計畫シタ等トイフ者ハ飛デモナ  
イコトダ。正ニ其ノ反對ガ直相ナノデアアル。  
一九四六年十二月廿六日

エフ・エス・シー・ピゴット少將

署名

裏面白紙

171

172

英國、サレー縣内ユウハースト、ラブレイ居住  
 ロイヤル、エンヂニヤ、副司令、「シー、ビー」  
 「デイ、エス、オリ」陸軍少將フランシス、スチュワルト、  
 ギルデロイ、ピゴットデアル私ハ宣誓ノ上、  
 左ノ通り誓ヒ陳述スル。即チコ、ニ附綴スル  
 「エツキス」印ノ寫眞版ハ、私ガ東京ニ開廷セル  
 極東國際軍事法廷ニ於ケル、A級戦争犯罪人ノ  
 裁判ニ用フル爲メ、一九四六年十二月二十六日  
 付ヲ以テ作ツタ陳述書ノ眞正ナ寫デアルコト  
 及其陳述ハスベテノ點ニ於テ眞實デアル  
 トイフコトヲ。

一九四七年七月二十四日

英國サレー縣、克蘭レイニ於テ小官ノ面前ニテ宣誓署名セリ

宣誓主任官

ベシル、シー、ダブルユー、ハート

署名

エフ、エス、デイ、ピゴット

署名

裏面白紙

高修

海軍備文書二四六七

海軍備文書二四六七  
東亞聯合軍司令部  
加合案及反其他

荒木 貞夫 及其餘

供述書

Handwritten notes on a vertical strip of paper, partially obscured by a black bar.

私、ジョセフ、シー、グルーは先づ宣誓を公したる上次の如く供述致  
 より昭和十六年迄で陸日米調大校としての十ヶ  
 争犯罪人として起訴された三名の日本人駒平  
 比重光等と公私に亘り時折密に接しまた  
 彼等に英き又私が譯し得る立場にありました  
 その為、行動に於いて私の知る所より判断すれば三名は連日の  
 本人の政行動殊に日本を合衆国及び其の他諸國聯合諸國との競争に  
 突入せしめた陸海軍の進歩的の政行動には根本的に反對してゐた  
 と云ふ事を確信致します  
 のみならず私は時折之等三名が日本の武力等々に依る領土擴張運動を  
 阻止しやうと努力してゐたのを認めるのであります

舊稿

朝鮮文書二四六七

暹羅領事官事務所

暹羅米利加合衆領及其他

流 木 貞 夫 及其他

供 述 書

私、ジョセフ、シー、グルーは先づ宣言をしたる上次の如く供述を  
 します。私は昭和七年より昭和十六年迄で暹日米領大使としての十ヶ  
 年に亘る勤務期間中暹羅領事官として暹羅に在りし日本領事官平  
 塚 健一郎、齋田弘毅及び重光 葵と公私に亘り時折密に接し、また  
 新くの如く公私に亘る密に接し、又私が暹羅に在りし暹羅領事官に  
 その進言、行動に對して私の知る所より何れも之を三名は暹羅の日  
 本人の政界行動殊に日本を合衆國及び其の他諸國聯合體との競争に  
 突入せしめた暹羅領事官の進言者之の政界行動には根本的に反對してゐた  
 と云ふ事を確信致します。  
 のみならず私は時折之等三名が日本の武力擴張に依る暹羅領事官の  
 阻止しようとする努力してゐたのを認めるのであります。

裏面白紙



當時私が領事館に提出した多くの報告書中の記事又それと同様私が附  
 けてゐた日記で「昨日十年」と題して出版した報告書中の記事に於つても  
 前述の尾端は隠蔽されず。同章五〇八及び五〇九頁に署名して發せらる  
 る昭和十六年十二月三十日附私宛の一通の書翰は眞珠灣攻撃後重光氏が  
 書いたもので所載の書翰が私に送くことを阻止しようとしてゐた日本海  
 兵の眼を惹んで東京の米領大使館に押留中の私へ密かに送られたもので  
 ありませぬ。重光氏が既に形式上領事の職員の敵国人となつた事に新機を  
 露を露いたのは非常に困難な立巻に陥るかも知れないと云ふ大いなる危  
 險を冒したわけでありませぬ  
 前記三名は全く競争には反対であり之を避けようとする努力したもの  
 は私に於て是れりませぬ之等三名の内いづれかが何等の困難を示す前記の  
 見解とは相違すると思はれる方法を考つたと云ふ様な懸念があるかも知れ  
 ないと言ふ事は勿論考へられるのであります。もしその様な懸念が現れた  
 場合としては何等が自分達が原本より攻撃する平和政策をよりよく実行  
 する事に、自身の地位及び意見を維持する必要上そんな方法をこつたも  
 のと判明致します

(署名)

ジョセフ、シー、ゲル

領事館 昭和二十一年十月三十日

174

175

裏面白紙

マヒテニウセワツ列

昭和二十二年八月六日

ジヨセア、シー・ゲルは彼等の百頭に署名をなす其の陳述が彼の知識  
見聞及び信念に相違なき事を証の百頭に於いて宣誓致しました。

公 証 人

署名 ニドワード・モレー

公證人任務期満了日昭和二十八年二月二十六日

原本不明瞭

裏面白紙

175

176

イースタン・エヒツクス郡内所在記録裁判所にして法定の印章を有する  
 イースタン・エヒツクス地方裁判所の書記である私ハロルド・エル・ア  
 ムストロングは、添附宣誓書はエドワード・モーリーの面前に於いて  
 なされ、彼がその宣誓の日附に於いて同郡内に在つた同郡の公證人である  
 り、正々に任命され宣誓をなし州の法律によつて宣誓に立合ひ同州に於  
 りる土地家屋世襲財産に關する書類又は該宣誓書及ひ夫等に記録される  
 べき証の宣誓の承認證明をなす制限を與へられたものである事並に私が  
 該エドワード・モーリーの筆蹟を熟知して恐りそれに伴ふ彼の署名及び  
 押捺された公印が眞正なものと信ずる事を證明致します。

本宣誓書受者 各位

マヒテユウヒツツ州

イースタン・エヒツクス地方裁判所

裏面白紙

右證明として私は茲に西曆一九四七年（昭和二十二年）八月六日グロスターに於て署名を爲し前記裁判所の印章を捺捺しました。

公證人任命期日 一九四六年（昭和二十一年）十二月二十六日  
右訂了期日 一九五三年（昭和二十八年）十二月二十六日

署名 書記

ハロルド・エル・アームストロング

裏面白紙



Ex. 3227

返 東 國 際 法 裁 判 所

亞 不 利 加 台 聚 德 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 誓 供 述 書

供 述 者

東 京 都 港 谷 區 松 壽 町 四 十 二 番 地

齋 藤 良 吉

自 分 假 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 從 ヒ 尤 ツ 別 紙 ノ 讀 リ 宣 誓 ヲ 爲 シ タ ル 上 次 ノ 如  
ク 供 述 致 シ マ ス

178

裏 面 白 紙

私は一八八〇年に生れ、今は東京澁谷區公海町に住して居ります。東京帝國大學に學び卒業後外務省に入り外交官候補官として北京天津に在勤幣原大使の下にワシントンにて大使館員候補官を勤めたこともあります。後に外務省通商局長となり一九二六年其職を退き南滿洲鐵道株式會社の理事に任せられました。

一九四〇年七月近衛内閣成立と共に公明外務大臣の依傍により外務省顧問となり、一九四一年七月辭職する迄其職に在りました。一九四一年五月私は近衛首相公明外相其他の閣員も列席した閣議に出席致しました。この閣議に出席致しました。この閣議で當時進行中の日米交渉の問題が議せられました。此時當時の内務大臣平沼騷一郎氏のした演説をよく覚えて居ります。平沼氏は日本は如何なることかあつても戦争をしてはならぬと言ふ事を述べられました。其理由として強大國間に競争が始まれば全世界に火の擴がる可能に在り得ることを明白であつて何人も悉く警告しつゝある新兵器、科學應用の破壊力が與へる損害は豫測出來ない、必ず全世界各國の産業に未曾有の損害を加へ人類は不幸の淵に投げ込まれるであらう。平沼氏は又我が國當時の經濟狀況について述べ日本は長期戦には堪えられぬと確信すると述べられた。大体以上の様なことを約三十分百つて述べられ熱心

179

裏面白紙

に反駁をせられたのであります  
 平沼氏は平素無口で近へ日な人でこの歳を待たずして話をすることは非常に珍  
 らしいことですから私は平沼氏のこの演説を待たずしてよく記憶して居ります  
 私も他の列席者も平沼氏は其立場を強く述べなければならぬといふ内心  
 の企み難い信念により言はれたのだといふ印象を受けました。平沼氏の以  
 手に反駁であつたことは愛ゆりません。

裏面白紙

180

181



昭和二十二年（一九四七年）八月三十日 前向所

供 送 者 齋 藤 良 衛

右ハ 齋藤 良衛 人ノ 前向ニテ 宣誓シ且ツ 署名捺印シタルコトヲ 證明シマス

同日 於

宇 佐 美 六 郎

121

102

裏面白紙

響フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ通ベ尙モヲモ誤認セズ又尙モヲモ耐服セザルコトヲ

宣  
誓  
書

署名  
藤  
良  
術

182

5

183

裏面白紙

E 3228  
DocID: 2595

アローター 26 (194)  
何人年輪 以下略  
(年輪 26-1 以下)

Exh. No

「同年同月中に作成せし上  
司の命に依り全国警察部  
に配布シタ  
公文書デアリマス」

一頁七行目ノ最後ニ左ノ  
文言ヲ追加ス

辯護側文書第二五九五號  
村田五郎口供書

正誤表

第 1 次  
補正表

183

184

E 3228  
DocID002595

Exh. No

第 七 次  
改 訂 表

正 誤 表

辯 証 文 書 第 二 五 九 五 號 村 田 五 郎 口 供 書

一 頁 七 行 目 ノ 最 後 ニ 左 ノ 文 言 ヲ 追 加 ス

「 同 年 同 月 中 ニ 作 成 セ 上 司 の 命 依 り 全 國 警 察 部 ニ 配 布 シ タ  
公 文 書 デ ア リ マ ス 」

183

184

裏 面 白 紙

E 2228  
De rDoC 2595

Exh. No

22  
高橋

遠東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

22-9-24 (178)  
22-9-24 (178)  
22-9-24 (178)  
22-9-24 (178)

東京都世田谷區上馬町一丁目八四〇番地

供述者 村田五郎

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

E 2278  
DocNo 2595

EXH. No

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

京都府世田谷區上馬町一丁目八四〇番地

供述者 村田五郎

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上夫ノ  
如ク供述致シマス

184

185

裏面白紙

私ノ名前ハ村田五郎、明治三十二年東京ニ生レ、現在ハ東京都世田谷區  
上馬町一丁目八百四拾番地ニ住ンデ居リマス。私ハ大正十二年東京帝國  
大學法學部政治科ヲ卒業シ、直チニ内務省ニ入り昭和十六年八月ニハ内  
務省警保局保安課長ヲ勤メテ居リマシタ。

播磨側文書第二四二四號（檢察側文書一五二六號）ハ昭和十六年八月  
十四日ニ起ツタ平沼義務大臣暗殺事件ニ付私ノ勤務状シテ居リマシタ内  
務省警保局保安課デ作成シタ文書デアリマス。

裏面白紙

186

186

De 2007-2595

昭和二十二年（一九四七年）九月十六日 於肩書自宅

供述者 村 田 五 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立會人 澤 部 夫

186

2

187

裏面白紙



DocID: 2595

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲セズ又何事ヲモ爾加セザルコトシ

宣  
誓  
書

署名捺印 村 田 五 郎

127

63

128

裏面白紙

高橋

平沼國務相狙撃事件の概要  
 八月十四日午前八時十分頃東京市淀橋區西大塚保一ノ一四九、平沼國務大臣私邸を訪問せる岡山縣眞庭郡中和村「まことむすび會々員」神職西山直當三十三年は同邸應接間に於て平沼國務卿と對談中所持せる拳銃を以て大臣を狙撃し、頸部其の他に負傷を與へたるを現場附近に於て同邸警戒員により檢舉せられ、目下引續き警視廳に於て取調中なるが判明せる狀況次の如し、

(一) 西山直の経歴及跋起の動機  
 犯人 岡山縣眞庭郡中和村大字下和一九三八

直當三十三年

學校高等科卒業後、大正十五年頃京都呈典壽研究所約一年勉學、昭和三年岡山縣社掌試験に合格昭和五年岡町たる同郡蔭合町西河内八幡神社々掌として約一年奉仕し、其後自村なる中和村青年團長となり昭和九年十二月村社中和神社々掌、同十三年津山市縣社德守神社臨時社掌として約一ヶ年奉仕す。此の間に於て昭和七年頃より革新運動に興味を持ち「神武會、命會」總協、吉備勳皇運動等の地方運動に参加し、昭和十五年三月頃より同年七月に至る間、茨城縣麻生町「まことむすび道場」に於て長期

188

189

高橋

平沼國務相狙撃事件の概要  
 八月十四日午前八時十分頃東京市淀橋區西大塚保一ノ一四九、平沼國務大臣私邸を訪問せる岡山縣眞庭郡中和村「まことむすび會々員」神職西山直當三十三年は同邸應接間に於て平沼國務相と對談中所持せる拳銃を以て大臣を狙撃し、頸部其他に負傷を與へたるを現場附近に於て同邸警戒員により檢舉せられ、目下引續き警視廳に於て取調中なるが判明せる状況次の如し、

(1) 西山直の經歷及起の動機  
 犯人 岡山縣眞庭郡中和村大字下和一九三八  
 「まことむすび會員」神職 西 田 直當三十三  
 年

(1) 經歷  
 本籍地中和村小學校高等科卒業後、大正十五年頃京都府皇典講究所（京都國學院）に約一年勉學、昭和三年岡山縣社掌試験に合格昭和五年隣町たる同郡落合町西河内八幡神社々掌として約一年奉仕し、其後自村なる中和村青年團長となり昭和九年十二月村社中和神社々掌、同十三年津山市縣社掌守神社臨時社掌として約一ケ年奉仕す。此の間に於て昭和七年頃より革新運動に興味を持ち「神武會、命會總協、吉備勳皇運動等の地方運動に參加し、昭和十五年三月頃より同年七月に至る間、茨城縣麻生町「まことむすび道場」に於て長期

裏面白紙

188

129

(四) 訓練を受け歸郷するや、同年十一月「まことむすび中和村支部を  
結成し中心指導者となれり。

本名は昭和七年以來所謂革新運動に参加し、殊に二、三年前より  
「勤皇まことむすび」運動に参加するに及び、畿關紙「まことむす  
び、維新公論」を通じての啓蒙並に岡山縣下に於ける本部員の講演、  
茨城縣下に於ける講演會等により、極度に皇國日本の現状を憂ひ之  
れが痛とも云ふべき親英米派的現状維持派の排撃にありと斷じ、然  
かもその巨頭たるは平沼國務大臣なりと爲し、同大臣は郷里の先輩  
にして之を打倒するは岡山縣下に與へられたる使命なりとの信念を  
抱持しつゝありたる處、七月十七日頃上東京東京市芝區愛宕町一ノ二  
「まことむすび中央事務局」に於て近衛第二次内閣総辭職、第三次  
近衛内閣成立の經過を聴取するや、樞軸派と自せらるゝ松岡外相等  
は辭任したるに拘らず、平沼男が國務大臣として殘留せるが如きは  
全く許す可からざる存在なりとして茲に決意を固め、今回の旅行を  
敢てするに至りたるものゝ如し

曰

取起計登

(イ)

決行上京前の動靜

西山直は本年六月一日岡山市に於て開催の「まことむすび復興會

裏面白紙

會」に出席し、本部より來岡の中央事務局幹部芥川治郎の指導を享  
 け、同日同志國民學校訓導岡田良治と共に上京し、翌二日東京刑事  
 地方裁判所に於ける湯淺前内大臣に對する不逞事件を傍聴して、中  
 央事務局及片岡駿等を訪問後、茨城縣下麻生町霞ヶ浦寮に赴き、同  
 寮に滞在中茨城縣まことむすび會幹部小沼正樹等と共に千葉縣下ま  
 ことむすび會結成式に出席し同十九日歸郷したり。次で七月十二日  
 より四日間日本主義研究所松永材を中心としたる隣村八束村に於け  
 る「禮誼習會」に出席し、同十六日松永材に隨伴上京「まことむす  
 び中央事務局」に於て第三次近衛内閣成立の經過を聴取し、同十九  
 日本岡憲一郎、芥川治郎等と共に再び霞ヶ浦寮を訪問、勳員大會に  
 出席し、同二十日麻生町茶カフエーに於て西山直を中心し片岡駿、  
 奥戸足百外茨城縣まことむすび會員數名と會飲し、翌二十一日片岡  
 駿と共に東京したるが、車中に於て平沼國彦相暗殺計畫並に決行當  
 時の服裝、資金等に付相談したる形跡あり、同日中村武を通じ片岡  
 より金壹百圓を受領の上翌二十二日一旦歸郷したり。

斯くして七月二十三日より八月二日に至る間郷里に於て同志と屢  
 む會談し、密かに今次政行に對する準備を進め、七月二十七日中央  
 事務局中村武の烏根縣松江市より香川縣高島に於ける座談會出席の  
 途次、同志入澤泰、岡田良治等と共に岡山驛に出迎へ、中村武と

裏面白紙



(二)

れに選定すべきか相談したるが西山は拳銃の入手困難なるを想像し、中村武に對し拳銃入手方を依頼すると共に、同日京橋區銀座菊袴に於て短刀一振を買ひ、信濃後同志刀劍研師土居三郎をして右短刀に實用向裝備を施さしむると共に、豫て知り合なる岡山市元明倫會支部長友澤昇を訪問し、拳銃入手に付種々工作したるも果さず短刀を携帯し上京、八月六日中村武に對し拳銃の入手方を依頼し、同九日中村武自宅に於て拳銃を入手の上片岡方を訪問し、該拳銃の保管方を依頼し、同十二日片岡方より着物（決行時着用）及拳銃を受取り、短刀及霰彈銃は中央事務局長齋藤田澤浩に供與せり。

尙西山直は當初は武器（拳銃）の出所に付昭和十二年支那事變發生後在滿張宗授と伊達順之助の部下に入らんとして渡滿し不採用となし歸國の際、重軍本部にありたる拳銃を無断持ち歸へりたるものを使用せりと謀逆し居りたるが、前述の如く今回上京後中村武より交付を受けたること略々疑かとなれり。

尙決行に使用せしむる拳銃は一西班牙製デニアン小型六連發自動式拳銃、四〇短六型一なり。

決行上京後の動靜

西山直は歸國後を遊居し、八月二日津出陣を出發翌三日上京同日西田三ノ二七寶珠赤島ニキ方に一泊翌四日「まことむすび」中央

裏面白紙

192

193

裏面白紙

事務局」を訪問し、同所に落付き同七日中村武、西三千春と共に神田「治作」に於ける南進派の連絡會合に出席し、或は片岡駿、中村武等との會合に日を造し、同月十二日平沼國務相邸遠水執事に電話を以て國務大臣に面談方依頼したるに同日午後三時頃來邸せられたしとの旨に同時刻片岡より受取りたる和服を着用し同邸を訪問したるも既に來客中なりし爲明後十四日午前八時來邸せられ度しとの事にて同日は其儘退邸し、翌十三日夕刻「まことむすび中央事務局」より芝區琴平町一朝陽館に投宿したり。

(四) 決行當日の状況

決行當日は午前六時頃起床和服着用の上、豫て用意の拳銃を符下着物「ポケット」(特に西山の依頼に依り片岡麗妻女の終ひ付けたるもの)、内に隠し色紙を携行して午前七時過ぎ虎の門より地下鐵に乗車、新橋驛にて省線に乗り替へ、新宿驛下車徒歩にて午前八時過ぎ須平河原に到り彈毫を求むると稱し、應接間に於て大臣に口會し色紙の下よも所持せる拳銃にて大臣を狙撃し(六發發砲)現場附近に於て監視警察員に依り檢査せられたり。

(三)

(イ) 監視

まことむすび中央事務局幹部 天 野 辰 夫



(四)

岡山縣  
まことむすび

まことむすび  
茨城縣麻生地方争務局幹部

.....

.....

村役場 理髮 業	尾二	醫務 助役	商 業	無 業	醫務 高 級	醫 師	國民 學校 訓 導	村役場 書記	人刀 研 師	片 中 芥 松 西 吳 小
----------------	----	----------	--------	--------	--------------	--------	--------------------	-----------	--------------	---------------------------------

尾二	寺	安	山	清	西	岡	入	美	土	沼	戸	山	田	川	村	岡
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

崎	若	尾	東	口	水	村	田	澤	甘	居	正	足	三	額	治
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

勝	尚	辰	理	立	俊	良	稔	三	雄	百	春	介	郎	武	俊
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

治	弘	文	己	吉	郎	也	治	泰	護	郎
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

194

195

裏面白紙

平沼國務相の受傷状態  
 平沼國務大臣の受傷は左顔面、右頸部、左肩胛部に約九個拳銃にと  
 るとおぼしき射出入口あり、尚右第二肋骨と肋骨との接合部に相  
 せらるゝ部位に擦過傷あり、又舌骨中央部及舌相右側に一個宛の銃創  
 あり、左犬齒と強に貫通銃創ある模様にして経過良好なり。  
 本事件關係口体「まことむすび會」の同志發得目標が神職、役場吏

元明倫會岡山支部長 便利カマド販賣 青陰柳  
 香川縣まことむすび世話人 神醫 神職 友野口 辰  
 三宅澤 吾  
 美入 甘 三 護  
 土居 三 泰  
 中村 居 三 郎  
 片岡 村 辰 夫  
 天野 辰

裏面白紙

195

196

22.9.24

Def. Doc. # 2262

Exhibit # \_\_\_\_\_

自分修我口ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供進致シマス

宣	荒	樫
言	木	京
供	貞	門
進	夫	不
者	其	裁
山	他	判
崎		所
殿		

亞米利加合衆國 其他

對

196

197

裏面白紙

余、山崎殿ハ宣言ノ上、東ノ西リ陳述ス

一、余、山崎殿ノ官歴ハ、一九一九年（大正八年）ヨリ一九三九年（昭和十四年）迄内務省各部局長ニ在職シ、其ノ間一九三九年（昭和十四年）一月ヨリ七月迄内務省警保局長ニ在職シ、又同年十二月ヨリ翌一九四〇年（昭和十五年）一月ヨリ十月迄警視總監ニ在職セリ

一九四〇年（昭和十五年）十月ヨリ一九四五年（昭和二十年）ノ間内務次官ヲハジメ占領地ノ司政官等ニ在職シタリ

一九四五年（昭和二十年）八月内務大臣ニ就任セラレ同年十月退官セリ

二、内務省警保局長タリシ余ノ職務ハ全日本ニ於ケル治安維持デアリ、且事件ヲ未然ニ防止シ又之ノ防止ノ爲ニ必要ナ措置ヲトレコト、又余ノ任内ノ一部ナリ。カ、レ任内警備ノ爲民間ニ於ケル一般情勢ヲ常ニ加察シ且警備ノ動向、目的ヲ諒解シアレコトヲ必キニシテ、余ハ余ノ部下ヨリカ

、レ内容ニ関スル情報ヲ常ニ入手シタリ

余ガ内務省警保局長ニ在職中一九四〇年（昭和十五年）七月所謂七・五事件アリ

情報ニ依リ余ノ如レモ處デハ同事件ハ前田虎雄及影山正治等ヲ指導者ト

197

198

裏面白紙

スル三十餘名ノ右翼革新陣營ノ血盟的一箇が國家革新ノ實現ノ爲メ、之  
が阻害者タル親英米の現狀維持者、又ハ自由主義者ト目サレル者ヲ一掃  
シテ、日本刀、其他多數ノ武器ヲ準備シ正ニ出發決行ニ移ラントセルヲ  
入手セル情報ニ依リ探知シ未然檢査シタル事件ナリ。當時木戸侯ハ内大  
臣タリ。菅原侯ハ之等ノ暗殺事件ヲ取調ベソノ暗殺ノ目標ハ左ノ如クナ  
レコト判明セリ

- 1 政府代表トシテ米内首相
  - 2 重臣代表トシテ湯淺前内府、同日元首相、原田精造男、牧野元内府、  
木戸内府及松平宮相
  - 3 財閥代表トシテ池田成彬外二名
  - 4 政黨代表トシテ町田民政黨總長外四名
- ナリ
- 訊問調査ノ結果完全ナル報告ガ余ノ元ニ提出サレ而シテ上達ノ爲ガ明確  
トナリタリ。犯人等ハ十分ニ發見サレ有罪トナリテ照罪セリ。上達ノ目  
標タリシ人々ニ對シテハ一定期間懲罰ヲ附シタリ

裏面白紙

三 余ガ管視總監ニ在職中余ノ責任下ニ一九四一年（昭和十六年）八月平沼男爵組理事任アリ。同年六月ノ「獨ソ同盟」ヲ契機トシテ此ノ際道カニ米英ト戦ヒ西方ニ進出スベキデアルト主張スル親獨的革新同盟ノ一ナルニシテ此ノ時ニシテ地方官員一由山田ニシテ米英ヘノ同盟ニ反對スルト目セラレタル平沼男爵時殺セントシタル事件ナリ。此ハ平沼男爵私邸ニ訪問シ男爵ヲ狙撃セルガ幸ニモ微傷ニテ済ミタリ。西山ハ裁判ノ結果有罪トナリ懲役トナリタリ。當時近衛首相ハ如何ニカシテ米英トノ戦争ヲ避ケントスル意思ニアリタルヲ知ケルニシテ、親獨的革新陣營中ニハコノ種ノ敵意ナル空氣ヲ感スアリ。余ノ公職ニ於テ情報入手ニ依リテコノ事ハ明白ナリキ。本戸大臣ニシテモ近衛公トシテ下閣近ノ親英米派重臣トシテ彼等右親英陣營ヨリ親米派ニ至ル迄漸次親獨本戸ノ身邊ニ寄局ニシテハ有事件時ヨリ親米派ニ至ル迄漸次親獨本戸ノ身邊ニ寄リ親英陣營ニシテ有事件時ヨリ親米派ニ至ル迄漸次親獨本戸ノ身邊ニ寄リ一九四二年（昭和十七年）初期ヨリ漸次親獨ニ漸シテ増加セリ。尙近衛首相、岡田大將、牧野伯、池田氏等モ亦親獨ヲ増加セリ。

裏面白紙

199

4

207

昭和二十二年（一九四七年）二月六日 於 東京

供 送 者 山 崎 巖  
東京口際法律事務所

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同 所

立 會 人 藤 倉 成

210

5

201

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤謬セズ又何事ヲモ附加セザレコトヲ  
言フ

宣  
言  
書

(署名捺印)

山

崎

段

201

202

裏  
面  
白  
紙



高橋

徳政録卷二五五七號

正誤表

一頁

トビテ「原注」ヲ「厚生省」ニ改ム  
「平沼」ニ改ム

出来」ノ二字ヲ削ル

六行目初メノ「出」ノ一字ヲ削ル

六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル

七行目初メノ「血」ヲ相書多量でましまし「止血」の爲め」ノ十九

字ヲ削ル

八行目初メノ「然」の傷も重傷であり」ノ十字ヲ削リ「最も重傷ト

考へらる」ノ十字ヲ加フ

九行目終リノ「貫通銃創を」ヲ「貫通銃創で」ト改メ左ノ文ヲ加フ

「あつて右類動脈の近くを貫いたものであつて他の一つは

202-1

207

高橋

特選別巻二五五七巻

正誤表

一頁

七行目「原生省」ヲ「厚生省」ニ改ム

二頁

十四行目「平治」ヲ「平治」ニ改ム

五行目終リノ「出来」ノ二字ヲ削ル

六行目初メノ「る」丈けの「ノ」四字ヲ削ル

六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル

七行目初メノ「血」が相書多量でありましよから止直の爲め」ノ十九

字ヲ削ル

八行目初メノ「然」の傷も重傷であり」ノ十字ヲ削リ「是も重傷ト

考へらる」ノ十字ヲ加フ



九行目終リノ「貫通」を」ヲ「貫通」創で」ト改メ左ノ文ヲ加フ

「あつて右類動語の近くを貫いたものであつて他の一つは

202-1

裏面白紙

# 訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 12 月 1 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	塩崎伸一郎  印
受託責任者	神奈川県南足柄市中沼210番地 富士写真フイルム株式会社  印 代表取締役 古森重隆

高橋

徳政御書二五五七條

正誤表

一頁

七行目「原生省」ヲ「厚生省」ニ改ム

十四行目「平治」ヲ「平治」ニ改ム

二頁

五行目終リノ「出来」ノ二字ヲ削ル

六行目初メノ「る」丈けの「」ノ四字ヲ削ル

六行目終リノ「出」ノ一字ヲ削ル

七行目初メノ「血」ガ相替多数でましまし「」から「血」の爲め「」ノ十九

字ヲ削ル

八行目初メノ「然」の傷も重傷であり「」ノ十字ヲ削リ「」も重傷と

考へらるる「」ノ十字ヲ加フ

九行目終リノ「貫」通統創を「」ヲ「貫」通統創で「」ト改メ左ノ文ヲ加フ

「」あつて右類勅詔版の近くを貫いたもつてあつて他の一つは

202-1

1

203

左鎖骨上窩より入つて着終して居るものであります尙左右  
顔面に数個の貫通銃創がありました

十行目 全部黒

十一行目 初メノ「した。右創傷は化膿する危険多く」ノ十四字ヲ削

十二行目 「若し」ト「化膿して因縁部」ト在レ間ニ「之等の銃創が」  
ノ六字ヲ加フ

十八行目 「其内」ヲ「其時」ニ改ム

十九行目 「筋肉」ヲ「皮膚」ニ改ム

202-2

174

Dof. Doc. 2557

Exh. NO.

自分僕我國ニ行ハレル方ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供進致シマス

宣 誓 供 進 香 田 廣 重

宣 誓 供 進 香

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

203

204

裏 面 白 紙

私は明治六年十月十四日京都府に生れ明治三十二年東京帝國大學醫學部卒業、爾來外科學專攻、明治四十四年醫學博士の學位を受け、後東京帝國大學醫學部教授と爲り、外科學講座當、昭和九年退官、名譽教授の稱號を受けました。

日本降服後一時厚生省醫務局長官に任せられ親任の待遇を賜つたことがあり、また同時に學界代表の意味で貴族院議員に勅選されて居りました。現在は原省顧問を致して居ります。其他内外各道の外科學界の役員と爲つて居ります。昭和三年以來引續き日本醫科大學學長であります。

昭和五年十一月暗殺者が首相濱口雄幸を襲撃した時に私は主治醫でありました。昭和十一年二月侍從長鈴木貫太郎が暗殺者襲撃の目標となりました。時も亦主治醫となりました。この鈴木氏は日本降服の時の首相でありました。更に昭和十六年八月十四日國務大臣平沼騏一郎が東京市淀橋區西大久保の自邸で暗殺者の襲撃を受けた時も私は主任外科醫でありました。平治の治療に際して私の作成したカルテは本人の私邸に預けて置かれてありましたが、昭和二十年八月十五日拂曉同邸が襲撃を受け、焼打に因つて焼失した時に焼失しました。従つて以下平沼治療に關する私の記憶を辿り、醫療に關する事實を述べる次第であります。

昭和十六年八月十四日午前八時頃友人の内科醫二本詠三博士から電話があつて、只今平沼國務大臣が暗殺者に襲はれ、頸部外敷ケ所に拳銃による重傷を受け、重態であるといひ、二本博士は大變心配して居る様子で、私に即

裏面白紙

刻往診を頼むとのことでありました。私は直ちに兇行の現場に急行しま  
 した。運搬の現場は官憲により手を加へられたることなく其儘で平沼  
 務大臣は他所に移されず其處に凝結しかかつて居る血にまみれて横臥し  
 て居ました。診察しますと意識はありましたが重態で顔色は氣味悪い程  
 蒼白で非常な痛苦を忍んで居ることが明瞭でありました。私は早速出来  
 る丈けの應急處置を施し創傷部其附近の血潮を拭ひとり防腐劑を施し出  
 血が相當多量でありましたから止血の爲め出来る丈けの帯をしました。  
 熱れの傷も重傷であり一弾は右側下顎隅角後下部から舌根を経て舌に入  
 り舌背に出て上顎門齒齒槽突起及左門齒を缺き上唇を貫いた貫通銃創を  
 與へ、他の弾丸は左顔面、左肩胛より脊内に入った銃創を與へて居りま  
 した。右創傷は化膿する危険多く若し化膿して咽喉部に波及すれば窒息死を免れず又若し化膿  
 が一般的になれば敗血症を招くこと必至であり創傷の性質上これは致命  
 的であります。患者は年令七十才以上で、これに其林質條件を併せ考慮  
 し、私は最初の二日間位は生死に付樂觀的意見を出さなかつた程悲觀し  
 て居りました。然るに幸運にも化膿を防ぐことが出来餘病併發もなく  
 済み徐々に快方に向ひました。然し重傷であるのと他の條件が悪いので  
 其恢復は非常に遅れました。當時の記憶によると弾丸を探しましたが其内一つは見當らず一個は今日  
 尙左上背部の筋肉の下に入つてると思ひます。

206

206



私付三ヶ月餘り治療に従事しました。初めの内は毎日往診しましたが病  
 狀がよくなるに伴れ往診の度数は漸次減少しました。始めのうちは絶  
 對安靜を命し近親でも病床に近づけませんでした。其後家族と近親との面合は許  
 しました。太平洋戦争の始まる少し前官中で合合があり平沼も特に召  
 されて出席したいからといふて意見を求められました。私は不賛成でし  
 たが遂に秘書二名と看護婦一名の同伴を條件として許可しました。負傷  
 以來此時まで一度も外出は許してなかつたのです。幸に順調に恢復期に  
 向てましたので悪影響なく其後漸次健康を取り戻しました。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月二十六日 於

供 通 者 鹽 田 慶 重

右ハ當立會人ノ面會ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 毛 利 與 一

207

208

裏面白紙

フ 良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣

誓

書

署名捺印

鹽田廣重

208

209

裏面白紙

RE 2229  
Def. Doc. 2535

Exh. 3

事務

2229-24 (2002)  
三ノ本島 (2002)  
(本島第一号)

自分義役國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 東京都世田ヶ谷區若林町百五番地

岡田啓介

289

1

210

RE 3229  
Def, Doc, 52538

Exh. 5

原簿

自分義役國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

宣稱供述書

供述者 東京都世田ヶ谷區若林町  
百五番地 岡田啓介

亞米利加合衆國 其他  
對  
荒木貞夫 其他

亞東國際軍事裁判所

299

1

2/0

裏面白紙

私は一八六九年（明治元年）日本國福井縣に生れました、一八八九年（明治二十二年）海軍兵學校を卒業して一九二四年（大正十三年）海軍大將となり一九三三年（昭和八年）迄日本國海軍に居りました。翌年一九三四年（昭和九年）七月日本國内閣總理大臣に任命せられました。

一九三六年（昭和十一年）二月所謂二月廿六日事件の後私は總理大臣の地位を辭し其後一九四〇年（昭和十五年）頃から日本がポツダム宣言を受諾する迄の間に私は度々重臣會議に出席致しました。私は一九四一年（昭和十六年）十一月廿九日に催された重臣會議に出席しました。

此會議は陛下の恩召により侍從長を通じて召集せらるる道例の方法による代りに、總理大臣の求めにより召集せられ、宮中を會合の場所と指定されました、午前一回、午後一回、二度會議がありました、午前の會議で吾々は總理大臣や閣僚大臣が當時の外交政治情勢に付話するのを聞きました。吾々に対して日米間の交渉が行詰りになつた事を説明せられ話して居る人は具体的な言葉では言わなかつたが政府は兩國間の競争は避け難いと感じて居ることが分り、又從來の經驗其當時推移しつつある情勢は競争を避け難いものにするだらうといふ事が分りました。首相は政府が其時競争をすることを決定したとは言はず又政府は吾々に競争に賛成する歳にすすめよ

裏面白紙

うとはしなかつた。然乍ら重臣は各々山原關係に質問をいたしました。其質問に對して政府の立場は事實上の根據が示され政府の立つて居る數字を引用發表すればよく諒解して貰へるのであるが其は國家の機密だから發表することは出来ないと答へました。重臣は誰も、殊に芝野、近衛、平沼及私は競争に復成したり激勵したりはしませんでした。豫め、相談も議論もしたわけではないが、吾々は政府に問題を充分用心して再考し、敵對行爲を招來する虞ある事柄については極度の警戒をして處理するようになすめました。吾は皆曾て議論を唱へたのであります。

午前の會議の後に、陛下より晝食（御膳食）を賜り、食後吾々は各々陛下に自白書を呈上しました。

私は其時を思い出さぬが、出府重臣の一人は問題は政府の手に委せなければなるまいといふ意味のことをいふた人があつたかも知れませんが、いふ意見發表があつたといはれて居ると私は法外をうけた事があるが、私は誰が左様な意見をのべたか思い出さない然し平沼ではなかつた事は覚えて居ます。政府が競争することには決定したといふ事も言ふて貰わず又政府の方々が國家機密の取扱をされて居るといふ數字に甚く理由も知らせて貰ひませんでしたから吾々は深く其問題に立入り論ずる機會を得ず又前に申した理由から情確な事實の知識がありませんので吾々は消極論自白論を述べると

裏面白紙

止める外ありませんでした。

首相のいふた日本が陰々に絞め殺される（チリ貧）といふ見解については私は下カ貧になつては困ると戒め、私の考へては下カ貧は首相の恐れるチリ貧より尙更悪いと警告しました。

此意見に平沼男爵は全く同感でありました。

蓋御陪食の際、重臣が陛下に申上げた意見は午前の會議で、首相及副條に申した意見の反覆に過ぎません、平沼も入れて吾々の大多数は政府當局の説明に満足せず國家の將來の安泰に付深く憂慮して政府は此問題を露瑣處に置すべきであると言ふたのであります。

陛下の御前は比較的短時間で終り、午後は夕方まで政府當局と共に過しました、然乍ら政府の態度は變らず吾々の態度も少しも動搖しませんでした。

吾々は其日から十日も経ぬ時に眞珠灣攻撃が行われよう等とは夢にも豫想せず散會しました、此會議に列席した重臣は若槻、近衛、平沼、米内、青田、林、可及私でした、當時の内大臣木戸侯爵は御陪食の時と、其のあとの話の時に居られましたが、會議には何方も（午前、午後）出席せられませんでした。

及争が始つてから初めのうちは日本は度々勝利を得たが及争が進むにつれ形勢は變り日本にとつて情況は段々悪くなりました。遂に一九四三年に至

212

裏面白紙

213



り常に戦争には反対であつた若槻、近衛、平沼と私はお互に、此戦争はごうしてもやめなければならぬと意見が一致しました。この目的を心に抱いて吾等は屢々會合しました。初めは目白と秋津に於つた近衛公爵の家が會合の場所として使用せられました。初めは空襲が多くなつた爲め危険となつたので、吾等は今聯合軍司令部のある第一相互ビルディングに部屋を借りました。平沼か私がこの集りの幹事として勤めました。吾々の仲間で第一に必要な事は内閣に競争に反対な人を入れることであると決意しました。其最も適任者として米内海軍大將を選び其任命を得やうと努力しました。我等の目的を達する爲めに首相と會ひ、話さ機會を作らうと心分骨折りました。然し遂に米内大將を入閣させることは不成功に終りました。米内に無任所大臣の地位が授けられた事は事實ですがそれでは吾々の目的を達し難いので海軍大臣として任命をして貰ふと努めました。この提案には前に申す如く政府が同意しませんでした。

其外常に諸方面に不安と内閣に對する不平があることが明かとなりました。この不満は黨内の各方面で出て参りました。吾々は内閣は時局に對處して行くことは出来ぬといふ考を抱くようになり一九四四年七月十七日若槻、近衛、平沼と私は平沼家で會合し其情勢につき論じました。後になつて他の重臣もこの話に加はりました。この論議の結果吾

裏面白紙

吾は次の様な結論に對しこれを背面に書きました。

此の確局を切り抜けるには人心を新にする事が必要で御座います。国民全体が相知し相協力し、一途邁進する強力なる是同一致内閣を作ることが必要と考へます、内閣の一部改造の如きは何の役にも立たないと思ひます。

此決議は内閣が国民の人氣を失つた事が分り吾々は戦争を終止する様導くには内閣を退陣させることが必要だと考へたからやつたのであります。私は此決議を内大臣木戸侯爵に其官邸で手交し會合の次第を報告しました。

翌七月十八日内閣は總辭職し、同日、後繼内閣首班推薦の爲め重臣會議が召集されました。此會議に平沼は列席し、陸軍が国民の支持を失ひたることを指摘し軍が国民生活の各方面に干渉することは不可なりと言ひました。近衛公卿は後繼内閣の首班として、鈴木實太郎はどうかといひ平沼はこの推薦を強く支持しました。鈴木實太郎はどうか、然し乍ら結局小磯大將が推薦せられました。會議の後若槻、近衛、平沼及私は協議し近衛は其他の重臣の家にを遊訪し新内閣組織の本命は米内を海軍大臣とし小磯、米内の兩人に

裏面白紙

214

215

降下する様には違ふことに各重臣の同意を得ました。斯様を大命は前例の  
ないことでした。近衛公儀は其任務に成功しました。米内を海軍大臣  
に任命する事にすることは戦争反対の者を内閣に入れるといふ爲めであ  
りました。

小磯内閣が辞職した時一九四五年四月五日に開かれた重臣會議で平沼は  
鈴木貫太郎を後継首相として推薦し此時は成功しました。鈴木は私の親  
戚でありますから私はこの事には参加せず同人が任命を御請けする様承  
諾をすすめる仕事を引受けました。平沼は前から鈴木がよいと思つて居  
ました。前に申した通り其頃は若槻、近衛、平沼及私の四人は雄局に付  
執るべき方策を謀る爲め歴々會合して居りました。其時の議論から私  
は平沼か小磯の後継者として鈴木を推薦した理由を知つて居ります。  
鈴木は偉大な長として非常によく陛下に奉仕し、陛下の御心を日本全  
體よりもよく知つて居りました。平沼は若し鈴木が首相の任を受  
ければ、戦争は必ずやめることが出来ると思つたのであります。平沼の  
先見は實現し今日では歴史的事實となりました。然し乍ら一九四五年四  
月五日の重臣會議では平沼は、首相として鈴木を推薦する理由として私  
が右に述べた理由は公言しませんでした。却つて反対に、日本は戦争

215

4

26

裏面白紙

を最後までやる人が必要だといふ意味のことを申しました、其發言の解釋  
 説明を公の席上ではしなかつたのですが、私は平沼が何故斯様なことをい  
 ふか其理由は一つあることをよく知つて居ります、平沼は日本事情に通  
 じて居りました。平沼は日本国民は敗戦となつて終るに違ひない戦争の終  
 局といふことに對して其心構へが出来て居らぬことを知つて居ました、  
 平沼は又若し平和を招来しそつた人物を首相に推戴して居るのでと言ふた  
 ら其れで平沼の目的は不成功に終り、平和を實現しようといふ計畫も達成  
 すること出来ぬことを氣付いて居たのであります、平沼は又吾々多數の  
 者と同時に、平和を實現するには、日本は其口体を成る形で保持できると  
 いふ基礎の上でやらなければならぬと考へておりました、平沼は斯様な計畫  
 が實現出来なければ日本国民は最後の一人迄戦ふであらうことを知つて居  
 ました、従つて首相になる人は所期の結果を實現する爲に最後まで戦ふ人  
 でなければならなかつたのであります、平沼は又聯合口の政治家で日本の  
 事情の分つた人も考へた様に、陛下はどうかして、其儘に置かれればなら  
 ぬと考へて居た、早稲平知に成功せんとせば、此等の原則の爲めに終局迄  
 戦ひ抜く人の御奉公が必すであるといふ氣付いて居たのであります、幸にも平  
 沼の見解と偶然一致した戸合目の政治家の意見が一般に受け入れられ、

裏面白紙

ボツタム宣言にも反影したのであります

一九四五年（昭和廿年）八月九日ボツタム宣言の條件を日本が受諾するか否かと審議決定する為め最高戦争指導會議が宮中、陛下の御前で開かれました。此時平沼は樞密院議長で此の會議の構成員でありました。陛下の特別の御召して列席しました、此會議で平沼は日本はボツタム宣言を受諾すべきであるといふ意見を支持しました、私は此會議には列席しませんでした。平沼が出席したことはよく知つて居ります、平沼の立場を平沼及其の出席者と話ししたので知つて居ることを申上げて置きます。此會議の終に陛下はボツタム宣言の受諾を嘉納せられ日本の降服は決定しました。

本會議の決定の公表前一九四五年八月十五日早朝平沼の家は陸軍士官に突ひられた一團の學生、熱狂青年に襲撃せられ焼かれました、平沼の家は全焼しました。平沼は辛らむて暗殺を祈りました、暗殺を祈れたのはこれで二度目でありませす。

以上

2/7

裏面白紙

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）九月三日 於 東京市田ヶ谷自宅

供送者 岡田啓介

右ハ當立會人ノ函前ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於岡所

立會人 宇佐美六郎

218

219

良心ヲ併ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印  
岡  
田  
啓  
介

219

11

220

裏  
面  
白  
紙

Doc Doc:2423

長野縣 輕井澤町 近衛別邸  
公 書 近 衛 文 信 目 下

必 須 展 覽 留

淀橋803

東京 都 淀橋區 角筈一ノ八七五  
岡 田 啓 介

220-2



220-1-24 (2/11)  
平沼相受候  
(平沼相受一書)

拜啓 臨身健塔候處閣下益々御健勝之慶幸慶賀候  
儀者時局重大國家の前途憂慮に堪えず此際總理並に關係大臣と懇談を試  
るは重臣の責務とも思はれ候に於て來る八月三十日一月曜日一正午より華族  
々相受相受候返禮の意味に於て來る八月三十日一月曜日一正午より華族  
會館に東條總理、鈴木國務、眞屋大臣、青木大東亞、重光外務各大臣を  
午後に招待し懇談致度主人側ハ原福府、若槻男、平沼男閣下、米内大將  
廣田君、阿部大將及小生とす  
右御同意に候はゞ小生幹事後相尋申すべく其乍勝手御諾否御返電賜り度  
敬具

岡田啓介

公啓近衛文麿閣下  
待史

220-1

拜啓 諸君健塔候處閣下登々御健勝之候事候實候  
 儀者時局重大國家の前途憂慮に堪えず此際御理並に關係大臣と懇談を試  
 るは重臣の責務とも思はれ其に付閣下平沼男及び小生の發起にて從來屢  
 々招宴相受候運儀の意味に於て來る八月三十日(月曜日)正午より華族  
 會館に東條總理、鈴木大將、賀屋大藏、青木大東亞、重光外務大臣を  
 午儀に招待し懇談致度主人側ハ原福府、若槻男、平沼男閣下、米内大將  
 廣田君、阿部大將及小生とす  
 右御同意に候はゞ小生幹事後相尋申すべく其乍勝手御話否御返電賜り度  
 頂候

八月十三日

敬 具

2

岡 田 啓 介

公會近衛文庫閣下 待 史

220-1

E 323/

DefDoc#2587

Exh. No

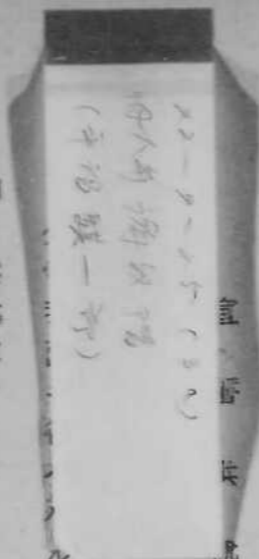
高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫其他



如ク受遺証シマス

ル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣鑿ヲ爲シタル上次ノ

供遺者 平 沼 節 子

E-3231  
DefDoc#2587

Exh. No

書格

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木 貞夫其他

宣誓 供述 書

供述者 平沼 節子

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ発ッ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述被シマス

221

222

裏面白紙



カ非常ニイヤナ事方起リソウダト注意ヲ受ケテ居マシタノデコノ運動ハ  
 何ナニ意味ガアルコトヲ察シテマシタ、現ニ前日ニ田中ヒロシトイ  
 フ審議官ハ私ニ同ヒドウモ陸軍省（日本ノ陸軍省）ガ私ノ家ノ上空ヲ飛  
 ンデ居ル様子ガ無ニ入ラス、私達ニ懸念ヲ惹ス様ナコトガアツテモ其覺  
 悟ラシテ居ル方ガヨイト申シタ位デシタ。私ハ表門カラ入ツタ、モツブ  
 ハ平沼（憲父）ヲ返ツテ來タコトヲ知リマシタ、其ワケハ此塔共ハ十五  
 人程居ル陸軍省官ヲ手ヲ頭上ニ尋ゲサセテ一列ニ並列サセ、儀仗ノ遊  
 者ガ！！後ニ並ス木トイフ陸軍大尉ト同キマシタガ私ハコノ人ガヨク  
 見エマシタ！！疑フ様ニ上デテ叫ブノヲ聞キマシタ、彼ハ「平沼ガド  
 ナ叔カ知ラナイノカ、オレ達知ラナインダナ、彼等ハ塔空ヲ覗キ居ル  
 大尉ダ、國賊ダ、國ガ亡ビヨウトシテ居ルノガ分ラナイノカ、大尉成ラ  
 護衛スルトハ何事ダ、我々知レ一  
 私ガ最初ニ應ツタコトハ、憲父サマヲ家カラ出サテケレバナラス  
 トイフコトデシタ。私ニスガリツタ、凡才ノ邊ト、大才ノ息子ヲバアヤ  
 ニ頂ケ祖父ノ室ニ居テ行キマシタ、此時私ニ軍服ヲ着タ兵士ガ家ノ中ニ  
 入ツテ來テ居テ家中ガソリシ様キ一ツ一ツ全額ノ室ニ火ヲツケマシタ  
 筆子親達ハ火ヲキマシタ、恐コシイト思フ様モテリマセンデシタ、又  
 私ハアノ頃陸軍省ガアルト皆意ヲ居テ軍服ノ着ナモノヲ着テ居マシタ、  
 祖父ノコトガ氣取りガ恐怖モ感シマセンデシタ祖父ノ室ノ方ニ半分許リ

223

24

裏面白紙

造ンダノデスガ短ニイブサレ、其以上前送出来マセンデシタ、テヨウド  
 此時、ギヤングノ一人ガ「平沼ハ見付カラントイヒ、他ノ者ガ答ヘテ  
 「モウ直グニ焼ケ死ヌヨ」ト叫ブノヲ聞キマシタ、私ハコレヲ聞イテ  
 カガ祖父ヲヤツト聞ニ合フ様ニ部屋カラ退レ出スコトガ出来タナト感ジ  
 マシタ、私ハ直チニ女中部室ニ戻リ子兵衛トバーヤヲ探シマシタガ何處  
 ニモ見付カリマセン、私ハ非常ニ心配シテ家ノ中ニ居タ兵士ノ一人ニ子  
 兵衛トバーヤハ如何シタ何處ニ居ルカト問キマシタガ兵士ハ知らナイト言  
 ヒマシタ、私ハ横門ヲ通テ外ヘ出ルトキニギヤングノ警備者ト部下ノ兵  
 士ノ側ヲ通りマシタ、彼ハ表門ノ一寸内側ニ其部下ト共ニ居リマシタ、  
 彼等ハ皆大刀ヲ抜イテ持チビストルヲ振シ候衛官ヲ殺傷シ（一盃以上）  
 デ奪取シテ居マシタ、後ニ佐々木トイフ名前ヲ知ツタ其大將ハ私ヲ脱ミ  
 ツケマシタ、私ハ兵士ノ一人ニ何處カニ私ノ子兵衛ヲ見ナカッタカト問キ  
 マシタ、彼ハ不愛想ニ子供ハ出テ行ツタト答ヘマシタ、私ハ家ヲ出ツテ  
 隠ノ建物ノ處ノ方ヘ行キマシタ、コノ建物ハ無窮會トイフ名ノ文化園  
 体ノ事務所兼圖書館デシタ、祖父ハ其言ヲ受テアツタノデス、私ハ其處ニ  
 祖父ガ隠レテ居ルカモシレスト思ヒマシタ、バーヤト子供ガ居マシタ、  
 ギヤングハ表門ト裏門ヲ横断シ祖父カ出テ来ルカト思テ居マシ  
 タガ、無窮會圖書館ニ直接行ケル第三ノ門ヲ見附シテ居マシタ、圖書館  
 ニハ警備カ弱リ居リ、私ニ祖父ガコノ建物ニ隠レテ居ルトイフ細目ヲシ

裏面白紙

224

225

マシタ、此ノ朝私ノ家ニ來襲シタギヤングノ内ニハ學生モ居タラシク、  
 其内ノ一人ガバイヤト小侯進ニ走人ノ在所ヲ言ハセヨウトシテ拔身ノ刀  
 デ脅迫シマシタ、頭ノ上ニ拔刀ヲ振りカブリ其形態ハ妻ク、バイヤハ發  
 サレルト思ツタソウデスガ、子侯ニモバイヤニモ危窘ハ加ヘマセンデ  
 タ、  
 私カ子侯ヲ見付ケ、蓮父ノ様レテ居ルコトヲ知ツタ時ニハ家ハ盛ニ盛  
 エ、ガレエチガ半鐘デ鐘ツタ外全部追失シマシタ、私ヤ腰帯言ノ見タ所  
 デハ大體四十人位ノ人箇デ六多餘ハ兵士デ、小侯ノ學生ヲ居ツタト思ヒ  
 マス、右ノ總行ハ首領木馬ノ襲撃サレタト同日ノ朝デス、木馬ハ  
 彼等僅少デ冠レマシタ。

225

226

裏面白紙



昭和二十二年（一九四七年）九月十四日 於表記自宅

供送者 平沼篤子

右ハ當立會人ノ面請ニテ宣誓シ且ツ捺指印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人 宇佐美六郎

226

227

裏面白紙

DezDo072587

良心ニ從ヒ眞實ヲ道ベ何事ヲモ欺ルセズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印 平 祐 翁 子

227

1

228

裏  
面  
白  
紙